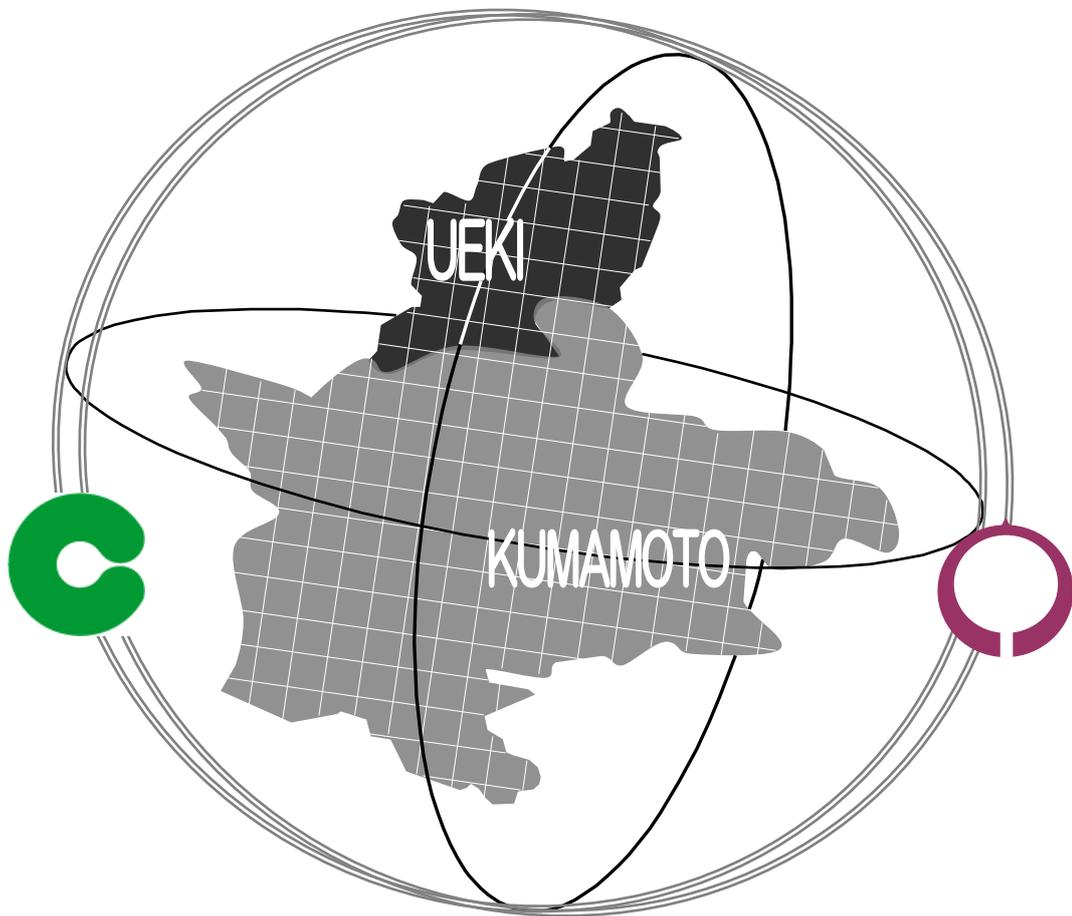


第4回

熊本市・植木町合併協議会



日 時 平成21年3月2日（月）
午後3時30分～

場 所 くまもと県民交流館
「パレアホール」

目 次

〔報 告〕

議員専門部会からの報告	3
-------------	---

〔協 議〕

(前回提案分)

協議第18号 市民生活関係事業について(その1)	9
協議第19号 健康福祉関係事業について(その1)	29
協議第20号 子ども未来関係事業について(その1)	41
協議第23号 都市建設関係事業について(その1)	55
協議第24号 教育関係事業について	67

(今回提案分)

協議第16号 総務関係事業について(その1)	89
協議第19号 健康福祉関係事業について(その2)	103
協議第22号 経済振興関係事業について(その1)	117

〔 報 告 〕

平成21年2月26日

熊本市・植木町合併協議会
会 長 幸山 政史 様

熊本市・植木町合併協議会議員専門部会
副部会長 住 野 弘 行

議員専門部会における審議の経過及び結果について

このことについて、熊本市・植木町合併協議会専門部会設置規程第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

第2回議員専門部会報告書

開催日時 平成21年2月26日(木)
午後3時00分～午後4時00分
開催場所 熊本市 議会棟5階特別委員会室
出席委員 14名出席(2名欠席)

1. 審議の状況について

第2回熊本市・植木町合併協議会議員専門部会では、付託を受けた事項のうち、協議第8号の審議を行い、協議第6号について事務局からの説明を受けた。

(1) 協議第8号 地域自治組織等の取扱いについて

合併時に植木町の区域に地域自治組織を設置することについて承認され、設置する地域自治組織の制度等については、次回提案することで継続審議となった。

(2) 協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、事務局からの説明を受け、それぞれ持ち帰って検討を行うこととなった。

2. 議員専門部会で審議する項目の進捗状況

	提案	承認	状況
協議第1号 合併の方式	第1回	第1回	協議終了
協議第2号 合併の期日	第1回	第1回	
協議第3号 新市の名称	第1回	第1回	協議終了
協議第4号 新市の事務所の位置	第1回	第1回	協議終了
協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い			説明のみ(第2回)
協議第8号 地域自治組織等の取扱い	第2回		継続審議
協議第11号 合併市町村基本計画			

〔 協 議 〕

熊本市・植木町合併協議会協議項目一覧

平成21年3月2日現在

項目	協議番号	協議項目	提案	承認	協議の状況
基本的協議項目	①	合併の方式	第2回	第2回	協議終了
	②	合併の期日	第2回	第2回	
	③	新市の名称	第2回	第2回	協議終了
	④	新市の事務所の位置	第2回	第2回	協議終了
	5	財産及び債務の取扱い			
特例法による協議項目	⑥	議会の議員の定数及び任期の取扱い			
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い			
	⑧	地域自治組織等の取扱い			
	9	地方税の取扱い	第2回	第3回	協議終了
	10	一般職の職員の身分の取扱い			
	⑪	合併市町村基本計画			
その他の項目	12	一部事務組合等の取扱い			
	13	使用料・手数料の取扱い			
	14	公共的団体等の取扱い			
	15	補助金・交付金等の取扱い			
各種事業項目	16	総務関係事業について	第4回①		
	17	企画財政関係事業について	第2回	第3回	協議終了
	18	市民生活関係事業について	第3回①		
	19	健康福祉関係事業について	第3回① 第4回②		
	20	子ども未来関係事業について	第3回①		
	21	環境保全関係事業について	第2回①	第3回①	
	22	経済振興関係事業について	第4回①		
	23	都市建設関係事業について	第3回①		
	24	教育関係事業について	第3回		
	25	水道関係事業について	第2回	第3回	協議終了
	26	電算関係事業について	第2回	第3回	協議終了
関連項目 政令市	27	政令指定都市移行に関する事項について			

※○付の協議番号は議員専門部会に付託された事項。網掛の協議項目は協議が終了したものの。

〔 前回提案分 〕

協議第18号

市民生活関係事業について（その1）

市民生活関係事業について承認を求める。

平成21年 2月16日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

市民生活関係事業について

- 1 市民生活関係事業のうち町名・字名の取扱いについて、熊本市の区域内の町名は、現行のとおりとする。植木町の区域は、「鹿本郡植木町」を「熊本市植木町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。
- 2 市民生活関係事業のうち行政連絡機構の取扱いについて、熊本市の町内自治会制度へ統合する。
ただし、移行時期については状況を見極め決定するが、移行までの間は嘱託員制度を継続する。
- 3 市民生活関係事業のうち町内自治会活動支援事業について、町内自治会制度へ移行時に、熊本市の例に統一する。
ただし、町内自治振興補助等については、植木町地域自治協働型施設検討委員会の報告を受け、検討する。
- 4 市民生活関係事業のうち防犯灯設置補助金について、熊本市の例に統一する。
- 5 市民生活関係事業のうち地籍調査の今後の計画について、植木町の事業計画は、新市へ引継ぎ実施する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(18 市民生活関係事業)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
町名・字名の取扱い					
1	町名・字名の取扱い	市民生活部会	第3回		
行政連絡機構の取扱い					
1	行政区・区長組織等(行政連絡員制度)	市民生活部会	第3回		
その他の事業の取扱い					
1	町内自治会活動支援事業	市民生活部会	第3回		
2	防犯灯設置補助金	市民生活部会	第3回		
3	地籍調査の今後の計画	市民生活部会	第3回		
交通関係事業の取扱い					
1	交通傷害保険	市民生活部会	事務局		
2	交通安全協会	市民生活部会	事務局		
3	交通指導員	市民生活部会	事務局		
4	交通遺児対策	市民生活部会	事務局		
5	交通安全運動	市民生活部会	事務局		
6	交通安全教育	市民生活部会	事務局		
7	交通事故相談所	市民生活部会	事務局		
8	自転車対策	市民生活部会	事務局		
9	違法駐車対策	市民生活部会	事務局		
10	暴走族根絶対策	市民生活部会	事務局		
窓口業務の取扱い					
1	印鑑登録事務	市民生活部会	事務局		
2	住民基本台帳カード交付事務	市民生活部会	事務局		
3	各種証明書の発行及び異動手続き処理	市民生活部会	事務局		
4	市民サービス屋窓口等	市民生活部会	事務局		
5	住基・戸籍手数料	市民生活部会	事務局		
6	市民センター	市民生活部会	事務局		
7	総合支所	市民生活部会	事務局		
教育関係事業の取扱い					
1	市民会館管理運営事業	市民生活部会	事務局		
2	市民会館施設整備経費	市民生活部会	事務局		
3	人権教育啓発推進事業	市民生活部会	事務局		
4	人権教育啓発推進事業(協議会)	市民生活部会	事務局		
5	人権教育推進活動団体助成金等	市民生活部会	事務局		
6	熊本県隣保館連絡協議会	市民生活部会	事務局		
7	ふれあい文化センター管理運営事業	市民生活部会	事務局		
8	ふれあい文化センター地域福祉事業	市民生活部会	事務局		
9	地域公民館(社会教育施設)への補助金	市民生活部会	事務局		
10	社会教育関係団体への補助金(地域づくり関係)	市民生活部会	事務局		
11	市民文化活動支援事業	市民生活部会	事務局		
12	人材育成事業	市民生活部会	事務局		
13	美術館管理運営事業	市民生活部会	事務局		
14	美術品等収集事業	市民生活部会	事務局		
15	市文化事業協会負担金(自主文化事業)	市民生活部会	事務局		
16	友好姉妹都市	市民生活部会	事務局		
17	サマーサイエンススクール学生派遣(ハ市)	市民生活部会	事務局		
18	国際交流員招致事業	市民生活部会	事務局		

19	国際交流促進事業	市民生活部会	事務局		
20	国際交流会館管理運営事業	市民生活部会	事務局		
21	国際交流会助成金	市民生活部会	事務局		
その他の事業の取扱い					
1	舞台業務管理運営事業	市民生活部会	事務局		
2	ボランティア活動推進事業	市民生活部会	事務局		
3	市民協働推進事業	市民生活部会	事務局		
4	男女共同参画推進啓発事業	市民生活部会	事務局		
5	DV民間シェルター補助金	市民生活部会	事務局		
6	社会参画支援事業	市民生活部会	事務局		
7	総合女性センター管理運営事業	市民生活部会	事務局		
8	総合女性センター施設整備事業	市民生活部会	事務局		
9	防犯協会	市民生活部会	事務局		
10	安全安心まちづくり推進	市民生活部会	事務局		
11	犯罪被害者支援	市民生活部会	事務局		
12	消費者センター	市民生活部会	事務局		
13	熊本市計量保全会助成	市民生活部会	事務局		
14	計量検査	市民生活部会	事務局		
15	地域コミュニティセンター運営・建設事業	市民生活部会	事務局		
16	行政広報施設補助金	市民生活部会	事務局		
17	まちづくり活動支援事業	市民生活部会	次回以降		
18	地縁団体	市民生活部会	事務局		
19	五福まちづくり交流センター管理運営事業	市民生活部会	事務局		
20	地籍調査実施状況	市民生活部会	事務局		
21	地籍管理の状況	市民生活部会	事務局		
22	数値情報化の計画	市民生活部会	事務局		
23	地籍成果の管理	市民生活部会	事務局		
24	地籍図根点の管理保護	市民生活部会	事務局		
25	街区基準点の管理保護	市民生活部会	事務局		
26	地籍調査成果登記後の誤り等修正登記	市民生活部会	事務局		
27	手数料及びコピー代(地籍成果・街区基準点成果)	市民生活部会	事務局		
28	住居表示整備事業	市民生活部会	事務局		
29	健軍文化ホール管理運営事業	市民生活部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	町名・字名の取扱い	小項目名	1 町名・字名の取扱い
協議内容	植木町区域の町名・字名の表示方法をどのようにするのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の区域内の町名は、現行のとおりとする。 植木町の区域は、「鹿本郡植木町」を「熊本市植木町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。		

制 度 比 較							
	熊 本 市						
市 町 別 内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">熊 本 市</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">植 木 町</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">熊本市（町名） 別紙のとおり</td> <td style="text-align: center;">植木町（大字名） 別紙のとおり</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">例：「鹿本郡植木町大字鏡田〇〇番地△」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">「熊本市植木町鏡田〇〇番地△」</p> </div> </td> </tr> </table>	熊 本 市	植 木 町	熊本市（町名） 別紙のとおり	植木町（大字名） 別紙のとおり	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">例：「鹿本郡植木町大字鏡田〇〇番地△」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">「熊本市植木町鏡田〇〇番地△」</p> </div>	
熊 本 市	植 木 町						
熊本市（町名） 別紙のとおり	植木町（大字名） 別紙のとおり						
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">例：「鹿本郡植木町大字鏡田〇〇番地△」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">「熊本市植木町鏡田〇〇番地△」</p> </div>							
相 違 点 と 課 題	合併後、植木町住民の混乱を招かないよう、町名・字名を残す必要がある。						

植木町大字名一覧

	大 字 名	フリガナ
ア	鐙 田	アブミダ
	有 泉	アリズミ
イ	石 川	イシカワ
	伊 知 坊	イチボウ
	今 藤	イマフジ
	岩 野	イワノ
ウ	植 木	ウエキ
	上 古 閑	ウエコガ
	後 古 閑	ウシロコガ
	内	ウチ
エ	円 台 寺	エンダイジ
オ	大 井	オオイ
	荻 迫	オギサコ
	小 野	オノ
カ	亀 甲	カメコウ
キ	木 留	キトメ
	清 水	キヨミズ
ク	鞍 掛	クラカケ
コ	古 閑	コガ
シ	色 出	シキデ
	正 清	ショウセイ
ス	鈴 麦	スズムギ

	大 字 名	フリガナ
ダ	大 和	ダイワ
タ	田 底	タソコ
	滴 水	タルミズ
ト	轟	トドロキ
	富 応	トミオウ
	豊 岡	トヨオカ
	豊 田	トヨダ
ナ	投 刀 塚	ナタツカ
	那 知	ナチ
ヒ	一 木	ヒトツギ
	平 井	ヒライ
	平 野	ヒラノ
	平 原	ヒラバル
	広 住	ヒロズミ
フ	舟 島	フナジマ
ヘ	辺 田 野	ヘタノ
ミ	味 取	ミトリ
	宮 原	ミヤバル
モ	舞 尾	モウノ
ヤ	山 本	ヤマモト
ヨ	米 塚	ヨネツカ

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ	
ア	会富町	アイミマチ	
	秋津一丁目	アキツ 一ちょうメ	
	秋津二丁目	アキツ 二ちょうメ	
	秋津三丁目	アキツ 三ちょうメ	
	秋津新町	アキツシンマチ	
	秋津町秋田	アキツマチアキタ	
	秋津町沼山津	アキツマチヌヤマツ	
	麻生田一丁目	アソウダ 一ちょうメ	
	麻生田二丁目	アソウダ 二ちょうメ	
	麻生田三丁目	アソウダ 三ちょうメ	
	麻生田四丁目	アソウダ 四ちょうメ	
	麻生田五丁目	アソウダ 五ちょうメ	
	荒尾町	アラオマチ	
	荒尾一丁目	アラオ 一ちょうメ	
	荒尾二丁目	アラオ 二ちょうメ	
	荒尾三丁目	アラオ 三ちょうメ	
	改寄町	アラキマチ	
	安政町	アンセイマチ	
	イ	井川淵町	イガワブチマチ
池亀町		イケガメマチ	
池田一丁目		イケダ 一ちょうメ	
池田二丁目		イケダ 二ちょうメ	
池田三丁目		イケダ 三ちょうメ	
池田四丁目		イケダ 四ちょうメ	
池上町		イケノウエマチ	
石原一丁目		イシワラ 一ちょうメ	
石原二丁目		イシワラ 二ちょうメ	
石原三丁目		イシワラ 三ちょうメ	
石原町		イシワラマチ	
和泉町		イズミマチ	
出水一丁目		イズミ 一ちょうメ	
出水二丁目		イズミ 二ちょうメ	
出水三丁目		イズミ 三ちょうメ	
出水四丁目		イズミ 四ちょうメ	
出水五丁目		イズミ 五ちょうメ	
出水六丁目		イズミ 六ちょうメ	
出水七丁目		イズミ 七ちょうメ	
出水八丁目		イズミ 八ちょうメ	
板屋町		イタヤマチ	
出仲間一丁目		イデナカマ 一ちょうメ	
出仲間二丁目		イデナカマ 二ちょうメ	
出仲間三丁目		イデナカマ 三ちょうメ	
出仲間四丁目		イデナカマ 四ちょうメ	
出仲間五丁目		イデナカマ 五ちょうメ	
出仲間六丁目		イデナカマ 六ちょうメ	
出仲間七丁目		イデナカマ 七ちょうメ	
出仲間八丁目		イデナカマ 八ちょうメ	
出仲間九丁目		イデナカマ 九ちょうメ	
今町		イママチ	
ウ		魚屋町一丁目	ウオヤマチ 一ちょうメ
		魚屋町二丁目	ウオヤマチ 二ちょうメ
	魚屋町三丁目	ウオヤマチ 三ちょうメ	
	兎谷一丁目	ウサギダニ 一ちょうメ	
	兎谷二丁目	ウサギダニ 二ちょうメ	
	兎谷三丁目	ウサギダニ 三ちょうメ	
	海路口町	ウジグチマチ	
	薄場町	ウスバマチ	
	薄場一丁目	ウスバ 一ちょうメ	
	薄場二丁目	ウスバ 二ちょうメ	

	町名	フリガナ	
ウ	薄場三丁目	ウスバ 三ちょうメ	
	打越町	ウチゴシマチ	
	内田町	ウチダマチ	
	内坪井町	ウチツボイマチ	
エ	江越一丁目	エゴエ 一ちょうメ	
	江越二丁目	エゴエ 二ちょうメ	
	画図東一丁目		
	画図東二丁目	エズヒガシ 二ちょうメ	
	画図町大字上無田	エズマチオオアザカミムタ	
	画図町大字重富	エズマチオオアザシゲドミ	
	画図町大字下無田	エズマチオオアザシモムタ	
	画図町大字下江津	エズマチオオアザシモエツ	
	画図町大字所島	エズマチオオアザトコロジマ	
	江津一丁目	エツ 一ちょうメ	
	江津二丁目	エツ 二ちょうメ	
	江津三丁目	エツ 三ちょうメ	
	江津四丁目	エツ 四ちょうメ	
	榎町	エノキマチ	
	オ	大江本町	オオエホンマチ
		大江一丁目	オオエ 一ちょうメ
		大江二丁目	オオエ 二ちょうメ
大江三丁目		オオエ 三ちょうメ	
大江四丁目		オオエ 四ちょうメ	
大江五丁目		オオエ 五ちょうメ	
大江六丁目		オオエ 六ちょうメ	
大窪一丁目		オオクボ 一ちょうメ	
大窪二丁目		オオクボ 二ちょうメ	
大窪三丁目		オオクボ 三ちょうメ	
大窪四丁目		オオクボ 四ちょうメ	
大窪五丁目		オオクボ 五ちょうメ	
大鳥居町		オオトリイマチ	
岡田町		オカダマチ	
沖新町		オキシシマチ	
奥古閑町		オクコガマチ	
小島一丁目		オシマ 一ちょうメ	
小島二丁目		オシマ 二ちょうメ	
小島三丁目		オシマ 三ちょうメ	
小島四丁目		オシマ 四ちょうメ	
小島五丁目		オシマ 五ちょうメ	
小島六丁目		オシマ 六ちょうメ	
小島七丁目		オシマ 七ちょうメ	
小島八丁目		オシマ 八ちょうメ	
小島九丁目		オシマ 九ちょうメ	
小島上町		オシマカミマチ	
小島下町		オシマシモマチ	
尾ノ上一丁目		オノウエ 一ちょうメ	
尾ノ上二丁目		オノウエ 二ちょうメ	
尾ノ上三丁目		オノウエ 三ちょうメ	
尾ノ上四丁目		オノウエ 四ちょうメ	
帯山一丁目		オビヤマ 一ちょうメ	
帯山二丁目		オビヤマ 二ちょうメ	
帯山三丁目	オビヤマ 三ちょうメ		
帯山四丁目	オビヤマ 四ちょうメ		
帯山五丁目	オビヤマ 五ちょうメ		
帯山六丁目	オビヤマ 六ちょうメ		
帯山七丁目	オビヤマ 七ちょうメ		
帯山八丁目	オビヤマ 八ちょうメ		
帯山九丁目	オビヤマ 九ちょうメ		
小峯一丁目	オミネ 一ちょうメ		

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ	
オ	小峯二丁目	オミネ 二ちょうメ	
	小峯三丁目	オミネ 三ちょうメ	
	小峯四丁目	オミネ 四ちょうメ	
	小山一丁目	オヤマ一ちょうメ	
	小山二丁目	オヤマ二ちょうメ	
	小山三丁目	オヤマ三ちょうメ	
	小山四丁目	オヤマ四ちょうメ	
	小山五丁目	オヤマ五ちょうメ	
	小山六丁目	オヤマ六ちょうメ	
	小山七丁目	オヤマ七ちょうメ	
	小山町	オヤママチ	
	カ	鹿埴瀬町	カキゼマチ
梶尾町		カジオマチ	
鍛冶屋町		カジヤマチ	
春日一丁目		カスガ 一ちょうメ	
春日二丁目		カスガ 二ちょうメ	
春日三丁目		カスガ 三ちょうメ	
春日四丁目		カスガ 四ちょうメ	
春日五丁目		カスガ 五ちょうメ	
春日六丁目		カスガ 六ちょうメ	
春日七丁目		カスガ 七ちょうメ	
春日八丁目		カスガ 八ちょうメ	
鹿子木町		カノキマチ	
釜尾町		カマオマチ	
上鍛冶屋町		カミカジヤマチ	
上京塚町		カミキョウヅカマチ	
上熊本一丁目		カミクマモト 一ちょうメ	
上熊本二丁目		カミクマモト 二ちょうメ	
上熊本三丁目		カミクマモト 三ちょうメ	
上水前寺一丁目		カミスイゼンジ 一ちょうメ	
上水前寺二丁目		カミスイゼンジ 二ちょうメ	
上高橋一丁目		カミタカハシ 一ちょうメ	
上高橋二丁目		カミタカハシ 二ちょうメ	
上代一丁目		カミダイ 一ちょうメ	
上代二丁目		カミダイ 二ちょうメ	
上代三丁目		カミダイ 三ちょうメ	
上代四丁目		カミダイ 四ちょうメ	
上代五丁目		カミダイ 五ちょうメ	
上代六丁目		カミダイ 六ちょうメ	
上代七丁目		カミダイ 七ちょうメ	
上代八丁目		カミダイ 八ちょうメ	
上代九丁目		カミダイ 九ちょうメ	
上代十丁目		カミダイ 十ちょうメ	
上通町		カミトオリチヨウ	
上南部一丁目		カミナベ 一ちょうメ	
上南部二丁目		カミナベ 二ちょうメ	
上南部三丁目		カミナベ 三ちょうメ	
上南部四丁目		カミナベ 四ちょうメ	
上南部町		カミナベマチ	
上ノ郷一丁目		カミノゴウ 一ちょうメ	
上ノ郷二丁目		カミノゴウ 二ちょうメ	
上林町		カミバヤシマチ	
辛島町		カラシマチヨウ	
刈草一丁目		カリクサ 一ちょうメ	
刈草二丁目		カリクサ 二ちょうメ	
刈草三丁目		カリクサ 三ちょうメ	
川口町		カワグチマチ	
川尻一丁目		カワシリ 一ちょうメ	
川尻二丁目	カワシリ 二ちょうメ		
川尻三丁目	カワシリ 三ちょうメ		

	町名	フリガナ
カ	川尻四丁目	カワシリ 四ちょうメ
	川尻五丁目	カワシリ 五ちょうメ
	川尻六丁目	カワシリ 六ちょうメ
	河内町大多尾	カワチマチオオタオ
	河内町面木	カワチマチオモノギ
	河内町河内	カワチマチカワチ
	河内町白浜	カワチマチシラハマ
	河内町岳	カワチマチタケ
	河内町東門寺	カワチマチトウモンジ
	河内町野出	カワチマチノイデ
	河内町船津	
	川端町	カワバタマチ
	河原町	カワラマチ
キ	北迫町	キタザコマチ
	北千反畑町	キタセンダンバタマチ
	京塚本町	キョウヅカホンマチ
	京町一丁目	キョウマチ 一ちょうメ
	京町二丁目	キョウマチ 二ちょうメ
	京町本丁	キョウマチホンチヨウ
ク	草葉町	クサバチヨウ
	楠一丁目	クスノキ 一ちょうメ
	楠二丁目	クスノキ 二ちょうメ
	楠三丁目	クスノキ 三ちょうメ
	楠四丁目	クスノキ 四ちょうメ
	楠五丁目	クスノキ 五ちょうメ
	楠六丁目	クスノキ 六ちょうメ
	楠七丁目	クスノキ 七ちょうメ
	楠八丁目	クスノキ 八ちょうメ
	楠野町	クスノマチ
	九品寺一丁目	クホンジ 一ちょうメ
	九品寺二丁目	クホンジ 二ちょうメ
	九品寺三丁目	クホンジ 三ちょうメ
	九品寺四丁目	クホンジ 四ちょうメ
	九品寺五丁目	クホンジ 五ちょうメ
	九品寺六丁目	クホンジ 六ちょうメ
	黒髪一丁目	クロカミ 一ちょうメ
	黒髪二丁目	クロカミ 二ちょうメ
	黒髪三丁目	クロカミ 三ちょうメ
	黒髪四丁目	クロカミ 四ちょうメ
	黒髪五丁目	クロカミ 五ちょうメ
	黒髪六丁目	クロカミ 六ちょうメ
	黒髪七丁目	クロカミ 七ちょうメ
黒髪八丁目	クロカミ 八ちょうメ	
黒髪町大字坪井	クロカミマチオオアザツボイ	
神水本町	クワミズホンマチ	
神水一丁目	クワミズ 一ちょうメ	
神水二丁目	クワミズ 二ちょうメ	
ケ	慶徳堀町	ケイトクボリマチ
	健軍本町	ケンゲンホンマチ
	健軍一丁目	ケンゲン 一ちょうメ
	健軍二丁目	ケンゲン 二ちょうメ
	健軍三丁目	ケンゲン 三ちょうメ
	健軍四丁目	ケンゲン 四ちょうメ
健軍五丁目	ケンゲン 五ちょうメ	
コ	小糸山町	コイトヤママチ
	神園一丁目	コウヅノ 一ちょうメ
	神園二丁目	コウヅノ 二ちょうメ

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ
コ	幸田一丁目	コウダ 一ちょうメ
	幸田二丁目	コウダ 二ちょうメ
	紺屋阿弥陀寺町	コウヤアマミダジマチ
	紺屋今町	コウヤイママチ
	紺屋町一丁目	コウヤマチ 一ちょうメ
	紺屋町二丁目	コウヤマチ 二ちょうメ
	紺屋町三丁目	コウヤマチ 三ちょうメ
	子飼本町	コカイホンマチ
	国府本町	コクブホンマチ
	国府一丁目	コクブ 一ちょうメ
	国府二丁目	コクブ 二ちょうメ
	国府三丁目	コクブ 三ちょうメ
	国府四丁目	コクブ 四ちょうメ
	小沢町	コザワマチ
	古城町	コジウマチ
	壺川一丁目	コセン 一ちょうメ
	壺川二丁目	コセン 二ちょうメ
	湖東一丁目	コトウ 一ちょうメ
	湖東二丁目	コトウ 二ちょうメ
	湖東三丁目	コトウ 三ちょうメ
	琴平本町	コトヒラホンマチ
	琴平一丁目	コトヒラ 一ちょうメ
琴平二丁目	コトヒラ 二ちょうメ	
米屋町一丁目	コメヤマチ 一ちょうメ	
米屋町二丁目	コメヤマチ 二ちょうメ	
米屋町三丁目	コメヤマチ 三ちょうメ	
ゴ	合志一丁目	ゴウシ 一ちょうメ
	合志二丁目	ゴウシ 二ちょうメ
	合志三丁目	ゴウシ 三ちょうメ
	合志四丁目	ゴウシ 四ちょうメ
	呉服町一丁目	ゴフクマチ 一ちょうメ
	呉服町二丁目	ゴフクマチ 二ちょうメ
	呉服町三丁目	ゴフクマチ 三ちょうメ
	御領一丁目	ゴリョウ 一ちょうメ
	御領二丁目	ゴリョウ 二ちょうメ
	御領三丁目	ゴリョウ 三ちょうメ
	御領四丁目	ゴリョウ 四ちょうメ
	御領五丁目	ゴリョウ 五ちょうメ
	御領六丁目	ゴリョウ 六ちょうメ
	御領七丁目	ゴリョウ 七ちょうメ
	御領八丁目	ゴリョウ 八ちょうメ
	護藤町	ゴンドウマチ
	サ	細工町一丁目
細工町二丁目		サイクマチ 二ちょうメ
細工町三丁目		サイクマチ 三ちょうメ
細工町四丁目		サイクマチ 四ちょうメ
細工町五丁目		サイクマチ 五ちょうメ
栄町		サカエマチ
桜町		サクラマチ
桜木一丁目		サクラギ 一ちょうメ
桜木二丁目		サクラギ 二ちょうメ
桜木三丁目		サクラギ 三ちょうメ
桜木四丁目		サクラギ 四ちょうメ
桜木五丁目		サクラギ 五ちょうメ
桜木六丁目		サクラギ 六ちょうメ
佐土原一丁目		サドワラ 一ちょうメ
佐土原二丁目		サドワラ 二ちょうメ
佐土原三丁目		サドワラ 三ちょうメ
三郎一丁目		サブロウ 一ちょうメ

	町名	フリガナ
サ	三郎二丁目	サブロウ 二ちょうメ
シ	島崎一丁目	シマサキ 一ちょうメ
	島崎二丁目	シマサキ 二ちょうメ
	島崎三丁目	シマサキ 三ちょうメ
	島崎四丁目	シマサキ 四ちょうメ
	島崎五丁目	シマサキ 五ちょうメ
	島崎六丁目	シマサキ 六ちょうメ
	島崎七丁目	シマサキ 七ちょうメ
	島町一丁目	シママチ 一ちょうメ
	島町二丁目	シママチ 二ちょうメ
	島町三丁目	シママチ 三ちょうメ
	島町四丁目	シママチ 四ちょうメ
	島町五丁目	シママチ 五ちょうメ
	清水岩倉一丁目	シミズイワクラ 一ちょうメ
	清水岩倉二丁目	シミズイワクラ 二ちょうメ
	清水岩倉三丁目	シミズイワクラ 三ちょうメ
	清水亀井町	シミズカメイマチ
	清水東町	シミズヒガシマチ
	清水本町	シミズホンマチ
	清水町大字打越	シミズマチオオアザウチゴシ
	清水町大字松崎	シミズマチオオアザマツザキ
	清水町大字室園	シミズマチオオアザムロゾノ
	清水新地一丁目	シミズシンチ 一ちょうメ
	清水新地二丁目	シミズシンチ 二ちょうメ
	清水新地三丁目	シミズシンチ 三ちょうメ
	清水新地四丁目	シミズシンチ 四ちょうメ
	清水新地五丁目	シミズシンチ 五ちょうメ
	清水新地六丁目	シミズシンチ 六ちょうメ
	清水新地七丁目	シミズシンチ 七ちょうメ
	清水万石一丁目	シミズマンゴク 一ちょうメ
	清水万石二丁目	シミズマンゴク 二ちょうメ
	清水万石三丁目	シミズマンゴク 三ちょうメ
	清水万石四丁目	シミズマンゴク 四ちょうメ
	清水万石五丁目	シミズマンゴク 五ちょうメ
	下江津一丁目	シモエツ 一ちょうメ
	下江津二丁目	シモエツ 二ちょうメ
下江津三丁目	シモエツ 三ちょうメ	
下江津四丁目	シモエツ 四ちょうメ	
下江津五丁目	シモエツ 五ちょうメ	
下江津六丁目	シモエツ 六ちょうメ	
下江津七丁目	シモエツ 七ちょうメ	
下江津八丁目	シモエツ 八ちょうメ	
下硯川町	シモスズリカワマチ	
下通一丁目	シモトオリ 一ちょうメ	
下通二丁目	シモトオリ 二ちょうメ	
下南部一丁目	シモナベ 一ちょうメ	
下南部二丁目	シモナベ 二ちょうメ	
下南部三丁目	シモナベ 三ちょうメ	
昭和町	ショウワマチ	
白藤一丁目	シラフジ 一ちょうメ	
白藤二丁目	シラフジ 二ちょうメ	
白藤三丁目	シラフジ 三ちょうメ	
白藤四丁目	シラフジ 四ちょうメ	
白藤五丁目	シラフジ 五ちょうメ	
白石町	シロイシマチ	
新大江一丁目	シンオオエ 一ちょうメ	
新大江二丁目	シンオオエ 二ちょうメ	
新大江三丁目	シンオオエ 三ちょうメ	
新鍛冶屋町	シンカジヤマチ	
新市街	シンシガイ	

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ
シ	新生一丁目	シンセイ 一ちょうメ
	新生二丁目	シンセイ 二ちょうメ
	新土河原一丁目	シントガワラ 一ちょうメ
	新土河原二丁目	シントガワラ 二ちょうメ
	新南部一丁目	シンナベ 一ちょうメ
	新南部二丁目	シンナベ 二ちょうメ
	新南部三丁目	シンナベ 三ちょうメ
	新南部四丁目	シンナベ 四ちょうメ
	新南部五丁目	シンナベ 五ちょうメ
	新南部六丁目	シンナベ 六ちょうメ
	新外一丁目	シンホカ 一ちょうメ
	新外二丁目	シンホカ 二ちょうメ
	新外三丁目	シンホカ 三ちょうメ
	新外四丁目	シンホカ 四ちょうメ
	新町一丁目	シンマチ 一ちょうメ
	新町二丁目	シンマチ 二ちょうメ
	新町三丁目	シンマチ 三ちょうメ
	新町四丁目	シンマチ 四ちょうメ
	新港一丁目	シンミナト 一ちょうメ
	新港二丁目	シンミナト 二ちょうメ
新屋敷一丁目	シンヤシキ 一ちょうメ	
新屋敷二丁目	シンヤシキ 二ちょうメ	
新屋敷三丁目	シンヤシキ 三ちょうメ	
ジ	十禅寺町	ジュウゼンジマチ
	十禅寺一丁目	ジュウゼンジ 一ちょうメ
	十禅寺二丁目	ジュウゼンジ 二ちょうメ
	十禅寺三丁目	ジュウゼンジ 三ちょうメ
	城山上代町	ジョウザンカミダイマチ
	城山大塘一丁目	ジョウザンオオドモ 一ちょうメ
	城山大塘二丁目	ジョウザンオオドモ 二ちょうメ
	城山大塘三丁目	ジョウザンオオドモ 三ちょうメ
	城山大塘四丁目	ジョウザンオオドモ 四ちょうメ
	城山大塘五丁目	ジョウザンオオドモ 五ちょうメ
	城山大塘六丁目	ジョウザンオオドモ 六ちょうメ
	城山大塘七丁目	ジョウザンオオドモ 七ちょうメ
	城山下代一丁目	ジョウザンシモダイ 一ちょうメ
	城山下代二丁目	ジョウザンシモダイ 二ちょうメ
	城山下代三丁目	ジョウザンシモダイ 三ちょうメ
	城山下代四丁目	ジョウザンシモダイ 四ちょうメ
	城山下代五丁目	ジョウザンシモダイ 五ちょうメ
	城山半田一丁目	ジョウザンハンタ 一ちょうメ
	城山半田二丁目	ジョウザンハンタ 二ちょうメ
	城山半田三丁目	ジョウザンハンタ 三ちょうメ
	城山半田四丁目	ジョウザンハンタ 四ちょうメ
	城山薬師一丁目	ジョウザンヤクシ 一ちょうメ
	城山薬師二丁目	ジョウザンヤクシ 二ちょうメ
城東町	ジョウトウマチ	
ス	水源一丁目	スイゲン 一ちょうメ
	水源二丁目	スイゲン 二ちょうメ
	水前寺一丁目	スイゼンジ 一ちょうメ
	水前寺二丁目	スイゼンジ 二ちょうメ
	水前寺三丁目	スイゼンジ 三ちょうメ
	水前寺四丁目	スイゼンジ 四ちょうメ
	水前寺五丁目	スイゼンジ 五ちょうメ
	水前寺六丁目	スイゼンジ 六ちょうメ
	水前寺公園	スイゼンジコウエン
	水道町	スイドウチョウ
	菅原町	スガワラマチ
	碓川町	スズリカワマチ

	町名	フリガナ
ス	砂原町	スナハラマチ
セ	船場町下一丁目	センバマチシモ 一ちょうメ
	船場町二丁目	センバマチ 二ちょうメ
	船場町三丁目	センバマチ 三ちょうメ
	銭塘町	ゼンドモマチ
タ	高橋町一丁目	タカハシマチ 一ちょうメ
	高橋町二丁目	タカハシマチ 二ちょうメ
	高平一丁目	タカヒラ 一ちょうメ
	高平二丁目	タカヒラ 二ちょうメ
	高平三丁目	タカヒラ 三ちょうメ
	田崎町	タサキマチ
	田崎本町	タサキホンマチ
	田崎一丁目	タサキ 一ちょうメ
	田崎二丁目	タサキ 二ちょうメ
	田崎三丁目	タサキ 三ちょうメ
	龍田一丁目	タツダ 一ちょうメ
	龍田二丁目	タツダ 二ちょうメ
	龍田三丁目	タツダ 三ちょうメ
	龍田四丁目	タツダ 四ちょうメ
	龍田五丁目	タツダ 五ちょうメ
	龍田六丁目	タツダ 六ちょうメ
	龍田七丁目	タツダ 七ちょうメ
	龍田八丁目	タツダ 八ちょうメ
	龍田九丁目	タツダ 九ちょうメ
	龍田陳内一丁目	タツダジンナイ 一ちょうメ
	龍田陳内二丁目	タツダジンナイ 二ちょうメ
	龍田陳内三丁目	タツダジンナイ 三ちょうメ
	龍田陳内四丁目	タツダジンナイ 四ちょうメ
	龍田弓削一丁目	タツダユゲ 一ちょうメ
	龍田弓削二丁目	タツダユゲ 二ちょうメ
	龍田町弓削	タツダマチユゲ
	谷尾崎町	タニオザキマチ
	田迎一丁目	タムカエ 一ちょうメ
	田迎二丁目	タムカエ 二ちょうメ
	田迎三丁目	タムカエ 三ちょうメ
田迎四丁目	タムカエ 四ちょうメ	
田迎五丁目	タムカエ 五ちょうメ	
田迎六丁目	タムカエ 六ちょうメ	
田井島一丁目	タイノシマ 一ちょうメ	
田井島二丁目	タイノシマ 二ちょうメ	
田井島三丁目	タイノシマ 三ちょうメ	
田迎町大字田井島	タムカエマチオオアザタイノシマ	
田迎町大字良町	タムカエマチオオアザヤヤマチ	
太郎迫町	タロウザコマチ	
段山本町	ダニヤマホンマチ	
チ	近見一丁目	チカミ 一ちょうメ
	近見二丁目	チカミ 二ちょうメ
	近見三丁目	チカミ 三ちょうメ
	近見四丁目	チカミ 四ちょうメ
	近見五丁目	チカミ 五ちょうメ
	近見六丁目	チカミ 六ちょうメ
	近見七丁目	チカミ 七ちょうメ
	近見八丁目	チカミ 八ちょうメ
	近見九丁目	チカミ 九ちょうメ
	近見町	チカミマチ
	千葉城町	チバジョウマチ
中央街	チュウオウガイ	

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ	
ソ	月出一丁目	ツキデ 一ちょうメ	
	月出二丁目	ツキデ 二ちょうメ	
	月出三丁目	ツキデ 三ちょうメ	
	月出四丁目	ツキデ 四ちょうメ	
	月出五丁目	ツキデ 五ちょうメ	
	月出六丁目	ツキデ 六ちょうメ	
	月出七丁目	ツキデ 七ちょうメ	
	月出八丁目	ツキデ 八ちょうメ	
	津浦町	ツノウラマチ	
	坪井一丁目	ツボイ 一ちょうメ	
	坪井二丁目	ツボイ 二ちょうメ	
	坪井三丁目	ツボイ 三ちょうメ	
	坪井四丁目	ツボイ 四ちょうメ	
	坪井五丁目	ツボイ 五ちょうメ	
	坪井六丁目	ツボイ 六ちょうメ	
	鶴羽田町	ツルハダマチ	
	テ	手取本町	テトリホンちょう
出町		デマチ	
ト	通町	トオリちょう	
	土河原町	トガワラマチ	
	徳王町	トクオウマチ	
	戸坂町	トサカマチ	
	戸島西一丁目	トシマニシ 一ちょうメ	
	戸島西二丁目	トシマニシ 二ちょうメ	
	戸島西三丁目	トシマニシ 三ちょうメ	
	戸島西四丁目	トシマニシ 四ちょうメ	
	戸島西五丁目	トシマニシ 五ちょうメ	
	戸島西六丁目	トシマニシ 六ちょうメ	
	戸島西七丁目	トシマニシ 七ちょうメ	
	戸島本町	トシマホンマチ	
	戸島一丁目	トシマ 一ちょうメ	
	戸島二丁目	トシマ 二ちょうメ	
	戸島三丁目	トシマ 三ちょうメ	
	戸島四丁目	トシマ 四ちょうメ	
	戸島五丁目	トシマ 五ちょうメ	
	戸島六丁目	トシマ 六ちょうメ	
	戸島七丁目	トシマ 七ちょうメ	
	戸島町	トシママチ	
	鷹町一丁目	トビマチ 一ちょうメ	
	鷹町二丁目	トビマチ 二ちょうメ	
	富合町榎津	トミアイマチエノキヅ	
	富合町大町	トミアイマチオオマチ	
	富合町御船手	トミアイマチオフナテ	
	富合町碓江	トミアイマチカキノエ	
	富合町上杉	トミアイマチカミスギ	
	富合町清藤	トミアイマチキヨフジ	
	富合町木原	トミアイマチキワラ	
	富合町小岩瀬	トミアイマチコイワセ	
	富合町莎崎	トミアイマチコウザキ	
	富合町古閑	トミアイマチコガ	
	富合町国町	トミアイマチコクちょう	
	富合町菰江	トミアイマチコモノエ	
	富合町三拾町	トミアイマチサジツちょう	
	富合町志々水	トミアイマチシジミズ	
	富合町釈迦堂	トミアイマチシャカドウ	
	富合町新	トミアイマチシン	
	富合町杉島	トミアイマチスギジマ	
	富合町田尻	トミアイマチタノシリ	
	富合町西田尻	トミアイマチニシタノシリ	

	町名	フリガナ	
ト	富合町平原	トミアイマチヒラバル	
	富合町廻江	トミアイマチマイノエ	
	富合町南田尻	トミアイマチミナミタノシリ	
	渡鹿一丁目	トロク 一ちょうメ	
	渡鹿二丁目	トロク 二ちょうメ	
	渡鹿三丁目	トロク 三ちょうメ	
	渡鹿四丁目	トロク 四ちょうメ	
	渡鹿五丁目	トロク 五ちょうメ	
	渡鹿六丁目	トロク 六ちょうメ	
	渡鹿七丁目	トロク 七ちょうメ	
	渡鹿八丁目	トロク 八ちょうメ	
	渡鹿九丁目	トロク 九ちょうメ	
ナ	中江町	ナカエマチ	
	中島町	ナカシママチ	
	中唐人町	ナカトウジンマチ	
	中原町	ナカハラマチ	
	中無田町	ナカムタマチ	
	長嶺西一丁目	ナガミネニシ 一ちょうメ	
	長嶺西二丁目	ナガミネニシ 二ちょうメ	
	長嶺西三丁目	ナガミネニシ 三ちょうメ	
	長嶺東一丁目	ナガミネヒガシ 一ちょうメ	
	長嶺東二丁目	ナガミネヒガシ 二ちょうメ	
	長嶺東三丁目	ナガミネヒガシ 三ちょうメ	
	長嶺東四丁目	ナガミネヒガシ 四ちょうメ	
	長嶺東五丁目	ナガミネヒガシ 五ちょうメ	
	長嶺東六丁目	ナガミネヒガシ 六ちょうメ	
	長嶺東七丁目	ナガミネヒガシ 七ちょうメ	
	長嶺東八丁目	ナガミネヒガシ 八ちょうメ	
	長嶺東九丁目	ナガミネヒガシ 九ちょうメ	
	長嶺南一丁目	ナガミネミナミ 一ちょうメ	
	長嶺南二丁目	ナガミネミナミ 二ちょうメ	
	長嶺南三丁目	ナガミネミナミ 三ちょうメ	
	長嶺南四丁目	ナガミネミナミ 四ちょうメ	
	長嶺南五丁目	ナガミネミナミ 五ちょうメ	
	長嶺南六丁目	ナガミネミナミ 六ちょうメ	
	長嶺南七丁目	ナガミネミナミ 七ちょうメ	
	長嶺南八丁目	ナガミネミナミ 八ちょうメ	
	並建町	ナミタテマチ	
	ニ	西阿弥陀寺町	ニシアミダジマチ
		西梶尾町	ニシカジオマチ
錦ヶ丘		ニシキガオカ	
西子飼町		ニシコカイマチ	
西唐人町		ニシトウジンマチ	
西原一丁目		ニシバル 一ちょうメ	
西原二丁目		ニシバル 二ちょうメ	
西原三丁目		ニシバル 三ちょうメ	
二の丸		ニノマル	
二本木一丁目		ニホンギ 一ちょうメ	
二本木二丁目		ニホンギ 二ちょうメ	
二本木三丁目		ニホンギ 三ちょうメ	
二本木四丁目		ニホンギ 四ちょうメ	
二本木五丁目		ニホンギ 五ちょうメ	
楡木一丁目		ニレノキ 一ちょうメ	
楡木二丁目		ニレノキ 二ちょうメ	
楡木三丁目		ニレノキ 三ちょうメ	
楡木四丁目	ニレノキ 四ちょうメ		
楡木五丁目	ニレノキ 五ちょうメ		
楡木六丁目	ニレノキ 六ちょうメ		
ヌ	沼山津一丁目	ヌヤマヅ 一ちょうメ	

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ
ヌ	沼山津二丁目	ヌヤマツ ニチョウメ
	沼山津三丁目	ヌヤマツ 三チョウメ
	沼山津四丁目	ヌヤマツ 四チョウメ
ノ	野口町	ノグチマチ
	野口一丁目	ノグチ 一チョウメ
	野口二丁目	ノグチ 二チョウメ
	野口三丁目	ノグチ 三チョウメ
	野口四丁目	ノグチ 四チョウメ
	野田一丁目	ノダ 一チョウメ
	野田二丁目	ノダ 二チョウメ
	野田三丁目	ノダ 三チョウメ
	野中一丁目	ノナカ 一チョウメ
	野中二丁目	ノナカ 二チョウメ
	野中三丁目	ノナカ 三チョウメ
	乗越ヶ丘	ノリコシガオカ
	ハ	萩原町
白山一丁目		ハクザン 一チョウメ
白山二丁目		ハクザン 二チョウメ
白山三丁目		ハクザン 三チョウメ
八景水谷一丁目		ハケノミヤ 一チョウメ
八景水谷二丁目		ハケノミヤ 二チョウメ
八景水谷三丁目		ハケノミヤ 三チョウメ
八景水谷四丁目		ハケノミヤ 四チョウメ
島口町		ハタグチマチ
八王寺町		ハチオウジマチ
八反田一丁目		ハッタнда 一チョウメ
八反田二丁目		ハッタнда 二チョウメ
八反田三丁目		ハッタнда 三チョウメ
花園一丁目		ハナゾノ 一チョウメ
花園二丁目		ハナゾノ 二チョウメ
花園三丁目		ハナゾノ 三チョウメ
花園四丁目		ハナゾノ 四チョウメ
花園五丁目		ハナゾノ 五チョウメ
花園六丁目		ハナゾノ 六チョウメ
花園七丁目		ハナゾノ 七チョウメ
花立一丁目		ハナタテ 一チョウメ
花立二丁目		ハナタテ 二チョウメ
花立三丁目		ハナタテ 三チョウメ
花立四丁目		ハナタテ 四チョウメ
花立五丁目		ハナタテ 五チョウメ
花立六丁目		ハナタテ 六チョウメ
花畑町		ハナバタチヨウ
八分字町		ハフジマチ
浜口町		ハマグチマチ
春竹町大字春竹		ハルタケマチオオアザハルタケ
ヒ	稗田町	ヒユダマチ
	東町一丁目	ヒガシマチ 一チョウメ
	東町二丁目	ヒガシマチ 二チョウメ
	東町三丁目	ヒガシマチ 三チョウメ
	東町四丁目	ヒガシマチ 四チョウメ
	東阿弥陀寺町	ヒガシアマミダジマチ
	東京塚町	ヒガシキョウヅカマチ
	東子飼町	ヒガシコカイマチ
	東本町	ヒガシホンマチ
	東野一丁目	ヒガシノ 一チョウメ
	東野二丁目	ヒガシノ 二チョウメ
	東野三丁目	ヒガシノ 三チョウメ
	東野四丁目	ヒガシノ 四チョウメ

	町名	フリガナ	
ヒ	飛田一丁目	ヒダ 一チョウメ	
	飛田二丁目	ヒダ 二チョウメ	
	飛田三丁目	ヒダ 三チョウメ	
	飛田四丁目	ヒダ 四チョウメ	
	飛田町	ヒダマチ	
	日吉一丁目	ヒヨシ 一チョウメ	
	日吉二丁目	ヒヨシ 二チョウメ	
	平田一丁目	ヒラタ 一チョウメ	
	平田二丁目	ヒラタ 二チョウメ	
	平山町	ヒラヤママチ	
	広木町	ヒロギマチ	
	フ	古桶屋町	フルオケヤマチ
		古川町	フルカワマチ
古京町		フルキョウマチ	
古大工町		フルダイクマチ	
ヘ	平成一丁目	ヘイセイ 一チョウメ	
	平成二丁目	ヘイセイ 二チョウメ	
	平成三丁目	ヘイセイ 三チョウメ	
ホ	保田窪本町	ホタクボホンマチ	
	保田窪一丁目	ホタクボ 一チョウメ	
	保田窪二丁目	ホタクボ 二チョウメ	
	保田窪三丁目	ホタクボ 三チョウメ	
	保田窪四丁目	ホタクボ 四チョウメ	
	保田窪五丁目	ホタクボ 五チョウメ	
	本荘町	ホンジョウマチ	
	本荘一丁目	ホンジョウ 一チョウメ	
	本荘二丁目	ホンジョウ 二チョウメ	
	本荘三丁目	ホンジョウ 三チョウメ	
	本荘四丁目	ホンジョウ 四チョウメ	
	本荘五丁目	ホンジョウ 五チョウメ	
	本荘六丁目	ホンジョウ 六チョウメ	
	本丸	ホンマル	
マ	孫代町	マゴダイマチ	
	松尾町上松尾	マツオマチカミマツオ	
	松尾町近津	マツオマチチホウヅ	
	松尾町平山	マツオマチヒラヤマ	
	松原町	マツバラマチ	
	馬渡一丁目	マワタリ 一チョウメ	
	馬渡二丁目	マワタリ 二チョウメ	
	万楽寺町	マンラクジマチ	
ミ	貢町	ミツグマチ	
	美登里町	ミドリマチ	
	南町	ミナミマチ	
	南熊本一丁目	ミナミクマモト 一チョウメ	
	南熊本二丁目	ミナミクマモト 二チョウメ	
	南熊本三丁目	ミナミクマモト 三チョウメ	
	南熊本四丁目	ミナミクマモト 四チョウメ	
	南熊本五丁目	ミナミクマモト 五チョウメ	
	南千反畑町	ミナミセンダンバタマチ	
	南高江一丁目	ミナミタカエ 一チョウメ	
	南高江二丁目	ミナミタカエ 二チョウメ	
	南高江三丁目	ミナミタカエ 三チョウメ	
	南高江四丁目	ミナミタカエ 四チョウメ	
	南高江五丁目	ミナミタカエ 五チョウメ	
南高江六丁目	ミナミタカエ 六チョウメ		
南高江七丁目	ミナミタカエ 七チョウメ		

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ	
ミ	南高江町	ミナミタカエマチ	
	南坪井町	ミナミツボイマチ	
	宮内	ミヤウチ	
	御幸木部一丁目	ミユキキベ 一ちょうメ	
	御幸木部二丁目	ミユキキベ 二ちょうメ	
	御幸木部三丁目	ミユキキベ 三ちょうメ	
	御幸木部町	ミユキキベマチ	
	御幸西一丁目	ミユキニシ 一ちょうメ	
	御幸西二丁目	ミユキニシ 二ちょうメ	
	御幸西三丁目	ミユキニシ 三ちょうメ	
	御幸西四丁目	ミユキニシ 四ちょうメ	
	御幸西無田町	ミユキニシムタマチ	
	御幸笹田一丁目	ミユキフエダ 一ちょうメ	
	御幸笹田二丁目	ミユキフエダ 二ちょうメ	
	御幸笹田三丁目	ミユキフエダ 三ちょうメ	
	御幸笹田四丁目	ミユキフエダ 四ちょうメ	
	御幸笹田五丁目	ミユキフエダ 五ちょうメ	
	御幸笹田六丁目	ミユキフエダ 六ちょうメ	
	御幸笹田七丁目	ミユキフエダ 七ちょうメ	
	御幸笹田八丁目	ミユキフエダ 八ちょうメ	
	御幸笹田町	ミユキフエダマチ	
	妙体寺町	ミョウタイジマチ	
	ム	迎町一丁目	ムカエマチ 一ちょうメ
		迎町二丁目	ムカエマチ 二ちょうメ
		武蔵ヶ丘一丁目	ムサシガオカ 一ちょうメ
		武蔵ヶ丘二丁目	ムサシガオカ 二ちょうメ
武蔵ヶ丘三丁目		ムサシガオカ 三ちょうメ	
武蔵ヶ丘四丁目		ムサシガオカ 四ちょうメ	
武蔵ヶ丘五丁目		ムサシガオカ 五ちょうメ	
武蔵ヶ丘六丁目		ムサシガオカ 六ちょうメ	
武蔵ヶ丘七丁目		ムサシガオカ 七ちょうメ	
武蔵ヶ丘八丁目		ムサシガオカ 八ちょうメ	
武蔵ヶ丘九丁目		ムサシガオカ 九ちょうメ	
無田口町		ムタグチマチ	
室園町		ムロゾノマチ	
メ		明德町	メイタクマチ
モ	元三町	モトミマチ	
	元三町一丁目	モトミマチ 一ちょうメ	
	元三町二丁目	モトミマチ 二ちょうメ	
	元三町三丁目	モトミマチ 三ちょうメ	
	元三町四丁目	モトミマチ 四ちょうメ	
	元三町五丁目	モトミマチ 五ちょうメ	
	本山町	モトヤママチ	
	本山一丁目	モトヤマ 一ちょうメ	
	本山二丁目	モトヤマ 二ちょうメ	
	本山三丁目	モトヤマ 三ちょうメ	
	本山四丁目	モトヤマ 四ちょうメ	
ヤ	薬園町	ヤクエンチョウ	
	八島町	ヤシママチ	
	八島一丁目	ヤシマ 一ちょうメ	
	八島二丁目	ヤシマ 二ちょうメ	
	八幡一丁目	ヤハタ 一ちょうメ	
	八幡二丁目	ヤハタ 二ちょうメ	
	八幡三丁目	ヤハタ 三ちょうメ	
	八幡四丁目	ヤハタ 四ちょうメ	
	八幡五丁目	ヤハタ 五ちょうメ	
	八幡六丁目	ヤハタ 六ちょうメ	

	町名	フリガナ
ヤ	八幡七丁目	ヤハタ 七ちょうメ
	八幡八丁目	ヤハタ 八ちょうメ
	八幡九丁目	ヤハタ 九ちょうメ
	八幡十丁目	ヤハタ 十ちょうメ
	八幡十一丁目	ヤハタ 十一ちょうメ
	山崎町	ヤマサキマチ
	山ノ内一丁目	ヤマノウチ 一ちょうメ
	山ノ内二丁目	ヤマノウチ 二ちょうメ
	山ノ内三丁目	ヤマノウチ 三ちょうメ
	山ノ内四丁目	ヤマノウチ 四ちょうメ
	山ノ神一丁目	ヤマノカミ 一ちょうメ
	山ノ神二丁目	ヤマノカミ 二ちょうメ
	山室一丁目	ヤマムロ 一ちょうメ
	山室二丁目	ヤマムロ 二ちょうメ
	山室三丁目	ヤマムロ 三ちょうメ
	山室四丁目	ヤマムロ 四ちょうメ
	山室五丁目	ヤマムロ 五ちょうメ
	山室六丁目	ヤマムロ 六ちょうメ
	良町一丁目	ヤヤマチ 一ちょうメ
	良町二丁目	ヤヤマチ 二ちょうメ
良町三丁目	ヤヤマチ 三ちょうメ	
良町四丁目	ヤヤマチ 四ちょうメ	
良町五丁目	ヤヤマチ 五ちょうメ	
弥生町	ヤヨイチョウ	
ユ	弓削町	ユゲマチ
ヨ	横紺屋町	ヨココウヤマチ
	横手一丁目	ヨコテ 一ちょうメ
	横手二丁目	ヨコテ 二ちょうメ
	横手三丁目	ヨコテ 三ちょうメ
	横手四丁目	ヨコテ 四ちょうメ
	横手五丁目	ヨコテ 五ちょうメ
	吉原町	ヨシワラマチ
	四方寄町	ヨモギマチ
	世安町	ヨヤスマチ
	万町一丁目	ヨロズマチ 一ちょうメ
	万町二丁目	ヨロズマチ 二ちょうメ
リ	流通団地一丁目	リュウツウダンチ 一ちょうメ
	流通団地二丁目	リュウツウダンチ 二ちょうメ
	立福寺町	リュウフクジマチ
レ	蓮台寺一丁目	レンダイジ 一ちょうメ
	蓮台寺二丁目	レンダイジ 二ちょうメ
	蓮台寺三丁目	レンダイジ 三ちょうメ
	蓮台寺四丁目	レンダイジ 四ちょうメ
	蓮台寺五丁目	レンダイジ 五ちょうメ
	練兵町	レンバイチョウ
ワ	若葉一丁目	ワカバ 一ちょうメ
	若葉二丁目	ワカバ 二ちょうメ
	若葉三丁目	ワカバ 三ちょうメ
	若葉四丁目	ワカバ 四ちょうメ
	若葉五丁目	ワカバ 五ちょうメ
	若葉六丁目	ワカバ 六ちょうメ

※ 「富合町」は合併特例区の名称。

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	行政連絡機構	小項目名	1 行政区・区長組織等（行政連絡員制度）
協議内容	行政連絡員制度が異なっており、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果（調整方針）	熊本市の町内自治会制度へ統合する。ただし、移行時期については状況を見極め決定するが、移行までの間は嘱託員制度を継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>行政事務の一部を取り扱う嘱託員は設置していないが、町内自治会等として届出により市長が認めた団体として、行政事務への協力をお願いしている。</p> <p>名称 町内自治会(726団体) 根拠 町内自治振興補助金交付規則に基づく届出制 区域 小学校区の一部 (80校区・726町内自治会) 任期 各自治会の規約による 職務内容 自治会による地域づくり活動の推進 報酬等 無(別途支援制度有)</p> <p>協力依頼している事務 行政文書等(広報紙除く)の配付 ほか (広報紙配付:平成20年度から業者宅配)</p> <p>詳細については、別紙比較表参照</p>	<p>行政事務の一部（行政文書の配付及び各種周知事項等の周知伝達など）を委嘱している。</p> <p>名称 嘱託員（110人） 根拠 植木町嘱託員設置規則 区域 小学校区の一部 (8校区、1地区・110地区) 任期 各行政区の規約による 職務内容 1) 各種行事、その他町からの通知の伝達及び広報 2) 各種調査及び調査事項の報酬 3) 税に関する資料等の配布並びに納税思想の普及 4) 町と地域の連絡調整</p> <p>依頼している事務 行政文書等（広報紙含む）の配付 ほか</p> <p>詳細については、別紙比較表参照</p>
相違点と課題	<p>行政文書の配布などの行政事務の一部の取扱いについては、植木町では、各行政区の区長を嘱託員として委嘱し、熊本市では嘱託員は設置しておらず、町内自治会に対し、協力を依頼している。また、広報紙の配布については、熊本市では業者に委託している。</p> <p>熊本市では町内自治会に対し補助金を交付し住民自治活動を支援している。よって、報酬を支払っている嘱託員制度との調整が必要である。</p> <p>植木町では、平成22年4月に町内自治会制度へ移行する予定で準備を進めている。</p>	

行政区・区長組織等の比較

	熊 本 市	植 木 町
名 称	町内自治会 (町内自治会長)	嘱託員 (区長が嘱託員を兼ねる)
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活安全に関する活動 (交通安全、防犯防火等) ・ 社会福祉に関する活動 (独居老人訪問、給食サービス) ・ 生活環境の整備に関する活動 (町内清掃、害虫駆除、廃品回収等) ・ 親睦活動 (スポーツ大会、あいさつ運動、夏祭り等) ・ 文化活動 (文化祭、バザー、広報誌作成) ・ 各種団体の活動への協力等 (社会福祉協議会、体育協会、 交通安全協会等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活安全に関する活動 (交通安全、防犯防災等) ・ 生活環境の整備に関すること (町内清掃、資源ごみ収集等) ・ 親睦活動 (スポーツ大会、夏祭り等) ・ 各種団体の活動への協力等 (社会福祉協議会、交通安全協会等)
組織の長又は 嘱託員に依頼 する事務	<p>1. 協力を依頼している業務 (手当等なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市の各種行事、事業への参加 ②各種委員推薦 (民生委員、国勢調査委員等) ③公共行事への協力(境界立会い等) ④ごみ置き場管理、ごみ減量化の推進 ⑤交通安全運動、防犯運動協力等 ⑥行政文書等(広報紙除く)の配布 	<p>1. 嘱託員に依頼している業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①各種行事、その他町からの通知の伝達及び広報 ②各種調査及び調査事項の報告 ③税に関する資料等の配布並びに納税思想の普及 ④町と地域の連絡調整 <p>2. 協力を依頼している業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①町の各種行事、事業への参加 ②各種委員の推薦(民生委員等) ③公共行事への協力(境界立会い等) ④ごみ置き場管理、ごみ減量化の推進 ⑤交通安全、防犯運動協力等

	熊 本 市	植 木 町
根 拠	町内自治振興補助金交付規則に基づく届出制	植木町嘱託員設置規則
区 域	7 2 6 町内自治会	1 1 0 行政区 2 3 行政連絡区
報 酬	無 (各世帯からの町費の中から会長手当を支給している町内自治会が大部分)	※20年度改正 平等割 50 戸以下 年額 62,000 円 51~150 戸まで " 74,000 円 151 戸以上 " 83,000 円 戸数割 1 戸当り 年額 2,000 円 平成 20 年度予算額 25,410 千円
財政的支援等	町内自治振興補助金 (自治会運営費の一部として助成) 均等割 ・ 200 世帯以下 年額 60,000 円 ・ 201~400 世帯 年額 65,000 円 ・ 401~800 世帯 年額 70,000 円 ・ 801 世帯以上 年額 75,000 円 世帯割 年額 600 円/世帯 (平成 20 年度から) 熊本市防犯灯補助金(維持管理) ・ 4/1 までに設置 年額 2,000 円/1 灯 ・ 4/2~6/30 までに設置 1,500 円 ・ 7/1~9/30 までに設置 1,000 円 ・ 10/1~12/31 までに設置 500 円 (設置補助) 地区防犯協会 1/2 補助	行政連絡費補助金 (110 行政区) 決算額 620 千円 行政連絡区補助金 (23 行政連絡区) 決算額 1,162 千円 (1 戸当り 2,300 円) 街路灯維持費補助金 (大和団地) 決算額 840 千円 防犯灯設置、修繕費 (町が全額負担) 決算額 1,734 千円 電気料等は行政区払い

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	その他の事業	小項目名	1 町内自治会活動支援事業
協議内容	植木町に該当する事業はないが、新市となった場合に協議する。		
合併協議会協議結果(調整方針)	町内自治会制度へ移行時に、熊本市の例に統一する。 ただし、町内自治振興補助等については、植木町地域自治協働型施設検討委員会の報告を受け、検討する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>1. 町内自治振興補助</p> <p>内容 町内自治会の育成、支援</p> <p>根拠 町内自治振興補助金交付規則による。</p> <p>金額 均等割 年額 60,000 円～75,000 円 世帯割 年額 600 円/世帯</p> <p>平成 17 年度決算 47,200 千円(727 団体) 平成 18 年度決算 47,140 千円(726 団体) 平成 19 年度決算 47,135 千円(725 団体)</p> <p>2. 校区自治協議会の設立推進</p> <p>内容 小学校区内の地域団体連携のもとに、地域活動の推進や地域課題へ対応し、円滑な校区運営を図る組織の設立を図る</p> <p>運営補助 組織運営に対し、事務的補助を行う</p> <p>金額 1 団体、年額上限 200,000 円</p> <p>平成 17 年度決算 8,425 千円(53 団体) 平成 18 年度決算 12,594 千円(64 団体) 平成 19 年度決算 13,549 千円(69 団体)</p> <p>※ 地域コミュニティづくり支援補助金</p> <p>内容 校区自治協議会が主体的に地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に取り組むために支援する(平成 20 年度開始)</p> <p>金額 1 団体、300,000 円以内(予算総額 3,000 千円)</p>	該当なし
相 違 点 と 課 題	<p>植木町は、小学校区の8校区と1地区(大和)があり、熊本市の基本単位と相違がある。1地区の取扱いについて検討が必要である。</p> <p>植木町地域自治協働型施設検討委員会とは、嘱託員制度及び自治会制度のあり方の検討・現在の地区公民館の活動を含めた地域づくり関連事業を併せ持つ地域活動センターの設置の検討を行っている委員会である。</p>	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	その他の事業	小項目名	2 防犯灯設置補助金
------	--------	------	------------

協議内容	補助金及び維持管理について
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。

制 度 比 較

	熊 本 市	植 木 町																		
市 町 別 内 容	<p>1. 防犯灯の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区防犯協会から、各自治会に補助金交付 工事代等・・・基準額の5割補助 ・工事施工者 防犯灯を設置し、かつ維持管理をする 町内自治会 <p>※熊本北・南・東防犯協体内規による。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 17 年度決算</td> <td style="padding-left: 20px;">1,065 千円(110 件)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 18 年度決算</td> <td style="padding-left: 20px;">799 千円(99 件)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 19 年度決算</td> <td style="padding-left: 20px;">1,211 千円(149 件)</td> </tr> </table> <p>なお、交通量が多く、設置が必要と思われる路線や交差点等については、道路照明灯として全額、市において設置し維持管理している。</p> <p>2. 防犯灯の維持管理補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市(地域づくり推進課)から、各町内自治会へ 維持管理費・・・年額 2,000 円/灯 <p>※防犯灯補助金交付規則による。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 17 年度決算</td> <td style="padding-left: 20px;">45,492 千円(22,756 灯)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 18 年度決算</td> <td style="padding-left: 20px;">45,437 千円(22,731 灯)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 19 年度決算</td> <td style="padding-left: 20px;">45,761 千円(22,901 灯)</td> </tr> </table>	平成 17 年度決算	1,065 千円(110 件)	平成 18 年度決算	799 千円(99 件)	平成 19 年度決算	1,211 千円(149 件)	平成 17 年度決算	45,492 千円(22,756 灯)	平成 18 年度決算	45,437 千円(22,731 灯)	平成 19 年度決算	45,761 千円(22,901 灯)	<p>1. 防犯灯の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政区からの申請に基づき設置し、町が全額負担 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 17 年度決算</td> <td style="padding-left: 20px;">1,442 千円(10 灯)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 18 年度決算</td> <td style="padding-left: 20px;">950 千円(11 灯)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 19 年度決算</td> <td style="padding-left: 20px;">797 千円(17 灯)</td> </tr> </table> <p>2. 防犯灯の維持管理補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理については、行政区負担 	平成 17 年度決算	1,442 千円(10 灯)	平成 18 年度決算	950 千円(11 灯)	平成 19 年度決算	797 千円(17 灯)
平成 17 年度決算	1,065 千円(110 件)																			
平成 18 年度決算	799 千円(99 件)																			
平成 19 年度決算	1,211 千円(149 件)																			
平成 17 年度決算	45,492 千円(22,756 灯)																			
平成 18 年度決算	45,437 千円(22,731 灯)																			
平成 19 年度決算	45,761 千円(22,901 灯)																			
平成 17 年度決算	1,442 千円(10 灯)																			
平成 18 年度決算	950 千円(11 灯)																			
平成 19 年度決算	797 千円(17 灯)																			
相違点と課題	防犯灯の維持管理費については、熊本市では管理している町内自治会に対し補助しているが、植木町では管理している行政区に対して補助がない。																			

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	その他の事業	小項目名	3 地籍調査の今後の計画
------	--------	------	--------------

協議内容	現在、両市町において事業計画を行っているが合併後、どのように取り扱うか。
合併協議会協議結果 (調整方針)	植木町の事業計画は、新市へ引継ぎ実施する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>国土の有効活用・保全のためには、土地の実態を正確に把握する地籍調査を実施する必要がある、現在第五次国土調査事業十箇年計画(平成12年度～平成21年度)に基づき計画的に実施している。</p> <p>平成22年度には第六次十箇年計画を策定し、引き続き調査を進めていくものである。</p> <p>地籍調査実施状況 進捗率 17.45%(平成19年度末)</p>	<p>国土の有効活用・保全のためには、土地の実態を正確に把握する地籍調査を実施する必要がある、現在第五次国土調査事業十箇年計画(平成12年度～平成21年度)に基づき計画的に実施している。</p> <p>本事業は平成35年度までに全町域を完了する長期計画にしたがって事業をすすめており、平成22年度には第六次十箇年計画を策定し、引き続き調査を進めていくものである。</p> <p>地籍調査実施状況 進捗率 43.43%(平成19年度末)</p>
相 違 点 と 課 題		

協議第19号

健康福祉関係事業について（その1）

健康福祉関係事業について承認を求める。

平成21年 2月16日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

健康福祉関係事業について

- 1 健康福祉関係事業のうち国保料(税)率等について、合併年度の次年度から5年間の負担調整期間を設け、段階的に熊本市の水準に近づけることとする。徴収方式については、合併年度の次年度から熊本市の例に統一する。
- 2 健康福祉関係事業のうち食生活改善事業について、熊本市の例に統一する。ただし、植木町のみで実施している保育園等巡回栄養教室については、現行のとおり継続する。
- 3 健康福祉関係事業のうち火葬場について、植木町の火葬場については現行のとおり継続し、使用料については熊本市の例に統一する。
- 4 健康福祉関係事業のうち緊急通報体制等整備事業について、熊本市の例に統一する。ただし、合併前に植木町制度を利用している方については、5年間継続する。
- 5 健康福祉関係事業のうち障がい者社会参加促進事業について、熊本市の例に統一する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(19 健康福祉関係事業)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
国民健康保険事業の取扱い					
1	国保料(税)率等	健康福祉部会	第3回		
保健衛生事業の取扱い					
1	食生活改善事業	健康福祉部会	第3回		
2	火葬場	健康福祉部会	第3回		
各種福祉制度の取扱い					
1	緊急通報体制等整備事業	健康福祉部会	第3回		
2	障がい者社会参加促進事業	健康福祉部会	第3回		
国民健康保険事業の取扱い					
1	国保健康づくり事業	健康福祉部会	事務局		
2	国民健康保険届出	健康福祉部会	事務局		
3	レセプト点検	健康福祉部会	事務局		
4	給付内容	健康福祉部会	事務局		
5	国保運営協議会	健康福祉部会	事務局		
6	(特)国民健康保険制度円滑化事業	健康福祉部会	事務局		
7	保険料収納員経費	健康福祉部会	事務局		
8	口座振替制度	健康福祉部会	事務局		
9	国民健康保険会	健康福祉部会	事務局		
10	納付証明等発行(国保)	健康福祉部会	事務局		
11	広域化等支援基金	健康福祉部会	事務局		
介護保険事業の取扱い					
1	介護サービス事業所	健康福祉部会	事務局		
2	介護認定調査	健康福祉部会	事務局		
3	介護保険事業計画	健康福祉部会	事務局		
4	介護保険事業状況報告	健康福祉部会	事務局		
5	介護保険推進委員会	健康福祉部会	事務局		
6	介護保険全般・財政安定化基金	健康福祉部会	事務局		
7	介護保険全般・条例・施行規則等	健康福祉部会	事務局		
8	介護保険料	健康福祉部会	次回以降		
9	介護保険料減免	健康福祉部会	事務局		
10	家族介護者教室開催	健康福祉部会	事務局		
11	旧措置入所者	健康福祉部会	事務局		
12	地域包括支援センター運営協議会	健康福祉部会	事務局		
13	地域密着型サービス運営委員会	健康福祉部会	事務局		
14	高額介護サービス	健康福祉部会	事務局		
15	高齢者介護用品支給事業	健康福祉部会	次回以降		
16	社福減免	健康福祉部会	事務局		
17	住宅改修理由書	健康福祉部会	事務局		
18	生活管理指導短期宿泊事業	健康福祉部会	事務局		
19	地域包括支援センター	健康福祉部会	次回以降		
20	地域密着型サービスの指定事務	健康福祉部会	事務局		
21	地域密着型サービスの指導監督事務	健康福祉部会	事務局		
22	通所型介護予防事業	健康福祉部会	事務局		
23	被保険者全般	健康福祉部会	事務局		
24	標準負担限度額減額	健康福祉部会	事務局		
25	福祉用具・住宅改修	健康福祉部会	事務局		
26	訪問介護利用者負担金減額	健康福祉部会	事務局		
27	訪問型介護予防事業	健康福祉部会	事務局		

28	保険料徴収	健康福祉部会	事務局		
29	家族介護者リフレッシュ事業	健康福祉部会	事務局		
30	高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業	健康福祉部会	事務局		
31	成年後見人等利用支援事業	健康福祉部会	事務局		
32	認知症高齢者等支援事業	健康福祉部会	事務局		
33	納付証明等発行(介護)	健康福祉部会	事務局		
34	障害者控除対象者認定書発行(要介護認定者)	健康福祉部会	事務局		
35	特定高齢者把握事業	健康福祉部会	事務局		
36	サロンリーダー養成事業	健康福祉部会	事務局		
37	ふれあいいきいきサロン事業	健康福祉部会	次回以降		
38	介護予防サポーター養成事業	健康福祉部会	事務局		
39	介護予防啓発事業(いきいき教室)	健康福祉部会	事務局		
40	食の自立支援事業	健康福祉部会	事務局		
41	特定高齢者把握 介護予防啓発事業	健康福祉部会	事務局		
42	要介護者への支援体制の構築	健康福祉部会	事務局		
消防防災の取扱い					
1	災害備蓄	健康福祉部会	事務局		
保健衛生事業の取扱い					
1	害虫駆除等公衆衛生	健康福祉部会	事務局		
2	インフルエンザ予防接種	健康福祉部会	事務局		
3	結核健診	健康福祉部会	事務局		
4	個別予防接種	健康福祉部会	事務局		
5	集団予防接種	健康福祉部会	事務局		
6	胃がん検診	健康福祉部会	事務局		
7	健康増進法に基づく健康診査	健康福祉部会	事務局		
8	健康教育	健康福祉部会	事務局		
9	健康相談	健康福祉部会	事務局		
10	健康づくり(推進員)事業	健康福祉部会	事務局		
11	健康づくり推進協議会	健康福祉部会	事務局		
12	健康手帳の交付	健康福祉部会	事務局		
13	健康まつり	健康福祉部会	事務局		
14	歯科保健推進事業	健康福祉部会	事務局		
15	子宮がん検診	健康福祉部会	事務局		
16	女性健康サポート事業	健康福祉部会	事務局		
17	大腸がん検診	健康福祉部会	事務局		
18	乳がん検診	健康福祉部会	事務局		
19	肺がん検診	健康福祉部会	事務局		
20	予防接種健康被害調査委員会	健康福祉部会	事務局		
21	医師等への謝礼金	健康福祉部会	事務局		
22	保健福祉センター	健康福祉部会	事務局		
23	保健福祉情報システム総合化	健康福祉部会	事務局		
24	食品衛生協会補助金	健康福祉部会	事務局		
25	献血推進協議会補助金	健康福祉部会	事務局		
26	在宅当番医制度	健康福祉部会	事務局		
27	食の安全安心・食育推進事業	健康福祉部会	事務局		
28	犬の登録及び狂犬病予防	健康福祉部会	事務局		
29	総合健診	健康福祉部会	次回以降		
30	鳥獣飼養登録手数料	健康福祉部会	事務局		
31	野生鳥獣対策	健康福祉部会	事務局		
32	狂犬病予防法関係手数料	健康福祉部会	事務局		
33	腹部超音波検診	健康福祉部会	次回以降		
34	健康福祉センター「かがやき館」管理運営事業	健康福祉部会	事務局		

35	訪問指導	健康福祉部会	事務局		
各種福祉制度の取扱い					
1	生きがい推進事業	健康福祉部会	事務局		
2	介護予防施設運営委託	健康福祉部会	事務局		
3	熊本市老人憩の家	健康福祉部会	事務局		
4	敬老祝品支給等	健康福祉部会	事務局		
5	敬老の集い	健康福祉部会	事務局		
6	高齢者技能習得センター運営委託	健康福祉部会	事務局		
7	高齢者住宅改費造助成事業	健康福祉部会	事務局		
8	高齢者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会	事務局		
9	社会福祉施設整備費助成事業(老人)	健康福祉部会	事務局		
10	住宅改造居宅介護支援員派遣事業	健康福祉部会	事務局		
11	シルバー人材センター補助金	健康福祉部会	事務局		
12	生活管理指導員派遣事業	健康福祉部会	事務局		
13	ひとり暮らし高齢者訪問事業	健康福祉部会	事務局		
14	ふれあい&ヘルプ事業	健康福祉部会	事務局		
15	無料寝具乾燥事業	健康福祉部会	事務局		
16	養護老人ホーム措置費	健康福祉部会	事務局		
17	養護老人ホーム入所判定会	健康福祉部会	事務局		
18	老人クラブ補助金	健康福祉部会	事務局		
19	老人日常生活用具給付等事業	健康福祉部会	事務局		
20	老人福祉センター等運営	健康福祉部会	事務局		
21	公立知的障がい者福祉施設管理運営事業	健康福祉部会	事務局		
22	障がい児支援事業	健康福祉部会	事務局		
23	障がい者ケアマネジメント	健康福祉部会	事務局		
24	障がい者住宅改造助成事業	健康福祉部会	事務局		
25	障がい者福祉センター運営事業	健康福祉部会	事務局		
26	障がい者プラン	健康福祉部会	事務局		
27	社会福祉施設整備費助成事業	健康福祉部会	事務局		
28	重症心身障がい児(者)通園事業	健康福祉部会	事務局		
29	重度障がい者支援事業	健康福祉部会	事務局		
30	重度心身障がい者医療費助成	健康福祉部会	事務局		
31	重度身体障がい(児)者日常生活用具給付事業	健康福祉部会	事務局		
32	自立支援医療(更生医療)	健康福祉部会	事務局		
33	自立支援給付(介護給付)	健康福祉部会	事務局		
34	自立支援給付(訓練等給付)	健康福祉部会	事務局		
35	心身障がい者通所援護事業補助金	健康福祉部会	事務局		
36	心身障がい者扶養共済制度	健康福祉部会	事務局		
37	身体障がい者在宅生活支援事業	健康福祉部会	事務局		
38	身体障がい者自立支援事業	健康福祉部会	事務局		
39	身体障がい者相談・指導事業	健康福祉部会	事務局		
40	身体障がい者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会	事務局		
41	精神障がい者支援事業	健康福祉部会	事務局		
42	精神保健対策事業	健康福祉部会	事務局		
43	精神保健対策事業(団体助成)	健康福祉部会	事務局		
44	地域生活支援事業	健康福祉部会	事務局		
45	知的障がい者自立支援事業	健康福祉部会	事務局		
46	知的障がい者相談・指導事業	健康福祉部会	事務局		
47	知的障がい者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会	事務局		
48	夏休み障がい児・家族支援事業	健康福祉部会	事務局		
49	補装具給付事業	健康福祉部会	事務局		
50	利用負担にかかる配慮措置事業	健康福祉部会	事務局		
51	熊本市優待証	健康福祉部会	事務局		
52	災害弔慰金等	健康福祉部会	事務局		
53	災害見舞金等	健康福祉部会	事務局		
54	社会福祉協議会補助金	健康福祉部会	次回以降		

55	戦没者追悼式	健康福祉部会	事務局		
56	地域福祉計画	健康福祉部会	事務局		
57	民生委員・児童委員協議会	健康福祉部会	事務局		
58	行旅死亡人及び変死者の死体処理	健康福祉部会	事務局		
59	生活保護事業	健康福祉部会	事務局		
60	生活保護嘱託医	健康福祉部会	事務局		
61	地域福祉基金助成事業	健康福祉部会	事務局		
62	金婚表彰	健康福祉部会	事務局		
63	特定健康診査・特定保健指導等	健康福祉部会	事務局		
上水道事業の取扱い					
1	飲用井戸水質検査補助金	健康福祉部会	事務局		
2	飲用井戸水除去器設置補助金	健康福祉部会	事務局		
病院事業の取扱い					
1	診療体制・連携	健康福祉部会	次回以降		
2	病院設置条例・規則関連	健康福祉部会	事務局		
3	病院施設等の使用料・手数料	健康福祉部会	事務局		
4	公営企業法全部適用について	健康福祉部会	事務局		
5	財務に関する特例を定める規則	健康福祉部会	事務局		
6	診療材料及び消耗品(SPD供給システム)	健康福祉部会	事務局		
その他の事業の取扱い					
1	国民年金に係る諸届	健康福祉部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	国民健康保険事業	小項目名	1 国保料(税)率等
協議内容	保険料算定において、低所得者層で植木町が高くなるため調整が必要		
合併協議会協議結果(調整方針)	<p>国保料(税)率については、合併年度の次年度から5年間の負担調整期間を設け、段階的に熊本市の水準に近づけることとする。</p> <p>徴収方式については、合併年度の次年度から熊本市の例に統一する。</p>		

制 度 比 較								
熊 本 市				植 木 町				
市 町 別 内 容	1 平成 19 年度料率等			1 平成 19 年度税率等				
	区分	医療分	介護分	区分	医療分	介護分		
	・所得割	10.4/100	1.9/100	・所得割	8.80/100	1.10/100		
	・資産割	—	—	・資産割	—	—		
	・均等割	33,450 円	13,400 円	・均等割	25,000 円	11,000 円		
	・平等割	25,800 円	—	・平等割	30,000 円	—		
	・賦課限度額	56 万円	9 万円	・賦課限度額	56 万円	9 万円		
	2 平成 20 年度料率等			2 平成 20 年度税率等				
	区分	医療分	後期分	介護分	区分	医療分	後期分	介護分
	・所得割	8.3/100	2.1/100	1.9/100	・所得割	7.3/100	2.0/100	1.5/100
・均等割	26,450 円	7,000 円	13,400 円	・均等割	25,000 円	9,000 円	11,000 円	
・平等割	20,100 円	5,700 円	—	・平等割	30,000 円	—	—	
・賦課限度額	47 万円	12 万円	9 万円	・賦課限度額	47 万円	12 万円	9 万円	
加入者数 241,273 人(132,339 世帯) (H19.12 末)			加入者数 13,517 人(6,165 世帯) (H19.12 末)					
3 徴収の方式「料方式」			3 徴収の方式「税方式」					
4 納期 6月～翌3月 10期 (H20年度～)			4 納期 4月～翌1月 10期					
平成 17 年度決算		18,650,643 千円		平成 17 年度決算		961,040 千円		
平成 18 年度決算		20,088,421 千円		平成 18 年度決算		920,106 千円		
平成 19 年度決算		20,321,123 千円		平成 19 年度決算		949,966 千円		
平成 20 年度本算定(6/1)			平成 20 年度本算定(7/1)					
・ 調定額 17,344,903,522 円(医療+支援+介護)			・ 調定額 913,594,300 円(医療+支援+介護)					
・ 被保険者数 184,549 人			・ 被保険者数 10,232 人					
・ 1人あたり調定額 93,985 円			・ 1人あたり調定額 89,288 円					
参考 平成 19 年度収納率 88.19%(現年度分のみ)			参考 平成 19 年度収納率 93.23%(現年度分のみ)					
相違点と課題	<p>・国保料(税)率が、全体としては熊本市が高く設定されているが、所得及び家族構成によっては、植木町が高くなる場合もある。</p> <p>・徴収の方式は、熊本市は「料」、植木町は「税」</p>							

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	保健衛生事業	小項目名	1 食生活改善事業
協議内容	事業内容や協議会組織の取扱いについて協議する。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、植木町のみで実施している保育園等巡回栄養教室については、現行のとおり継続する。		

制 度 比 較					
	熊 本 市				
市 町 別 内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">熊 本 市</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">植 木 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>1. 食生活改善推進員養成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：健康づくり推進室、5保健福祉センター ・養成人員：各センター20名程度×5センター ・開催回数：6回/年 ※調理実習(4 2回/年) 修了証交付式(記念講演) <p>2. 食生活改善推進員地区組織活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：健康づくり推進室、5保健福祉センター ・全体研修会：2回/年(講演、事例発表など) ・各所研修会 各所 7回/年(調理実習、新人研修、スキルアップ研修、おやつ実習等) ・委託事業：すこやか食生活改善講習会 委託料 700,000円 <p>3. 熊本市食生活改善推進員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員数：562人 ※富合町協議会(45人)は平成21年度から統合予定 ・組織：会長1、副会長2、理事7、監事2 保健福祉センターごとに5支部で組織 ・市補助金：500,000円 81校区各1回の伝達調理実習・講習会、 その他日食協・県協議会補助事業等 <p>平成18年度決算 2,656千円 平成19年度決算 2,654千円 平成20年度予算 2,224千円</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>1. 食生活改善推進員養成事業(隔年実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：健康福祉課 ・養成人員：20~30名 ・開催回数：8回/年程度(毎回、調理実習有) 修了者に修了証書及び食生活改善推進員証を交付 <p>2. 食生活改善推進員地区組織活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：健康福祉課 ・推進員学習会：6回/年 講義、グループワーク、調理実習等 <p>3. 植木町食生活改善推進員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員数：86名 ・組織：会長1、副会長2、書記1、会計2、 理事11、監事2 ・町補助金：850,000円 総会、理事会7回/年、理事研修1回/年、 推進員研修1回/年、各校区及び地区毎に伝達 講習会開催(延45回)、男性料理教室(5回)、 老人会健康教室(15回)、小中学校料理教室(4回) 保育園等巡回栄養教室(9回) <p>平成18年度決算 989千円 平成19年度決算 921千円 平成20年度予算 921千円</p> </td> </tr> </tbody> </table>	熊 本 市	植 木 町	<p>1. 食生活改善推進員養成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：健康づくり推進室、5保健福祉センター ・養成人員：各センター20名程度×5センター ・開催回数：6回/年 ※調理実習(4 2回/年) 修了証交付式(記念講演) <p>2. 食生活改善推進員地区組織活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：健康づくり推進室、5保健福祉センター ・全体研修会：2回/年(講演、事例発表など) ・各所研修会 各所 7回/年(調理実習、新人研修、スキルアップ研修、おやつ実習等) ・委託事業：すこやか食生活改善講習会 委託料 700,000円 <p>3. 熊本市食生活改善推進員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員数：562人 ※富合町協議会(45人)は平成21年度から統合予定 ・組織：会長1、副会長2、理事7、監事2 保健福祉センターごとに5支部で組織 ・市補助金：500,000円 81校区各1回の伝達調理実習・講習会、 その他日食協・県協議会補助事業等 <p>平成18年度決算 2,656千円 平成19年度決算 2,654千円 平成20年度予算 2,224千円</p>	<p>1. 食生活改善推進員養成事業(隔年実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：健康福祉課 ・養成人員：20~30名 ・開催回数：8回/年程度(毎回、調理実習有) 修了者に修了証書及び食生活改善推進員証を交付 <p>2. 食生活改善推進員地区組織活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：健康福祉課 ・推進員学習会：6回/年 講義、グループワーク、調理実習等 <p>3. 植木町食生活改善推進員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員数：86名 ・組織：会長1、副会長2、書記1、会計2、 理事11、監事2 ・町補助金：850,000円 総会、理事会7回/年、理事研修1回/年、 推進員研修1回/年、各校区及び地区毎に伝達 講習会開催(延45回)、男性料理教室(5回)、 老人会健康教室(15回)、小中学校料理教室(4回) 保育園等巡回栄養教室(9回) <p>平成18年度決算 989千円 平成19年度決算 921千円 平成20年度予算 921千円</p>
熊 本 市	植 木 町				
<p>1. 食生活改善推進員養成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：健康づくり推進室、5保健福祉センター ・養成人員：各センター20名程度×5センター ・開催回数：6回/年 ※調理実習(4 2回/年) 修了証交付式(記念講演) <p>2. 食生活改善推進員地区組織活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：健康づくり推進室、5保健福祉センター ・全体研修会：2回/年(講演、事例発表など) ・各所研修会 各所 7回/年(調理実習、新人研修、スキルアップ研修、おやつ実習等) ・委託事業：すこやか食生活改善講習会 委託料 700,000円 <p>3. 熊本市食生活改善推進員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員数：562人 ※富合町協議会(45人)は平成21年度から統合予定 ・組織：会長1、副会長2、理事7、監事2 保健福祉センターごとに5支部で組織 ・市補助金：500,000円 81校区各1回の伝達調理実習・講習会、 その他日食協・県協議会補助事業等 <p>平成18年度決算 2,656千円 平成19年度決算 2,654千円 平成20年度予算 2,224千円</p>	<p>1. 食生活改善推進員養成事業(隔年実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：健康福祉課 ・養成人員：20~30名 ・開催回数：8回/年程度(毎回、調理実習有) 修了者に修了証書及び食生活改善推進員証を交付 <p>2. 食生活改善推進員地区組織活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：健康福祉課 ・推進員学習会：6回/年 講義、グループワーク、調理実習等 <p>3. 植木町食生活改善推進員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員数：86名 ・組織：会長1、副会長2、書記1、会計2、 理事11、監事2 ・町補助金：850,000円 総会、理事会7回/年、理事研修1回/年、 推進員研修1回/年、各校区及び地区毎に伝達 講習会開催(延45回)、男性料理教室(5回)、 老人会健康教室(15回)、小中学校料理教室(4回) 保育園等巡回栄養教室(9回) <p>平成18年度決算 989千円 平成19年度決算 921千円 平成20年度予算 921千円</p>				
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・事業自体の組み立てはほぼ同一であるが、事業内容(地区組織活動支援の実施状況)、事業実施方法、回数、補助金等に相違がある。 				

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	保健衛生事業	小項目名	2 火葬場
------	--------	------	-------

協議内容	火葬場使用料について
合併協議会協議結果(調整方針)	植木町の火葬場については現行のとおり継続し、使用料については熊本市の例に統一する。

制 度 比 較

	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	熊本市斎場(直営)	植木町火葬場(直営)
	・所在地 熊本市戸島町796	・所在地 植木町大字滴水628番地1
	【使用料】	【使用料】
	(火葬場)	(火葬場)
	市内	町内
	市外	町外
	12才以上(1体) 6,000円	12歳以上(1体につき) 10,000円
	12才未満(1体) 4,000円	12歳未満(1体につき) 8,000円
	死産児(1胎) 2,000円	死産児(1体につき) 3,000円
	改葬遺骨(1件) 2,000円	改葬又は
	その他(1個) 1,000円	身体の一部(1棺につき) 5,000円
	(待合室)	産汚物(1人1包につき) 2,500円
	1回2時間以内 4,000円	※待合室は狭いため使用料は取れない。
	(式場)	※ 火葬場条例
	通夜 午後4時から翌日午前9時まで	火葬場の維持管理及び運営費
5,000円	平成17年度決算 10,610千円	
告別式 午前9時から午後3時まで	平成18年度決算 8,914千円	
5,000円	平成19年度決算 8,521千円	
通夜及び告別式 午後4時から翌日午前9時まで		
10,000円		
火葬場の維持管理及び運営費		
平成17年度決算 126,653千円		
平成18年度決算 125,556千円		
平成19年度決算 127,836千円		

相 違 点 と 課 題	火葬料金について、市内料金では熊本市の方が低額となっているが、市外では植木町の方が低額となっている。
----------------------------	--

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	各種福祉制度	小項目名	1 緊急通報体制等整備事業
------	--------	------	---------------

協議内容	緊急通報体制等整備事業の取扱いを検討する。
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、合併前に植木町制度を利用している方については、5年間継続する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市町別内容	<p>1.対象者 概ね65歳以上の1人暮らし等の要援護高齢者</p> <p>2.機器の性能 簡単な操作で緊急事態を自動的に受信センターに通報することが可能な機器</p> <p>3.協力員 対象者1人につき協力員2人(利用者が申請時に選任)</p> <p>4.システム概要 緊急通報装置を対象者宅へ設置し、熊本市管内3カ所の緊急通報センターに接続(民間3社へ委託)</p> <p>5.費用の負担 徴収基準額により費用を負担</p> <p>6.機器の返還等 ・死亡したとき ・福祉施設に入所したとき ・3ヶ月以上病院等に入院したとき。また、親族等の家に寄留するとき</p> <p>平成17年度決算 78,186千円 平成18年度決算 69,718千円 平成19年度決算 66,113千円</p>	<p>1.対象者 概ね65歳以上の1人暮らし等の要援護高齢者</p> <p>2.機器の性能 簡単な操作で緊急事態を自動的に受信センターに通報することが可能な機器</p> <p>3.協力員 対象者1人につき協力員2人(利用者が申請時に選任)</p> <p>4.システム概要 緊急通報装置を対象者宅へ設置し、委託先の2ヶ所の緊急通報センターに接続(民間2社へ委託)</p> <p>5.費用の負担 なし</p> <p>6.機器の返還等 ・死亡したとき ・福祉施設に入所したとき ・3ヶ月以上病院等に入院したとき。また、親族等の家に寄留するとき</p> <p>平成17年度決算 7,654千円 平成18年度決算 6,569千円 平成19年度決算 7,576千円</p>
相違点と課題	<p>①利用者の費用負担について 熊本市は装置の設置等費用の負担があるが、植木町は利用者の負担はない。 植木町では費用負担がないものの、装置を設置できる台数に限りがあり、現在は155台を貸与している。 常に待機者(約30名)がいる状態である。</p> <p>②既存する装置(利用者155名)分については、業者と話し合いが整い次第、熊本市制度に変更する。(買取費用等が発生する。)</p>	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	各種福祉制度	小項目名	2 障がい者社会参加促進事業
協議内容	合併後、事業をどう取り扱うか。 福祉タクシー券交付事業の取扱いをどうするか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>障がいがあり、日常生活等に支障のある方に、様々なサービスを提供することで、障がい者の積極的な社会参加を促進する目的で実施している。</p> <p>○主な実施事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許取得費助成 限度額 10 万円 平成 19 年度決算 800 千円 ・身障者自動車改造費助成 限度額 10 万円 平成 19 年度決算 1,099 千円 ・心身障害者への福祉タクシー券の交付 平成 19 年度決算 66,979 千円 ・おでかけバス券・乗車券制度 平成 19 年度決算 177,493 千円 ・手話通訳者の庁内への配置 平成 19 年度決算 7,787 千円 ・手話奉仕員派遣 平成 19 年度決算 4,962 千円 ・要約筆記者派遣 平成 19 年度決算 1,623 千円 	<p>重度の障がいがあり、日常生活に支障のある方に外出の際の移送を支援することで社会参加を促進する。</p> <p>○主な実施事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉タクシー券の交付 対象者：身体障害者手帳 1級・2級 ：療育手帳 A1・A2 タクシー料金の 2 割を助成 (ただし、町指定のタクシー業者に限る) 平成 19 年度福祉タクシー券交付者数 148 名 平成 19 年度決算 708 千円 ・コミュニケーション支援事業 (手話通訳者派遣・要約筆記者派遣) 平成 19 年度決算 81 千円
相違点と課題	<p>おでかけバス券・乗車券制度については、植木町には制度がない。熊本市と同様の取扱いにする方向で検討していくが、バス事業者等との協議が必要である。</p> <p>福祉タクシー券の交付事業については、助成内容等に相違がみられるため、調整が必要である。また、福祉タクシー運営協議会等との協議が必要である。</p>	

協議第20号

子ども未来関係事業について（その1）

子ども未来関係事業について承認を求める。

平成21年 2月16日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

子ども未来関係事業について

- 1 子ども未来関係事業のうち健康教育（母子保健）について、熊本市の保健福祉センター等で実施されている事業は、新市の事業として継続する。植木町で実施している各健康教育事業については、5年間の経過措置を設定する。
- 2 子ども未来関係事業のうち乳幼児健診については、熊本市の例に統一する。ただし、実施場所については、健康福祉センター「かがやき館」において、当分の間実施する。
- 3 子ども未来関係事業のうち地域子育て支援センター事業については、当分の間、現行のとおり継続し、委託料等については今後検討する。
- 4 子ども未来関係事業のうちひとり親家庭等医療費助成事業については、熊本市の例に統一する。ただし、植木町の入院費の自己負担に関する制度（自己負担なし）については、5年間現行のとおりとする。
- 5 子ども未来関係事業のうち保育料については、熊本市の例に統一する。
- 6 子ども未来関係事業のうちつどいの広場事業については、現行のとおり継続する。

7 子ども未来関係事業のうち児童育成クラブ管理運営事業については、事業内容は、現行のとおり継続する。運営費補助は、熊本市の例（児童育成クラブ運営費補助）に統一する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(20 子ども未来関係事業)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
保健衛生事業の取扱い					
1	健康教育(母子保健)	子ども未来部会	第3回		
2	乳幼児健診	子ども未来部会	第3回		
各種福祉制度の取扱い					
1	地域子育て支援センター事業	子ども未来部会	第3回		
2	ひとり親家庭等医療費助成事業	子ども未来部会	第3回		
3	保育料	子ども未来部会	第3回		
4	つどいの広場事業	子ども未来部会	第3回		
教育関係事業の取扱い					
1	児童育成クラブ管理運営事業	子ども未来部会	第3回		
保健衛生事業の取扱い					
1	1歳6ヶ月児・3歳児精密健診	子ども未来部会	事務局		
2	健康相談(母子保健)	子ども未来部会	事務局		
3	歯科保健推進事業(子育て分)	子ども未来部会	事務局		
4	食生活改善事業(食育推進ネットワーク)	子ども未来部会	事務局		
5	組織育成(母子保健)	子ども未来部会	事務局		
6	乳幼児経過観察健診	子ども未来部会	事務局		
7	妊婦健診	子ども未来部会	事務局		
8	母子健康手帳交付等	子ども未来部会	事務局		
各種福祉制度の取扱い					
1	子育て支援短期利用事業(ショート・トワイライト)	子ども未来部会	事務局		
2	子育てボランティアの育成	子ども未来部会	事務局		
3	雑草の森(児童厚生施設・児童遊園)	子ども未来部会	事務局		
4	助産施設への入所	子ども未来部会	事務局		
5	ひとり親家庭等日常生活支援事業	子ども未来部会	事務局		
6	乳幼児医療費助成	子ども未来部会	次回以降		
7	病後児保育(乳幼児健康支援一時預かり)	子ども未来部会	事務局		
8	母子家庭向け県営住宅優先入居	子ども未来部会	事務局		
9	母子生活支援施設への入所	子ども未来部会	事務局		
10	エンゼル基金助成事業	子ども未来部会	事務局		
11	子育て支援情報提供事業(満1歳おめでとうカード)	子ども未来部会	事務局		
12	次世代育成支援行動計画	子ども未来部会	事務局		
13	児童虐待防止	子ども未来部会	事務局		
14	母親クラブ	子ども未来部会	事務局		
15	文書配布事務委託費	子ども未来部会	事務局		
16	保育所入退所等スケジュール	子ども未来部会	事務局		
17	保育所関係書類	子ども未来部会	事務局		
18	保育所特別保育事業(1)(2)	子ども未来部会	事務局		
19	保育所の定員管理	子ども未来部会	事務局		
20	障がい児療育相談事業	子ども未来部会	事務局		
21	産後ホームヘルプサービス事業	子ども未来部会	事務局		
22	公立保育所臨時職員雇用関係	子ども未来部会	事務局		
23	公立保育所管理運営事業	子ども未来部会	事務局		
24	公立保育所地域活動事業	子ども未来部会	事務局		
25	公立保育所延長保育促進事業	子ども未来部会	事務局		
26	公立保育所一時保育事業	子ども未来部会	事務局		
27	公立障がい児デイサービス事業	子ども未来部会	事務局		
28	公立保育所献立事業	子ども未来部会	事務局		

29	公立保育所給食食材料事業	子ども未来部会	事務局		
30	公立保育所調理従事者等検便事業	子ども未来部会	事務局		
31	認可外保育施設助成事業	子ども未来部会	事務局		
32	親と子の集い補助金	子ども未来部会	事務局		
教育関係事業の取扱い					
1	家庭教育推進事業	子ども未来部会	事務局		
2	勤労青少年ホーム管理運営事業	子ども未来部会	事務局		
3	児童館管理運営事業	子ども未来部会	事務局		
4	社会教育関係団体(青少年関係)	子ども未来部会	事務局		
5	社会教育関係団体への補助金(青少年関係)	子ども未来部会	事務局		
6	青少年育成会議	子ども未来部会	事務局		
7	青少年活動支援事業	子ども未来部会	事務局		
8	青少年健全育成事業	子ども未来部会	事務局		
9	青少年センター管理運営事業	子ども未来部会	事務局		
10	社会教育関係団体への補助金(幼稚園関係)	子ども未来部会	事務局		
11	幼稚園・私立学校振興事業	子ども未来部会	事務局		
12	幼稚園機械警備関係	子ども未来部会	事務局		
13	幼稚園安全経費	子ども未来部会	事務局		
14	幼稚園屋外運動施設関連経費	子ども未来部会	事務局		
15	幼稚園環境衛生経費	子ども未来部会	事務局		
16	幼稚園緊急警報システム	子ども未来部会	事務局		
17	幼稚園計量検査手数料	子ども未来部会	事務局		
18	幼稚園健康診断関連	子ども未来部会	事務局		
19	幼稚園交通教室他	子ども未来部会	事務局		
20	幼稚園浄化槽関連	子ども未来部会	事務局		
21	幼稚園保健関係賠償保険料等	子ども未来部会	事務局		
22	学校・地域連携推進事業(幼稚園)	子ども未来部会	事務局		
23	就学支援(幼稚園就園奨励費・多子世帯子育て支援)	子ども未来部会	事務局		
24	幼稚園における親の子育て力向上推進経費	子ども未来部会	事務局		
25	子ども文化会館管理運営	子ども未来部会	事務局		
26	青少年問題協議会	子ども未来部会	事務局		
その他の事業の取扱い					
1	ファミリーサポートセンター事業	子ども未来部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	保健衛生事業	小項目名	1 健康教育（母子保健）
協議内容	事業名、対象者や内容に違いがある。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の保健福祉センター等で実施されている事業は、新市の事業として継続する。 植木町で実施している各健康教育事業については、5年間の経過措置を設定する。		

制 度 比 較				
	熊 本 市	植 木 町		
市 町 別 内 容	1.もうすぐパパママ学級 回数:保健福祉センター;88回 対象者:妊婦とその夫等 場 所:各保健福祉センター(5箇所)	1.親子クッキング教室 回数:7回 対象者:公立保育園の年長児とその保護者 幼児・学童とその保護者 場 所:各校区公民館または、生涯学習センター 内 容:食生活に関する講話、親子調理実習		
	2.育児教室 回数:各保健福祉センター;計30回 各総合支所;年数回実施 対象者:管内に住む生後3~4ヵ月児(第1子)と保護者 場 所:各保健福祉センター、各総合支所 (離乳食教室) 回数:育児学級2回シリーズの1回分	2.歯科健康教室 回数:7回 対象者:小学生までの児とその保護者 場 所:健康福祉センター「かがやき館」及び 公立保育園 内 容:むし歯予防に関する講話、ブラッシング指導		
	3.ピカピカ・カミカミ教室 回数:年40回程度実施(所外10回) 対象者:管内に住む1歳6ヵ月~2歳未満児と保護者 場 所:各保健福祉センター、所外		平成17年度決算 101,749円 平成18年度決算 121,943円 平成19年度決算 141,236円	
	4.育児サークル 回数:約90サークルが月1~2回程度 内 容:育児サークルの活動支援 場 所:公民館、老人憩いの家、保育園			
	5.虐待予防教室 回数:各保健福祉センターにおいて1回(6~10回シリーズ)及び修了生のつどい1回 内 容:グループミーティング 場 所:各保健福祉センター			

	<p>6.歯科健康教室</p> <p>希望のあった保育所、幼稚園、小学校に対して管轄の保健福祉センター歯科衛生士及び歯科医師(嘱託含)が講話とブラッシング指導を市民ボランティアである8020推進員と共に実施。</p> <p>加えて、巡回歯みがき指導(対象:小学3年生)とフッ素塗布事業(対象:公立幼稚園)については、市歯科医師会・歯科衛生士会が実施。</p> <p>平成 17 年度決算 2,764,273 円 平成 18 年度決算 3,128,675 円 平成 19 年度決算 3,043,502 円</p>	
<p>相 違 点 と 課 題</p>	<p>対象者や実施内容に違いがある。</p> <p>植木町で実施している「親子クッキング教室」については、平成21年度から対象者を公私立保育園・幼稚園 12か所に拡大の予定。</p>	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	保健衛生事業	小項目名	2 乳幼児健診
協議内容	乳児健診の実施方法が委託と集団なので協議が必要。		
合併協議会協議結果(調整方針)	乳幼児健診については熊本市の例に統一する。 ただし、実施場所については、健康福祉センター「かがやき館」において、当分の間実施する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	1.乳児健診 対象者:3か月児・7か月児 場 所:委託医療機関(熊本市医師会及び市近隣の 小児科専門医療機関) 回 数:通年(医療機関の診療時間内) 委託料:乳児健診 1件につき 5,350 円 平成 17 年度決算 67,234 千円 平成 18 年度決算 68,713 千円 平成 19 年度決算 68,919 千円 平成 20 年度予算 70,128 千円 事務費(市医師会) 1,156,908 円(H20 年度)	1.乳児健診 対象者:3~4か月児、6~7か月児 場 所:健康福祉センター「かがやき館」 回 数:各健診毎月 1 回 医師費用弁償:10,000 円/回(年報酬別途 186,000 円) 看護師(診察介助)報償費:1,200 円/回 平成 17 年度決算 887千円 平成 18 年度決算 937千円 平成 19 年度決算 906千円
	2.幼児健診 対象者:1歳6か月児・3歳児 場 所:各保健福祉センター 回 数:1歳6か月児 毎週1回実施(東HCは週2回) 3歳児 月3回実施 医師報償費:20,010 円/回 栄養士、歯科衛生士、心理相談員、看護師:8,600 円/回 歯科医師 :20,010 円/回(東HCのみ) 平成 17 年度決算 18,190千円 平成 18 年度決算 18,262千円 平成 19 年度予算 17,447千円	2.1 歳6か月児健診 対象者:1歳6~7か月児 場 所:健康福祉センター「かがやき館」 回 数:毎月 1 回 医師費用弁償:10,000 円/回(年報酬別途 186,000 円) 看護師(診察介助)報償費:1,200 円/回 歯科医師(報酬:18,100 円/回、費用弁償:10,000 円) 歯科衛生士報償費:7,000 円/回 平成 17 年度決算 964千円 平成 18 年度決算 1,007千円 平成 19 年度決算 971千円
		3.3歳児健診 対象者:3歳2~3か月児 場 所:健康福祉センター「かがやき館」 回 数:毎月 1 回 医師費用弁償:10,000 円/回(年報酬別途 186,000 円) 眼科医師費用弁償:10,000 円/回(" ") 看護師(診察介助)報償費:1,200 円/回 歯科医師(報酬:18,100 円/回、費用弁償:10,000 円) 歯科衛生士報償費:7,000 円/回

		平成 17 年度決算 1,294千円 平成 18 年度決算 1,310千円 平成 19 年度決算 1,359千円
相違点と課題	<p>熊本市は、乳児健診を委託医療機関において、通年体制で実施しているのに対し、植木町は各健診を毎月1回、集団検診で実施している。</p> <p>また、委託料や報酬等の費用に違いがある。</p>	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	各種福祉事業	小項目名	1 地域子育て支援センター事業
協議内容	地域子育て支援センターの実施方法及び助成方法が異なっており、どのように取り扱うのか協議する。助成方法は基本同じである。但し、委託料の金額が異なるので金額について協議が必要。		
合併協議会協議結果(調整方針)	当分の間、現行のとおり継続し、委託料等については今後検討する。		

制 度 比 較																																											
		熊 本 市	植 木 町																																								
市 町 別 内 容		<p>子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談、子育て支援に関する情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを実施するため、地域子育て支援センターを設置している。</p> <p>現在、公立9か所、私立4か所で実施。</p> <p>公立は、公立保育園に併設の施設で実施し、私立は私立保育園への委託により実施している。</p> <p>H21年度までに地域的バランスを考慮しながら、全15か所を整備予定。</p> <p>※国庫補助事業「地域子育て支援拠点事業」のセンター型(公立:6~7日型、私立:5日型)として実施。</p>	<p>子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談、子育て支援に関する情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを実施するため、地域子育て支援センターを設置している。</p> <p>現在、支援センターは公立1か所、私立2か所で実施。</p> <p>公立は、公立保育園内のスペースを利用して小規模型として実施し、私立保育園は、補助事業として実施している。</p> <p>今後の整備計画はない。</p> <p>※国庫補助事業「地域子育て支援拠点事業」のセンター型(私立:6~7日型) 小規模型(公立5日型)として実施。</p>																																								
		(千円)	(千円)	(千円)																																							
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">H17 決算</th> <th style="width: 15%;">H18 決算</th> <th style="width: 15%;">H19 決算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>私立</td> <td>7,222</td> <td>5,026</td> <td>5,152</td> </tr> <tr> <td>公立(総合)</td> <td>5,786</td> <td>6,280</td> <td>6,206</td> </tr> <tr> <td>公立(小規模)</td> <td>7,832</td> <td>9,844</td> <td>13,737</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>20,840</td> <td>21,150</td> <td>25,095</td> </tr> </tbody> </table>		H17 決算	H18 決算	H19 決算	私立	7,222	5,026	5,152	公立(総合)	5,786	6,280	6,206	公立(小規模)	7,832	9,844	13,737	計	20,840	21,150	25,095	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">H17 決算</th> <th style="width: 15%;">H18 決算</th> <th style="width: 15%;">H19 決算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>私立</td> <td>15,580</td> <td>15,546</td> <td>15,706</td> </tr> <tr> <td>公立(総合)</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td>公立(小規模)</td> <td style="border: none;"></td> <td>831</td> <td>1,230</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15,580</td> <td>16,377</td> <td>16,936</td> </tr> </tbody> </table>		H17 決算	H18 決算	H19 決算	私立	15,580	15,546	15,706	公立(総合)				公立(小規模)		831	1,230	計	15,580	16,377	16,936
	H17 決算	H18 決算	H19 決算																																								
私立	7,222	5,026	5,152																																								
公立(総合)	5,786	6,280	6,206																																								
公立(小規模)	7,832	9,844	13,737																																								
計	20,840	21,150	25,095																																								
	H17 決算	H18 決算	H19 決算																																								
私立	15,580	15,546	15,706																																								
公立(総合)																																											
公立(小規模)		831	1,230																																								
計	15,580	16,377	16,936																																								
相 違 点 と 課 題		<p>実施方法:熊本市ではすべてセンター型に移行しているのに対し、植木町では「センター型」「小規模型」「ひろば型」として実施している。</p> <p>支払方法:私立に対して熊本市は4,500千円(国1/3・市2/3補助)を限度としているのに対し、植木町では、国の補助基準(国県補助)7,996千円に従い実施している。</p>																																									

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	各種福祉制度	小項目名	2 ひとり親家庭等医療費助成事業
協議内容	<p>平成 20 年 8 月より、「母子家庭等医療費助成」から、父子家庭を含めた「ひとり親家庭等医療費助成」へ移行し、全額助成から、3 分の 2 助成へ変更したが、入院については、全額助成を維持することとした。</p> <p>植木町が独自に助成する入院分の自己負担であるべき医療費の 3 分の 1 分の助成をどうするか。</p>		
合併協議会協議結果(調整方針)	<p>熊本市の例に統一する。</p> <p>ただし、植木町の入院費の自己負担に関する制度(自己負担なし)については、5 年間現行のとおりとする。</p>		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>ひとり親家庭に医療費の一部を助成することによりひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。</p> <p>1.助成対象者 ひとり親家庭の親(母子家庭、父子家庭等)で(養育する児童が 20 歳の誕生日まで) 児童(18 歳以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者)</p> <p>2.助成額 1 月に 1 つの医療機関に支払った医療費の一部負担金の 3 分の 2 を助成</p> <p>3.助成方法 現物給付、償還払い</p> <p>平成 17 年度決算 224,533 千円 平成 18 年度決算 233,557 千円 平成 19 年度決算 235,899 千円</p>	<p>ひとり親家庭に医療費の一部を助成することによりひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。(20 年 8 月より、「母子家庭等医療費助成」から「ひとり親家庭等医療費助成」に移行)</p> <p>1.助成対象者 ひとり親家庭の親(母子家庭、父子家庭)で(養育する児童が 20 歳の誕生日まで) 児童(18 歳以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者) (但し、平成 20 年 7 月までは母子家庭の母と児童及び父母のない児童が対象、20 年 8 月より、父子家庭の父と児童を含める。)</p> <p>2.助成額 1 月に 1 つの医療機関に支払った医療費の一部負担金の 3 分の 2 を助成。但し、入院分は全額助成。(20 年 7 月分までは、通院も含め全額助成。)</p> <p>3.助成方法 すべて、償還払い</p> <p>平成 17 年度決算 11,099 千円 平成 18 年度決算 10,838 千円 平成 19 年度決算 10,059 千円 平成 20 年度予算 11,516 千円</p>
相 違 点 と 課 題	<p>植木町においては、これまで、母子家庭等を対象に、医療費の全額助成を行ってきた。20 年 8 月より、父子家庭を対象に含めたひとり親家庭等医療費助成に移行するのに伴い、自己負担の見直しを行ったが、経済的に厳しい時期であることなどから、入院については、これまでどおり全額助成を行うこととした。</p> <p>・助成方法・・・現物給付も実施検討</p> <p>※熊本市は入院、通院ともに 2/3 の公費負担であり、制度の違いをどう統合していくかが課題。</p>	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	各種福祉制度	小項目名	3 保育料
協議内容	保育料金額について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>○保育園数 公立 19園 私立 116園 (平成 20 年 10 月 6 日合併により 3 園増加)</p> <p>○広域入所(H20.4.1) 植木町へ委託 21人 植木町より受託 0人</p> <p>○保育料 ※保育料基準額比較表 別紙のとおり</p> <p>○保育料の決算・予算額 平成 17 年度決算 2,912,035 千円 平成 18 年度決算 2,954,934 千円 平成 19 年度決算 3,037,203 千円</p> <p>(追加) ○多子世帯の保育料の軽減 同時入所の場合 2人目半額、3人目無料 第3子以降の3歳未満児 軽減なし</p>	<p>○保育園数 公立 4園 私立 7園</p> <p>○広域入所(H.20.4.1 現在) 熊本市へ委託 0人 熊本市より受託 21人</p> <p>○保育料 ※保育料基準額比較表 別紙のとおり</p> <p>○保育料の決算・予算額 平成 17 年度決算 271, 857 千円 平成 18 年度決算 265, 846 千円 平成 19 年度決算 203, 689 千円</p> <p>(追加) ○多子世帯の保育料の軽減 同時入所の場合 2人目半額、3人目 1/10 第3子以降の3歳未満児(第7階層を除く) 基準額の半額 基準額が半額に軽減されている場合 1/4 基準額が 1/10 に軽減されて場合 無料</p>
相 違 点 と 課 題	<p>保育料金額と階層区分について</p> <p>保育料全般では、熊本市の方が植木町より低く(安く)設定されているが、階層区分(定義)の分け方で、単純に比較すると熊本市が8階層で植木町が23階層ある。また年齢区分についても、熊本市は2区分で植木町は3区分に分かれている。その点(箇所)で、一部に保育料が逆転しているところがある。</p>	

保育料基準額比較表

(単位：人、円)

熊本市				植木町				児童数 (H20.4.1)
階層 区分	各月初日の児童の 属する世帯の階層区分 定義		3歳 未満児 徴収金 基準額	3歳 以上児 徴収金 基準額	同時に2人以上 入所している者 の減額規定	4歳児以上 児 徴収金 基準額	3歳 (以上)児 徴収金 基準額	児童数 (H20.4.1)
	第1階層 区分	第2階層 区分						
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)		0	0		0	0	5
第2階層	第1階層及び第4階層から第7階層までを除き、前年度の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯	4,500	3,000				46
第3階層	第1階層を除き、前年度の所得税課税世帯であつてその所得税の額が次の区分に該当する世帯	均等割のみ 所得割 所得割 所得割 1万円未満 1万円以上	11,500	8,200				57
第4-1階層	第1階層を除き、前年度の所得税課税世帯であつてその所得税の額が次の区分に該当する世帯	3,000円未満	16,000	12,500				7
第4-2階層		3,000円以上 7,000円未満	25,500	22,000				8
第5階層		7,000円以上 12,000円未満						1
第6階層		12,000円以上 40,000円未満						37
第7階層		40,000円以上 52,000円未満						30
		52,000円以上 75,000円未満						6
		75,000円以上 92,000円未満						3
		92,000円以上 103,000円未満						29
		103,000円以上 207,000円未満						30
		207,000円以上 243,000円未満						52
		243,000円以上 378,000円未満						170
		378,000円以上 413,000円未満						54
		413,000円以上 522,000円未満						75
		522,000円以上						32
								21
								78
								14
								24
								0
								4
								3
								853

※ 国階層第2から国階層第7までの世帯であつて、同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄より計算して得た額をその児童の徴収金(保育料)の額とする。ただし、熊本県多子世帯子育て支援事業の対象児童が保育所に入所している世帯(第7階層)に属する世帯を除く。で、第3子以降の3歳未満児が保育所に1人入所している世帯については徴収金額の2分の1を、また、第3子以降の3歳未満児も含め2人入所している場合は、国基準で2分の1に軽減されている児童の徴収金額の2分の1を、児童が3人以上入所している世帯にあつては、国基準で10分の1に軽減されている児童の徴収金額の全額を軽減する。

熊本市				植木町				児童数 (H20.4.1)
階層 区分	各月初日の児童の 属する世帯の階層区分 定義		3歳 未満児 徴収金 基準額	3歳 以上児 徴収金 基準額	同時に2人以上 入所している者 の減額規定	4歳児以上 児 徴収金 基準額	3歳 (以上)児 徴収金 基準額	児童数 (H20.4.1)
	第1階層 区分	第2階層 区分						
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)		0	0		0	0	123
第2階層	第1階層及び第4階層から第7階層までを除き、前年度の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯	4,500	3,000				1,181
第3階層	第1階層を除き、前年度の所得税課税世帯であつてその所得税の額が次の区分に該当する世帯	均等割のみ 所得割 所得割 所得割 1万円未満 1万円以上	11,500	8,200				939
第4-1階層	第1階層を除き、前年度の所得税課税世帯であつてその所得税の額が次の区分に該当する世帯	3,000円未満	16,000	12,500				1,737
第4-2階層		3,000円以上 7,000円未満	25,500	22,000				862
第5階層		7,000円以上 12,000円未満						2,242
第6階層		12,000円以上 40,000円未満						2,884
第7階層		40,000円以上 52,000円未満						2,455
		52,000円以上 75,000円未満						490
		75,000円以上 92,000円未満						
		92,000円以上 103,000円未満						
		103,000円以上 207,000円未満						
		207,000円以上 243,000円未満						
		243,000円以上 378,000円未満						
		378,000円以上 413,000円未満						
		413,000円以上 522,000円未満						
		522,000円以上						
								計
								12,913

児童の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する世帯で、この表の第2階層に属するものは第1階層にあたるものとみなす。
 (1)配偶者のいない女子で、現に児童を扶養しているもの世帯及びこれに準ずる世帯
 (2)次に掲げる母(者)を有する世帯
 ア 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者
 イ 特別児童扶養手当の支給対象児童又は国民年金の障害基礎年金等の受給者
 ウ 生活保護法の要保護の状態にあると認められる世帯等で、当該世帯の申請に基づき、市長が認めたもの

第1欄	第2欄
ア 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している児童のうち、長者(当該保育所徴収金(保育料)額表に定める額)	保育所徴収金(保育料)額表
イ 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所しているア以外の児童のうち、長者(当該保育所徴収金(保育料)額表に定める額) × 0.5	保育所徴収金(保育料)額表
ウ 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している上記以外の児童	保育所徴収金(保育料)額表 × 0.1

(注)10円未満の端数は切り捨てる。

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	各種福祉制度	小項目名	4 つどいの広場事業
協議内容	合併後、植木町において、どのような運営方法をとっていくか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	現行のとおり継続する。		

制 度 比 較																	
	熊 本 市																
市 町 別 内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">熊 本 市</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">植 木 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>つどいの広場:熊本市夢もやい館内の1施設</td> <td>つどいの広場:町施設のかがやき館内、児童交流室利用(1か所)</td> </tr> <tr> <td>目的:子育て中の親子が気軽に集い、交流できる場の提供や、講習会や教室、子育てに関する情報提供や相談を通じて子育て中の親子の支援を行っている。また、館の中には高齢者の健康維持や介護予防を支援する施設を併設し、様々なイベントを通じ世代間交流や地域交流をはかることを目的としている。</td> <td>目的:乳幼児を持つ子育て中の親子が気軽につどい、うち解けた雰囲気の中で語り合うことによって、精神的な安心感をもたらし、問題解決の糸口となる機会を提供し、子育て親子の交流やつどいの場の提供、子育て等に関する相談、情報提供、講習会等を実施する。</td> </tr> <tr> <td>対象:市内に居住する就学前の子とその保護者(保護者同伴)</td> <td>対象:町内に居住する乳幼児をもつ子育て中の親子(保護者同伴) 余裕がある場合は、町外も可</td> </tr> <tr> <td>開館時間:月~土 午前9:00~午後6時 (日・祝日・年末年始休館)</td> <td>開館時間:火~金 10:00~16:00 (昼1時間は閉室) ※つどいの広場実施日以外でかがやき館開館日は児童交流室(親子同伴)として利用</td> </tr> <tr> <td>運営:夢もやい館の事業全体を平成19年度より指定管理者制度を導入し、社会福祉法人照敬会、NPO法人ここへおいでよ共同企業体に運営委託 つどいの広場には保育士2名を常時配置</td> <td>運営:町直営で子育てアドバイザー(保育士)2名を配置</td> </tr> <tr> <td>事業費:平成19年度決算 23,566千円(夢もやい館委託料全体)</td> <td>事業費:平成17年度決算 734千円 平成18年度決算 823千円 平成19年度決算 1,687千円</td> </tr> <tr> <td>※子育てつどいの広場の事業は、平成19年度から地域子育て支援拠点事業のひろば型に該当</td> <td>※平成19年度から地域子育て支援拠点事業のひろば型に該当</td> </tr> </tbody> </table>	熊 本 市	植 木 町	つどいの広場:熊本市夢もやい館内の1施設	つどいの広場:町施設のかがやき館内、児童交流室利用(1か所)	目的:子育て中の親子が気軽に集い、交流できる場の提供や、講習会や教室、子育てに関する情報提供や相談を通じて子育て中の親子の支援を行っている。また、館の中には高齢者の健康維持や介護予防を支援する施設を併設し、様々なイベントを通じ世代間交流や地域交流をはかることを目的としている。	目的:乳幼児を持つ子育て中の親子が気軽につどい、うち解けた雰囲気の中で語り合うことによって、精神的な安心感をもたらし、問題解決の糸口となる機会を提供し、子育て親子の交流やつどいの場の提供、子育て等に関する相談、情報提供、講習会等を実施する。	対象:市内に居住する就学前の子とその保護者(保護者同伴)	対象:町内に居住する乳幼児をもつ子育て中の親子(保護者同伴) 余裕がある場合は、町外も可	開館時間:月~土 午前9:00~午後6時 (日・祝日・年末年始休館)	開館時間:火~金 10:00~16:00 (昼1時間は閉室) ※つどいの広場実施日以外でかがやき館開館日は児童交流室(親子同伴)として利用	運営:夢もやい館の事業全体を平成19年度より指定管理者制度を導入し、社会福祉法人照敬会、NPO法人ここへおいでよ共同企業体に運営委託 つどいの広場には保育士2名を常時配置	運営:町直営で子育てアドバイザー(保育士)2名を配置	事業費:平成19年度決算 23,566千円(夢もやい館委託料全体)	事業費:平成17年度決算 734千円 平成18年度決算 823千円 平成19年度決算 1,687千円	※子育てつどいの広場の事業は、平成19年度から地域子育て支援拠点事業のひろば型に該当	※平成19年度から地域子育て支援拠点事業のひろば型に該当
熊 本 市	植 木 町																
つどいの広場:熊本市夢もやい館内の1施設	つどいの広場:町施設のかがやき館内、児童交流室利用(1か所)																
目的:子育て中の親子が気軽に集い、交流できる場の提供や、講習会や教室、子育てに関する情報提供や相談を通じて子育て中の親子の支援を行っている。また、館の中には高齢者の健康維持や介護予防を支援する施設を併設し、様々なイベントを通じ世代間交流や地域交流をはかることを目的としている。	目的:乳幼児を持つ子育て中の親子が気軽につどい、うち解けた雰囲気の中で語り合うことによって、精神的な安心感をもたらし、問題解決の糸口となる機会を提供し、子育て親子の交流やつどいの場の提供、子育て等に関する相談、情報提供、講習会等を実施する。																
対象:市内に居住する就学前の子とその保護者(保護者同伴)	対象:町内に居住する乳幼児をもつ子育て中の親子(保護者同伴) 余裕がある場合は、町外も可																
開館時間:月~土 午前9:00~午後6時 (日・祝日・年末年始休館)	開館時間:火~金 10:00~16:00 (昼1時間は閉室) ※つどいの広場実施日以外でかがやき館開館日は児童交流室(親子同伴)として利用																
運営:夢もやい館の事業全体を平成19年度より指定管理者制度を導入し、社会福祉法人照敬会、NPO法人ここへおいでよ共同企業体に運営委託 つどいの広場には保育士2名を常時配置	運営:町直営で子育てアドバイザー(保育士)2名を配置																
事業費:平成19年度決算 23,566千円(夢もやい館委託料全体)	事業費:平成17年度決算 734千円 平成18年度決算 823千円 平成19年度決算 1,687千円																
※子育てつどいの広場の事業は、平成19年度から地域子育て支援拠点事業のひろば型に該当	※平成19年度から地域子育て支援拠点事業のひろば型に該当																
相違点と課題	植木町は、直営だが、熊本市は指定管理者で運営している。植木町は、週4日実施だが、熊本市は、週6日実施している。植木町は、開所時間も6時間だが、熊本市は、9時間である。植木町は、親子の交流やつどいの場の提供を主に行っているが、熊本市では、その業務以外は、高齢者との交流も行っている。																

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	1 児童育成クラブ管理運営事業
協議内容	事業内容、委託金額等について調整していく必要がある。		
合併協議会協議結果(調整方針)	事業内容は、現行のとおり継続する。 運営費補助は、熊本市の例（児童育成クラブ運営費補助）に統一する。		

制 度 比 較									
	熊 本 市								
市 町 別 内 容	<p>小学校区を単位として、放課後児童(小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童)の入会予定が概ね10人以上になった場合、児童育成クラブを設置し、複数の指導員の下、適切な遊びや生活の場を与えて、放課後や長期休業期間を安全に過ごせるように管理運営を行っている。</p> <p>《公設公営方式》</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開設日 4月1日～翌年3月31日 (日曜日・国民の祝日・年末年始を除く) ・ 開設時間 平日 児童の下校時間～午後6時 土曜日及び長期休業中 午前8時30分～午後6時 ・ 指導員 399人 ・ 巡回指導員 3人 ・ 開設状況 72箇所 ・ 入会児童数 3,734人 ・ 利用者負担金(おやつ代等は含まない) 児童1人につき 月額4,300円(兄弟姉妹等が同時に在籍している場合、2人目以降は、2,150円) ・ 負担金の免除 ①納入義務者が生活保護を受けている場合 ②納入義務者が経済的理由により就学援助を受けている場合 <p>運営費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成17年度決算</td><td style="text-align: right;">364,209千円</td></tr> <tr><td>平成18年度決算</td><td style="text-align: right;">406,523千円</td></tr> <tr><td>平成19年度決算</td><td style="text-align: right;">443,930千円</td></tr> <tr><td>平成20年度予算</td><td style="text-align: right;">411,387千円</td></tr> </table> <p>《児童育成クラブ運営費補助》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間で運営している旧富合町の3クラブに対して、補助金を交付している。 <p style="text-align: right;">平成20年度予算 9,230千円</p>	平成17年度決算	364,209千円	平成18年度決算	406,523千円	平成19年度決算	443,930千円	平成20年度予算	411,387千円
平成17年度決算	364,209千円								
平成18年度決算	406,523千円								
平成19年度決算	443,930千円								
平成20年度予算	411,387千円								
	植 木 町								
	<p>小学校区を単位として、放課後児童(小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童)の入会予定が概ね10人以上になった場合、児童クラブを設置。公設と民設があり、運営についてはすべて、法人や保護者会に委託し、複数の指導員の下、適切な遊びや生活の場を与えて、放課後や長期休業期間を安全に過ごせるように運営を行っている。各クラブの登録児童数・活動状況により、県の補助基準での委託料を支払う。</p> <p>《公設民営・民設民営方式》</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開設日 4月1日～翌年3月31日 (土曜・日曜日・国民の祝日・年末年始を除く) ・ 開設時間 平日 児童の下校時間～午後5時 ※ 開設日・開設時間については、各クラブの必要に応じた運営を行なっている。 ・ 開設状況 専用施設1 余裕教室 4 公民館1 保育園1 児童館1 計8箇所 ・ 指導員 36人 ・ 巡回指導員 なし ・ 入会児童数 343人 ・ 利用者負担金 各クラブにより異なる。(母子・兄弟姉妹等の場合の減免は、各クラブ基準で実施) 5,000円から7,000円 ・ 負担金の免除 なし <p>運営費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成17年度決算</td><td style="text-align: right;">11,889千円</td></tr> <tr><td>平成18年度決算</td><td style="text-align: right;">13,742千円</td></tr> <tr><td>平成19年度決算</td><td style="text-align: right;">16,058千円</td></tr> <tr><td>平成20年度予算</td><td style="text-align: right;">27,404千円</td></tr> </table>	平成17年度決算	11,889千円	平成18年度決算	13,742千円	平成19年度決算	16,058千円	平成20年度予算	27,404千円
平成17年度決算	11,889千円								
平成18年度決算	13,742千円								
平成19年度決算	16,058千円								
平成20年度予算	27,404千円								
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植木町では、法人や保護者会に委託。各クラブで運営内容・利用料・減免等についても異なる。 ・ 利用者にとって、運営内容、費用負担において、長所・短所あり、運営方法や事業内容などの調整が必要。 								

協議第 23 号

都市建設関係事業について（その 1）

都市建設関係事業について承認を求める。

平成 21 年 2 月 16 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

都市建設関係事業について

- 1 都市建設関係事業のうち次の事業については、熊本市の例に統一する。
 - ・ 里道の整備
 - ・ 私道の整備
 - ・ 下水道使用料
 - ・ 受益者負担金

- 2 都市建設関係事業のうち下水道計画については、植木町の下水道計画を新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(23 都市建設関係事業)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
建設関係事業の取扱い					
1	里道の整備	都市建設部会	第3回		
2	私道の整備	都市建設部会	第3回		
下水道事業の取扱い					
1	下水道計画	都市建設部会	第3回		
2	下水道使用料	都市建設部会	第3回		
3	受益者負担金	都市建設部会	第3回		
交通関係事業の取扱い					
1	地方バス	都市建設部会	事務局		
2	乗合タクシー運行補助金	都市建設部会	事務局		
3	市道の整備(交通安全施設)	都市建設部会	事務局		
4	道路照明灯の整備	都市建設部会	事務局		
5	国道3号植木バイパス期成会負担金	都市建設部会	事務局		
建設関係事業の取扱い					
1	河川の維持管理	都市建設部会	事務局		
2	砂防対策(県砂防事業負担金)	都市建設部会	事務局		
3	河川占用料	都市建設部会	事務局		
4	河川整備計画	都市建設部会	事務局		
5	河川災害関連	都市建設部会	事務局		
6	雨水浸透枘設置費助成	都市建設部会	事務局		
7	河川関係負担金	都市建設部会	事務局		
8	道路位置指定	都市建設部会	事務局		
9	建築確認事務	都市建設部会	事務局		
10	建築指導行政	都市建設部会	事務局		
11	やさしいまちづくり事業	都市建設部会	事務局		
12	建築物耐震改修促進計画	都市建設部会	事務局		
13	アスベスト改修型優良建築物等整備事業	都市建設部会	事務局		
14	市(町)営住宅使用料の算定	都市建設部会	次回以降		
15	市(町)営住宅建設計画	都市建設部会	事務局		
16	市(町)営住宅管理人報酬	都市建設部会	事務局		
17	市(町)営住宅修繕(計画修繕・一般修繕)	都市建設部会	事務局		
18	市(町)営住宅駐車場の整備・管理	都市建設部会	事務局		
19	市(町)営住宅近傍同種家賃	都市建設部会	事務局		
20	町営住宅入居者選考委員会	都市建設部会	事務局		
21	市(町)営住宅例規	都市建設部会	事務局		
22	市(町)営住宅図面	都市建設部会	事務局		
23	市(町)営住宅使用料全般	都市建設部会	事務局		
24	市(町)営住宅納入通知書	都市建設部会	事務局		
25	市(町)営住宅OCR現年度	都市建設部会	事務局		
26	市(町)営住宅OCR過年度	都市建設部会	事務局		
27	市(町)営住宅使用料滞納共通全般	都市建設部会	事務局		
28	市(町)営住宅納入誓約書	都市建設部会	事務局		
29	市(町)営住宅使用料督促	都市建設部会	事務局		
30	市(町)営住宅徴収日誌	都市建設部会	事務局		
31	市(町)営住宅明渡し訴訟全般	都市建設部会	事務局		
32	市(町)営住宅家賃収入補助金関係	都市建設部会	事務局		

33	市(町)営住宅各種申請書	都市建設部会	事務局		
34	市(町)営住宅明渡し届	都市建設部会	事務局		
35	市(町)営住宅修繕管理台帳	都市建設部会	事務局		
36	市(町)営住宅苦情処理	都市建設部会	事務局		
37	市(町)営住宅団地業務委託全般	都市建設部会	事務局		
38	市(町)営住宅駐車場使用料収納事務	都市建設部会	事務局		
39	市(町)営住宅財産管理	都市建設部会	事務局		
40	新規道路の認定	都市建設部会	事務局		
41	道路占用料	都市建設部会	事務局		
42	市道の整備(各種事業計画に基づく)	都市建設部会	事務局		
43	道路台帳	都市建設部会	事務局		
44	道路の維持管理	都市建設部会	事務局		
45	用途廃止・払い下げ	都市建設部会	事務局		
46	市道の整備(新設・改良)	都市建設部会	事務局		
47	(道路)補助・負担・交付等の事務	都市建設部会	事務局		
48	(道路)道路用地未登記部分の取扱い	都市建設部会	事務局		
49	(道路)道路後退による後退部分の取扱い	都市建設部会	事務局		
50	官民境界	都市建設部会	事務局		
51	用地取得基準	都市建設部会	事務局		
52	九州地区用地対策連合会負担金	都市建設部会	事務局		
都市計画の取扱い					
1	公園管理	都市建設部会	事務局		
2	公園使用料	都市建設部会	事務局		
3	児童遊園地、チビッコ広場	都市建設部会	事務局		
4	公園愛護会支援事業	都市建設部会	事務局		
5	公園維持管理事業	都市建設部会	事務局		
6	公園整備事業	都市建設部会	事務局		
7	公園県事業負担金	都市建設部会	事務局		
8	都市計画区域	都市建設部会	次回以降		
9	都市計画区域区分	都市建設部会	次回以降		
10	都市計画審議会委員	都市建設部会	事務局		
11	地区計画運用基準	都市建設部会	事務局		
12	集落内開発制度運用基準	都市建設部会	事務局		
13	土地区画整理事業	都市建設部会	次回以降		
14	中心市街地活性化基本計画の推進	都市建設部会	事務局		
下水道事業の取扱い					
1	水洗便所改造資金の貸付及び助成	都市建設部会	事務局		
2	施設の保守、運転管理	都市建設部会	事務局		
3	排水設備工事店の指定及び登録	都市建設部会	事務局		
4	下水道台帳	都市建設部会	事務局		
5	汚水処理(し尿処理)事業の取扱い	都市建設部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	建設関係事業	小項目名	1 里道の整備
------	--------	------	---------

協議内容	里道の整備に伴う要項の協議。
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。

制 度 比 較

	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>1) 市街化区域及び市街化調整区域（集落区域）の境界確定されている里道は市で整備を行う。 (※住民からの要望に対しては、全件市で対応する。)</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 17 年度決算 13,245 千円 平成 18 年度決算 49,576 千円 (工事：26 件) 平成 19 年度決算 24,322 千円 (工事：28 件)</p> <p>2) 市街化調整区域内（集落区域外）に存する里道については補助金の交付及び原材料の支給を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道整備に係る補助金は 70 万円を限度額として交付している。 <li style="padding-left: 20px;">有効幅員 3.0m 以上は工事に要した費用の 60/100 以内 <li style="padding-left: 20px;">有効幅員 3.0m 以下は工事に要した費用の 40/100 以内 ・幅員が 2.0m 以上の市街化調整区域内の里道の道路舗装については生コンを、道路補修については砕石などの原材料を支給している。 <p style="padding-left: 20px;">平成 17 年度実績 4,078 千円 (37 件) 平成 18 年度実績 5,582 千円 (37 件) 平成 19 年度決算 4,397 千円 (22 件)</p>	<p>1) 町道、農道以外の里道（生活道路）については原材料の支給を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町が現地調査し、生活道路と認めた箇所に付き、定住住宅が 3 戸以上あり、かつ集落重要な道路であることを採択基準とし、舗装原材料を原則 20 立米程度を限度として支給している。 <p style="padding-left: 20px;">平成 17 年度実績 821 千円 (9 件) 平成 18 年度実績 795 千円 (8 件) 平成 19 年度実績 938 千円 (10 件)</p> <p>2) 農道及び農道として利用している里道については、補助金の交付及び砕石など原材料の支給を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道整備にかかる補助金は 45 万円を限度額として交付している。 ・有効幅員が 2m 以上は、工事に要した費用の 45/100 以内。 <p style="padding-left: 20px;">平成 17 年度決算 10,849 千円 平成 18 年度決算 6,605 千円 平成 19 年度決算 2,797 千円 (含む農業用施設費)</p>

相違点と課題	熊本市では、市街化区域、市街化調整区域（集落区域）については、市で整備しているが、植木町では生活道路については、原材料支給となっている。 農道に係る補助金の限度額と補助率に相違点がある。
--------	--

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	建設関係事業	小項目名	2 私道の整備
協議内容	私道の整備について。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>一般交通の用に供している私道の整備工事又は補修工事を行う者に対して補助金を交付している。</p> <p>(要件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 幅員が1.8m以上あること 私道に接する家屋の戸数が3戸以上あり、かつ、私道に接する土地が複数の者に所有されていること。 <p>(補助額)</p> <p>補助基準により算出した工事費の100分の75 ただし、10万円未満対象外。 補助基準額の上限は250万円。</p> <p>平成17年度実績 34,173千円 (34件) 平成18年度実績 12,526千円 (18件) 平成19年度予算 12,042千円 (17件)</p>	<p>一般交通の用に供している私道の整備工事又は補修工事を行う者に対して原材料の支給をしている。</p> <p>(要件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 建売住宅道路で建設後10年以上経過し、定住世帯5戸程度以上あること。 <p>(支給量)</p> <p>舗装の表装材料として、生コンクリートかアスファルト合材を原則として20立方メートル程度。</p> <p>実績等は、里道の整備の分に含まれる。</p>
相違点と課題	熊本市では補助金で対応しているが、植木町では原材料支給で対応している。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	下水道事業	小項目名	1 下水道計画
協議内容	下水道事業の取扱い		
合併協議会協議結果 (調整方針)	植木町の下水道計画を新市に引き継ぐ。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
市 町 別 内 容	1. 事業名		1. 事業名
	単独公共下水道事業		流域関連公共下水道事業
	流域関連公共下水道事業		
	2. 会計名		2. 会計名
	熊本市公共下水道企業会計		植木町公共下水道特別会計
	3. 全体計画 (汚水)		3. 全体計画 (汚水)
	計画面積	12,280ha	計画面積
	計画人口	706,000 人	計画人口
	目標年次	平成 32 年度	目標年次
	事業費	587,472 百万円	事業費
	計画処理水量	517,600 m ³ /日	計画処理水量
	排除方式	分流式、一部合流式	排除方式
	4. 認可計画 (汚水)		4. 認可計画 (汚水)
	計画面積	11,136ha	計画面積
	計画人口	639,160 人	計画人口
	目標年次	平成 23 年度	目標年次
		(流関：平成 22 年度)	
	事業費	479,753 百万円	事業費
			※現在認可変更準備中
			3,402 百万円
5. 整備状況 (平成 19 年度末)		5. 整備状況 (平成 19 年度末)	
処理人口	564,617 人	未供用	
普及率	85.6 %	(平成 20 年度より共用開始)	
整備面積	9,465 ha		
面整備率	77.1 %		
6. 雨水計画		6. 雨水計画	
区域面積	8,970ha	未策定	
目標年次	平成 32 年度		
事業費	40,939 百万円		

	平成 17 年度決算 7,022,072 千円 平成 18 年度決算 5,440,291 千円 平成 19 年度決算 8,620,321 千円	平成 17 年度決算 369,400 千円 平成 18 年度決算 447,329 千円 平成 19 年度決算 446,830 千円
相違点と課題	相違点：植木町の平成 19 年度末面整備率は 0%であり、熊本市及び熊本市近郊の市町と比べて低い状況にある。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	下水道事業	小項目名	2 下水道使用料
------	-------	------	----------

協議内容	下水道使用料の料金体系・併用世帯（水道水・井戸水等）の取扱いについて。
合併協議会協議結果（調整方針）	熊本市の例に統一する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>1. 使用料金(消費税含む)</p> <p>(1) 水道水及び営業用井戸水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本料金 10 m³まで 990 円 (従量料金 1 m³につき) ・ 11 m³～20 m³ 125 円 ・ 21 m³～50 m³ 165 円 ・ 51 m³～200 m³ 200 円 ・ 201 m³～500 m³ 240 円 ・ 501 m³～2,000 m³ 280 円 ・ 2,001 m³以上 325 円 <p>(例) 20 m³使用の場合 2,240 円</p> <p>(2) 一般家庭用の井戸水又は温泉水 1 世帯につき 1,700 円</p> <p>(3) 一般公衆浴場 12 円/m³</p> <p>2. 使用料の徴収及び納入方法</p> <p>(1) 水道料金と同時に水道局徴収 奇数・偶数月検針 → 毎月徴収 口座振替・納付書払い</p> <p>(2) 井戸水分 下水道総務課で徴収 一般家庭用 → 奇数月徴収 事業用 → 毎月徴収 口座振替・納付書払い</p> <p>(3) 水道水と井戸水等との併用 水道水と井戸水又は温泉水などを併せて使用される場合、汚水の種類別に算定して徴収</p> <p>3. メーター検針方法</p> <p>(1) 水道水は水道局が検針 奇数・偶数月検針</p> <p>(2) 事業用井戸水は下水道技術センターに検針委託 2ヶ月検針(奇数月・偶数月)</p>	<p>1. 使用料金(消費税含む)</p> <p>(1) 水道水及び営業用井戸水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本料金 8 m³まで 1,470 円 (従量料金 1 m³につき) ・ 9 m³～ 180 円 <p>(例) 20 m³使用の場合 3,630 円</p> <p>(2) 一般家庭用の井戸水</p> <ul style="list-style-type: none"> 1人世帯 1,470 円 2人世帯 2,940 円 3人世帯 4,410 円 4人世帯 5,880 円 6人を超える世帯 1人につき 735 円を加算 <p>世帯員の確認は、住民基本台帳によるものとし、その基準日は毎月1日とする。 ※ 平成 20 年 4 月 1 日制定</p> <p>2. 使用料の徴収及び納入方法</p> <p>(1) 水道料金と同時に水道班で徴収 一般家庭用 → 毎月徴収 事業用 → 毎月徴収 口座振替・納付書払い</p> <p>(2) 井戸水分 下水道課で徴収 一般家庭用 → 毎月徴収 事業用 → 毎月徴収 口座振替・納付書払い</p> <p>(3) 水道水と井戸水等との併用 一般家庭の井戸水に同じ</p> <p>3. メーター検針方法</p> <p>(1) 水道水は水道班が検針 毎月検針</p> <p>(2) 井戸水は定額制の為検針なし ただし、量水器を設置されたときは下水道班が</p>

	<p>事業者報告(毎月・奇・偶月)</p> <p>4. 井戸水のメーター設置 (新規) 事業所の量水器の設置は基本的には、事業所、やむを得ない場合は市が設置</p> <p>(取替) 量水器の有効期限(計量法により8年)の到来による量水器の取替は、市が実施 ※家庭用は、定額制のためメーター設置不要</p> <p>5. データ処理 市独自電算システム(富士通)</p> <p>平成 17 年度決算 11,017,096 千円 平成 18 年度決算 11,208,455 千円 平成 19 年度決算 11,174,965 千円</p>	<p>検針 毎月検針</p> <p>4. 井戸水のメーター設置 (新規) 家庭及び事業所の量水器の設置は基本的には、使用者、必要があると認めるときは町が設置</p> <p>(取替) 量水器の有効期限(計量法により8年)の到来による量水器の取替は、町が実施</p> <p>5. データ処理 町独自電算システム(RKK コンピュータ)</p> <p>平成 17 年度決算 362,316 千円 平成 18 年度決算 447,329 千円 平成 19 年度決算 466,830 千円</p>
相違点と課題	<p>料金体系については、従量制の場合、一般家庭用世帯の小口使用者は熊本市が低額であるが、使用量 143 m³/月以上の事業所等の大口使用者は熊本市が高額である。</p> <p>一般家庭用の井戸水の場合、熊本市が低額に設定されている。</p> <p>併用世帯(水道水及び井戸水等)について、熊本市は汚水の種別ごとに算定を行っているが、植木町は一般家庭用の井戸水だけで算定を行っている。</p>	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

調査項目	下水道事業	小項目名	3 受益者負担金
調査内容	受益者負担金の算定方法について。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
市 町 別 内 容	1. 受益者負担金額 200 円/m ²	1. 受益者負担金額 一般世帯は均等割 171,000 円 事業所等においては、算定人槽が 10 人槽まで 171,000 円 11 人槽以上については、171,000 円に 10 人を超えた分に応じて、 11 人槽～50 人槽まで 10,000 円 51 人槽～100 人槽まで 5,000 円 101 人槽～500 人槽まで 3,000 円 501 人槽以上 2,000 円 上記の段階に応じた単価を乗じて得た額を加算した額とする。	
	2. 施行年月日 S51 年 4 月 1 日	2. 施行年月日 H20 年 4 月 1 日	
	3. 負担金の徴収猶予の有無 有り	3. 負担金の徴収猶予の有無 有り	
	4. 負担金の減免制度の有無 有り	4. 負担金の減免制度の有無 有り	
	5. 納入方法 ①最寄の金融機関(分割払いのみ口座振替は有り) ②一括納付及び 3 年間×年 4 回(8・10・12・2 月)の分割均等払い有り ③一括納付の報奨金制度無し	5. 納入方法 ①金融機関 ②一括納付及び 3 年間×年 1 回(10 月)の分割 ③一括納付の報奨金制度なし	
	6. データ処理 市独自電算システム(富士通) 平成 17 年度決算 197,357 千円 平成 18 年度決算 303,160 千円(一括調定の為) 平成 19 年度決算 173,962 千円	6. データ処理 町独自電算システム(RKK コンピューター) 平成 19 年度決算 0 千円(未供用のため)	
相 違 点 と 課 題	負担金額の算定方法について熊本市は土地の面積割であり、植木町は戸割(人槽換算)である。土地の面積 854 m ² 以下は熊本市が安く、856 m ² 以上は植木町が安くなる。		

協議第 2 4 号

教育関係事業について

教育関係事業について承認を求める。

平成 2 1 年 2 月 1 6 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

教育関係事業について

- 1 教育関係事業のうち通学区域（小・中学校）について、校区については現状を引き継ぐ。指定校変更、区域外就学の基準については熊本市の例に統一する。
- 2 教育関係事業のうち育英奨学金（育英事業）について、熊本市の例に統一する。ただし、現在受給している方については経過措置を設ける。
- 3 教育関係事業のうち英語指導助手事業について、熊本市の例に統一する。ただし、英語指導助手（A L T）の配置については、当分の間、植木町における英語教育計画に配慮して配置する。
- 4 教育関係事業のうち小学校英語活動推進事業について、モデル的な事業として合併後も継続する。
- 5 教育関係事業のうち図書館の施設管理運営について、熊本市の例に統一する。植木町立図書館は熊本市立図書館の分館として位置づける。
- 6 教育関係事業のうち図書館行事について、植木町立図書館の童話コンクールは、熊本市に統合し、その他の行事は継続する。また、植木町立図書館の「ブックスタート事業」については、当分の間継続し、「図書館友の会」への助成金については 5 年間継続する。

- 7 教育関係事業のうち各種体育施設について、熊本市の例に統一する（管理方法、施設料金）。ただし、植木町地域内の運動施設を植木町の住民が利用する場合は、5年間は現行料金の取り扱いを継続し、その後は熊本市の料金を適用する。
- 8 教育関係事業のうち社会教育関係団体及び補助金について、熊本市PTA協議会へ一本化する方向で調整を図る。ただし、一本化できない場合は、5年を限度とし現状のまま継続する。また、植木町PTA連絡協議会補助金は、熊本市PTA協議会に団体の統合が成立した年度で廃止する。
- 9 教育関係事業のうち次の事業について、植木町中央公民館は、熊本市の例に統一する。地区公民館については、植木町地域自治協働型施設検討委員会の報告を受け、検討する。
- ・ 公民館の運営状況
 - ・ 公民館使用料

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(24 教育関係事業)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
教育関係事業の取扱い					
1	通学区(小・中学校)	教育部会	第3回		
2	育英奨学金(育英事業)	教育部会	第3回		
3	英語指導助手事業	教育部会	第3回		
4	小学校英語活動推進事業	教育部会	第3回		
5	図書館の施設管理運営	教育部会	第3回		
6	図書館行事	教育部会	第3回		
7	各種体育施設	教育部会	第3回		
8	社会教育関係団体及び補助金	教育部会	第3回		
9	公民館の運営状況	教育部会	第3回		
10	公民館使用料	教育部会	第3回		
教育関係事業の取扱い					
1	就学支援(学級支援員配置・修学旅行特別支援)	教育部会	事務局		
2	学校・地域連携推進事業	教育部会	事務局		
3	就学指導委員会	教育部会	事務局		
4	就学支援(就学援助費・就学奨励費)	教育部会	事務局		
5	通学区(高等学校)	教育部会	事務局		
6	学校図書館充実事業	教育部会	事務局		
7	少人数学級	教育部会	事務局		
8	学校用備品整備事業	教育部会	事務局		
9	機械警備関係	教育部会	事務局		
10	教育委員	教育部会	事務局		
11	緊急警報システム	教育部会	事務局		
12	私立学校振興事業	教育部会	事務局		
13	事務補助員	教育部会	事務局		
14	小中学校管理運営事業	教育部会	事務局		
15	障がい児教育事業	教育部会	事務局		
16	職員研修事業	教育部会	事務局		
17	情報環境の整備	教育部会	事務局		
18	教育相談事業	教育部会	事務局		
19	中学校教頭教科非常勤講師事業	教育部会	事務局		
20	複式学級緩和非常勤講師派遣事業	教育部会	事務局		
21	図書の管理等	教育部会	事務局		
22	図書館のサービス	教育部会	事務局		
23	博物館管理運営	教育部会	事務局		
24	エイズ教育・薬物乱用防止教育推進経費	教育部会	事務局		
25	プール管理等経費	教育部会	事務局		
26	屋外運動施設関連経費	教育部会	事務局		
27	各種団体助成金(運動部活動以外)	教育部会	事務局		
28	学校安全経費	教育部会	事務局		
29	学校医・歯科医・薬剤師	教育部会	事務局		
30	学校環境衛生経費	教育部会	事務局		
31	学校給食行政経費	教育部会	事務局		
32	学校保健関係賠償保険料等	教育部会	事務局		
33	学校保健関連事業	教育部会	事務局		
34	学校給食調理場	教育部会	事務局		
35	共同調理場施設整備経費	教育部会	事務局		
36	共同調理場調理等業務委託経費	教育部会	事務局		
37	計量検査手数料・スポーツテスト集計分析	教育部会	事務局		
38	結核対策委員会	教育部会	事務局		
39	健康診断関連	教育部会	事務局		

40	交通教室他	教育部会	事務局		
41	就学時健康診断	教育部会	事務局		
42	給食室施設整備(維持)経費	教育部会	事務局		
43	小・給食室施設整備経費	教育部会	事務局		
44	小・中学校給水関連	教育部会	事務局		
45	小・中学校浄化槽関連	教育部会	事務局		
46	食事環境整備経費	教育部会	事務局		
47	生活改善推進経費	教育部会	事務局		
48	体力向上関連研修会等	教育部会	事務局		
49	体力向上等消耗品・備品購入	教育部会	事務局		
50	中・給食衛生改善対策経費	教育部会	事務局		
51	施設整備計画及び管理運営方法(小中学校等)	教育部会	幹事会		
52	保健用消耗品等	教育部会	事務局		
53	教育支援・授業力向上支援員派遣事業	教育部会	事務局		
54	教科書採択	教育部会	事務局		
55	こどもエコセミナー経費	教育部会	事務局		
56	集団宿泊	教育部会	事務局		
57	ナイスライ事業経費	教育部会	事務局		
58	学びノート教室開催経費	教育部会	事務局		
59	感性をみがく教育の推進(芸術)	教育部会	事務局		
60	感性をみがく教育の推進(道徳)	教育部会	事務局		
61	教育指導行政経費	教育部会	事務局		
62	教育内容充実経費	教育部会	事務局		
63	教職員の指導力向上経費	教育部会	事務局		
64	勤労体験学習事業経費	教育部会	事務局		
65	国際教育関係経費	教育部会	事務局		
66	子ども議会開催経費	教育部会	事務局		
67	総合的な学習の時間推進経費	教育部会	事務局		
68	幼児教育経費	教育部会	事務局		
69	小中学校の指導・助言	教育部会	事務局		
70	障がい別特別支援学級	教育部会	事務局		
71	教職員研修	教育部会	事務局		
72	教育関係助成金・負担金	教育部会	事務局		
73	各種大会(開催)補助金	教育部会	事務局		
74	スポーツ振興基金等	教育部会	事務局		
75	スポーツ振興審議会	教育部会	事務局		
76	総合型地域スポーツクラブの育成	教育部会	事務局		
77	体育協会	教育部会	事務局		
78	運動施設予約・案内システム	教育部会	事務局		
79	各種大会(出場)補助金	教育部会	事務局		
80	各種大会等	教育部会	事務局		
81	学校施設一般開放管理業務	教育部会	事務局		
82	体育指導委員	教育部会	事務局		
83	体育傷害見舞金	教育部会	事務局		
84	あそ教育キャンプ場運営	教育部会	事務局		
85	家庭教育推進事業	教育部会	事務局		
86	青少年活動支援事業	教育部会	事務局		
87	青少年国際・国内交流事業	教育部会	事務局		
88	成人式	教育部会	事務局		
89	金峰山少年自然の家運営管理	教育部会	事務局		
90	社会教育委員	教育部会	事務局		
91	生涯学習広報事業	教育部会	事務局		
92	人権教育(子どもフォーラム含む)	教育部会	事務局		
93	人権教育関係負担金・補助金	教育部会	事務局		
94	公民館運営審議会	教育部会	事務局		
95	公民館学級	教育部会	事務局		
96	公民館総合補償制度	教育部会	事務局		

97	生涯学習支援事業	教育部会	事務局		
98	記念館管理(運営経費)	教育部会	事務局		
99	史跡等購入経費	教育部会	事務局		
100	文化財広報活用経費	教育部会	事務局		
101	文化財保全・調査経費	教育部会	事務局		
102	文化財保存修復基金積立金	教育部会	事務局		
103	文化財保存修復経費	教育部会	事務局		
104	文化財の保護・管理・活用	教育部会	事務局		
105	文化財保護委員会	教育部会	事務局		
106	文化団体への補助金	教育部会	事務局		
107	埋蔵文化財包蔵地の指定・発掘調査	教育部会	事務局		
108	文化施設整備経費	教育部会	事務局		
109	植木町生涯学習センター管理費	教育部会	事務局		
110	田原坂資料館	教育部会	事務局		
111	放課後子ども教室推進事業	教育部会	事務局		
112	社会教育指導員	教育部会	事務局		

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	1 通学区域（小・中学校）
協議内容	植木町の通学区域について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	校区については現状を引き継ぐ。 指定校変更、区域外就学の基準については熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較																							
	熊 本 市	植 木 町																					
市 町 別 内 容	<p>平成19年5月1日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校80校（39,625人） 中学校37校（19,480人） <p>・ 本来の校区の外、112地区を緩衝地区（学校を選択できる地区）として設定している。</p> <p>・ 指定校変更、区域外就学の申立許可件数は、次のとおりである。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>小学校：指定校変更</td> <td style="text-align: right;">739人</td> </tr> <tr> <td> 区域外就学</td> <td style="text-align: right;">112人</td> </tr> <tr> <td>中学校：指定校変更</td> <td style="text-align: right;">252人</td> </tr> <tr> <td> 区域外就学</td> <td style="text-align: right;">39人</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(H19実績)</td> </tr> </table>	小学校：指定校変更	739人	区域外就学	112人	中学校：指定校変更	252人	区域外就学	39人		(H19実績)	<p>平成19年5月1日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校8校（1,847人） 中学校3校（977人） <p>・ 緩衝地区の設定なし。</p> <p>・ 指定校変更、区域外就学の申立許可件数は、次のとおりである。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>小学校：指定校変更</td> <td style="text-align: right;">2人</td> </tr> <tr> <td> 区域外就学</td> <td style="text-align: right;">21人</td> </tr> <tr> <td>中学校：指定校変更</td> <td style="text-align: right;">3人</td> </tr> <tr> <td> 区域外就学</td> <td style="text-align: right;">11人</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(H19実績)</td> </tr> </table>	小学校：指定校変更	2人	区域外就学	21人	中学校：指定校変更	3人	区域外就学	11人		(H19実績)	
小学校：指定校変更	739人																						
区域外就学	112人																						
中学校：指定校変更	252人																						
区域外就学	39人																						
	(H19実績)																						
小学校：指定校変更	2人																						
区域外就学	21人																						
中学校：指定校変更	3人																						
区域外就学	11人																						
	(H19実績)																						
相 違 点 と 課 題	植木町では緩衝地区の設定がない。																						

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	2 育英奨学金（育英事業）
協議内容	植木町の奨学金について、どのように取り扱うか。		
合併協議会協議結果（調整方針）	熊本市の例に統一する。 ただし、現在受給している方については経過措置を設ける。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
市 町 別 内 容	<p>熊本市奨学金貸付制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用定数 高校、大学等 380人 ・貸付額〔月額〕 <ul style="list-style-type: none"> 高校等（国公立） 18,000円 "（私立） 30,000円 大学等（国公立） 42,000円 "（私立） 51,000円 ・貸付実績 <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度決算 138,378千円 平成18年度決算 124,722千円 平成19年度決算 112,575千円 ・貸付期間 <ul style="list-style-type: none"> 在学する学校等の正規の修学年限 ・返還期間 <ul style="list-style-type: none"> 貸付け終了後6月を経て返還開始 返還期間は9年～15年 ・選考基準 <ul style="list-style-type: none"> (1) 熊本市内に居住する者の被扶養者であること。 (2) 学校教育法による高等学校等、大学又は専修学校等に在学していること。 (3) 経済的理由により修学が困難であると認められること。 (4) 他の奨学金等や授業料の減免等を受けていないこと。 	<p>植木町奨学金貸付制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付額〔月額〕 <ul style="list-style-type: none"> 高校（公立） 17,000円 "（私立） 29,000円 高等専門学校（国立） 20,000円 ・貸付実績 <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度決算 0千円 平成18年度決算 0千円 平成19年度決算 0千円 ・貸付期間 <ul style="list-style-type: none"> 在学する学校等の正規の修学年限 ・返還方法 <ul style="list-style-type: none"> 最終貸付月から8年以内 貸付条件 <ul style="list-style-type: none"> 1. 奨学生の保護者が植木町民であること。 2. 高等学校、国立高等専門学校（又は同等の学校）に在学中又は入学予定のもの。 3. 身体強健で学業人物ともに優秀と認められるもの。 4. 経済的理由により学資の支弁が困難なもの。 5. 他から奨学資金又はこれに類する金品の交付を受けていないもの。 	
相 違 点 と 課 題	植木町は、奨学生を決定するための選考委員会を除き、奨学資金に関する業務については、植木町社会福祉協議会に委託している。		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	3 英語指導助手事業
協議内容	英語指導助手（ALT）の配置についてどのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果（調整方針）	熊本市の例に統一する。 ただし、英語指導助手（ALT）の配置については、当分の間、植木町における英語教育計画に配慮して配置する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
市 町 別 内 容	現在 ALT 28名	現在 ALT 4名	
	小中学校ALT 26名	小学校ALT 2名	
	高校ALT 2名	中学校ALT 2名	
	平成17年度決算 136,326千円	【目的】	
	平成18年度決算 138,059千円	言語に関する能力や国際感覚の基盤を養う。	
	平成19年度決算 138,883千円	【内容】	
	H21.1.1現在	1学級あたり年間30時間程度授業に入り、生の英語に接する機会を増やす。	
	国籍 アメリカ 16名	平成17年度決算 10,861千円	
	イギリス 4名	平成18年度決算 13,502千円	
	カナダ 4名	平成19年度決算 14,703千円	
ニュージーランド 1名	(報酬のみ)		
シンガポール 1名	H20.1.1現在		
南アフリカ 1名	国籍 アメリカ 3名		
		アイルランド 1名	
相違点と課題	熊本市は28名のALTを小中高121校に配置(1人平均4.3校)、植木町は4名のALTを小中学校11校(1人平均2.75校)に配置している。 交通手段：熊本市：バス等公共交通機関利用 植木町：自家用車等(ガソリン代支給)		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	4 小学校英語活動推進事業
協議内容	小学校の英語活動について、どのように取り扱うか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	植木町の小学校英語活動推進事業については、モデル的な事業として合併後も継続する。		

制 度 比 較																																			
	熊 本 市				植 木 町																														
市 町 別 内 容	<p>小学校英語活動</p> <p>【目的】 英語を聞いたり話したりする活動を通して、世界の言語や文化についての関心を高めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育て、国際社会においてよりよく生きる資質を養う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間平均英語活動実施時間数(80校平均) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1年</td> <td style="text-align: center;">2年</td> <td style="text-align: center;">3年</td> <td style="text-align: center;">4年</td> <td style="text-align: center;">5年</td> <td style="text-align: center;">6年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">H19</td> <td style="text-align: center;">4.1</td> <td style="text-align: center;">4.5</td> <td style="text-align: center;">11.6</td> <td style="text-align: center;">11.6</td> <td style="text-align: center;">12.0</td> <td style="text-align: center;">11.9</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ALT 活用時間数(80校平均) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1年</td> <td style="text-align: center;">2年</td> <td style="text-align: center;">3年</td> <td style="text-align: center;">4年</td> <td style="text-align: center;">5年</td> <td style="text-align: center;">6年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">H19</td> <td style="text-align: center;">3.7</td> <td style="text-align: center;">4.0</td> <td style="text-align: center;">8.3</td> <td style="text-align: center;">8.5</td> <td style="text-align: center;">8.8</td> <td style="text-align: center;">8.8</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・国際教育担当者研修会の実施(小中学校担当者117人参加) 								1年	2年	3年	4年	5年	6年	H19	4.1	4.5	11.6	11.6	12.0	11.9		1年	2年	3年	4年	5年	6年	H19	3.7	4.0	8.3	8.5	8.8	8.8
		1年	2年	3年	4年	5年	6年																												
	H19	4.1	4.5	11.6	11.6	12.0	11.9																												
		1年	2年	3年	4年	5年	6年																												
H19	3.7	4.0	8.3	8.5	8.8	8.8																													
<p>小学校英語活動推進事業</p> <p>【目的】 小学校児童の言語に関する能力や国際理解の推進 教師の英語活動における指導力向上</p> <p>【内容】</p> <p>A L T を 2 名 配 置</p> <p style="margin-left: 20px;">H20.1.1 現在</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">国籍</td> <td>アメリカ</td> <td style="text-align: right;">1名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アイルランド</td> <td style="text-align: right;">1名</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・低学年…年間25時間、中・高学年…年間50時間の英語活動授業 ・小学校英語活動の年間指導計画、指導案集の作成、見直し ・英語活動授業研究会 <p>【予算】 英語指導助手事業に計上</p>							国籍	アメリカ	1名		アイルランド	1名																							
国籍	アメリカ	1名																																	
	アイルランド	1名																																	
<p>相違点と課題</p> <p>年間活動実施時間数</p> <p>熊本市：低学年(約4時間) 中高学年(約10時間)</p> <p>植木町：低学年(約25時間) 中高学年(約50時間)</p> <p>※植木町の小学校は平成21年度から教育課程特例申請。</p>																																			

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	5 図書館の施設管理運営
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間・休館日などの取扱いをどうするのか。 ・植木町立図書館の位置づけを市立図書館の分館または公民館図書室として取り扱うか。 		
合併協議会協議結果(調整方針)	<p>熊本市の例に統一する。 植木町立図書館は熊本市立図書館の分館として位置づける。</p>		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>【施設の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○名 称 熊本市立図書館 ○設置根拠 熊本市図書館設置条例、同施行規則 ○開館年月 昭和57年11月 ○延面積 4,090㎡(地上2階 地下1階) ○駐車場 120台(共用部分を含む) ○施設内容 一般閲覧室 児童閲覧室 郷土・参考資料室 身障者福祉室 おはなしコーナー 視聴覚室 リスニングルーム 新聞・雑誌コーナー 集会室 ホール 事務室 閉架書庫 等 ○蔵書冊数(移動図書館を含む) 蔵書数 500千冊 ○収集冊数(移動図書館を含む) H18年度 2万7千冊 H19年度 2万9千冊 ○職員数(平成20年度) 館長1 副館長1 主幹3 主査2 参事6 主任3 事務職員12 小計28名(うち司書14名) 嘱託16名(うち司書13名) 合計42名 ○勤務体制 <ul style="list-style-type: none"> ・平日 職員 8:30~19:15 の中で交代・時差勤務をしている。 嘱託 8:30~19:00 の中で交代勤務(6時間等)をしている。 ・土・日・休日 	<p>【施設の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○名 称 植木町立図書館 ○設置根拠 植木町立図書館設置条例、同施行規則 ○開館年月 平成5年10月 ○延面積 529㎡(1F平屋) ○駐車場 200台(共用部分を含む) ○施設内容 一般閲覧 児童閲覧コーナー、 郷土参考資料、おはなしコーナー、ビジネス支援 政策立案コーナー、新聞・雑誌コーナー、事務室 閉架書庫等。 ○蔵書冊数(移動図書館を含む) 開架・閉架・BM 総合計冊数 78,387冊、 ○収集冊数(移動図書館を含む) H17年度 5,390冊 H18年度 5,490冊 H19年度 5,216冊 ○職員数 館長(課長兼務)1 司書2 BM運転手(企画財政課兼務)1 委託4(うち司書3、他1) 合計8名 事務職1(文化振興班長兼務・ただし庶務については司書が兼務) ○勤務体制 <ul style="list-style-type: none"> ・平日・土・日 9:30~18:15 ・第2金曜のみ 8:30~17:15

	<p>職員 8:30~17:15 嘱託 8:30~17:00 の中で交代勤務（6時間等）をしている。</p> <p>○開館・閉館・休館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日（10月～5月） 開館 9:30 閉館 18:00 ・平日（6月～9月） 開館 9:30 閉館 19:00 ・土・日・休日 開館 9:30 閉館 17:00 ・休館日 月曜日 12月29日から翌年1月4日まで 特別整理日（毎年14日以内） 	<p>○開館・閉館・休館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日・土・日開館 10:00 閉館 18:00 ・休館日 月曜日、国民の休日、祝祭日、第2金曜 年末、年始(12月29～1月3日)
相違点と課題	職員、委託職員等勤務体制及び取り扱いについては、熊本市に統一する方向で協議を進める。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	6 図書館行事
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館行事の取り扱いをどうするのか。 ・植木町立図書館のブックスタート事業の取扱いをどうするのか。 ・植木町立図書館の「図書館友の会」への助成金の取扱いをどうするのか 		
合併協議会協議結果 (調整方針)	<p>植木町立図書館の童話コンクールは、熊本市に統合し、その他の行事は継続する。 また、植木町立図書館の「ブックスタート事業」については、当分の間継続し、「図書館友の会」への助成金については5年間継続する。</p>		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○読書週間行事 ○子どもの読書週間行事 <ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんとお母さんのための絵本教室 ・ 図書館 「おもしろかったよ この本」 ・ 影絵劇、赤ちゃんとお母さんための絵本教室 ○童話コンクール、読書感想文コンクール ○図書館展（年4回） ○映画会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日曜映画会（毎週 日曜日） ・ 子ども映画会（第2、5土曜日） ・ 子どもの読書週間特別上映会 ・ 読書週間特別上映会 ・ バリアフリー映画会 ○郷土史講座（毎月1～2回） ○リサイクル図書の配布 ○おはなし会（0歳児～小学生） ○紙芝居 ○おはなしボランティア養成講座 <ul style="list-style-type: none"> ・ 初心者コース ・ 経験者コース ○追悼展 ○図書館だよりの発行（毎月1回） ○図書館ホームページ（毎月更新） ○職場体験学習生の受入 	<ul style="list-style-type: none"> ○読書週間行事 ○子どもの読書週間行事 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども読書の日スペシャルお楽しみ会 ○植木町童話発表大会（県大会出場者助成金3千円） ○学校図書館との連絡会議 ○リサイクル図書の配布 ○親と子のお楽しみ会（第2.4土曜） <ul style="list-style-type: none"> ・ セタスペシャル（7月） ・ クリスマススペシャル（12月） ○おひざにだっこのおはなし会（第1.3水曜） ○図書館フェスティバル <ul style="list-style-type: none"> ・ 人形劇上演 ・ 古本交換市 ・ 本の探検隊 ・ 親子工作 ○図書館だよりの発行（毎月1回） ○図書館ホームページ（毎月更新） ○職場体験学習生の受入 ○ブックスタート事業 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度予算 ￥1,600×200名(320千円) 行事ではないが、事務局としての行事 ○図書館協議会 ○図書館友の会(町助成金 H20 年度 50 千円) <ul style="list-style-type: none"> ・ 布絵本製作 ・ 研修視察
相 違 点 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市は、植木町のブックスタート事業の類似事業として子ども読書推進事業を実施している。 ・植木町立図書館の「図書館友の会」への助成金等については、合併後5年間の中で、団体との関わりや助成制度のあり方などを協議・検討する。 	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	7 各種体育施設
協議内容	管理運営、使用料金、減免等についてどのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する（管理方法、施設料金）。ただし、植木町地域内の運動施設を植木町の住民が利用する場合は、5年間は現行料金の取り扱いを継続し、その後は熊本市の料金を適用する。		

制 度 比 較			
		熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容		<p>○教育委員会では、熊本市総合体育館ほか26の運動施設を所管している。</p> <p>熊本市体育施設条例 熊本市総合体育館・青年会館条例 熊本市総合屋内プール条例 熊本市都市公園条例</p> <p>* 施設の種類 体育館、陸上競技場、屋内プール、野球場、グラウンド、武道場、弓道場、テニスコートなど</p> <p>○ゲートボール場 ・南部総合スポーツセンター他5施設で21面 * 使用料は無料</p> <p>平成17年度決算 1,232,378千円 平成18年度決算 1,212,665千円 平成19年度決算 1,212,488千円</p>	<p>○植木町教育委員会の所管する体育施設</p> <p>・植木町総合スポーツセンター 体育館、武道館、グラウンド、テニスコート</p> <p>・吉松スポーツ公園 野球場</p> <p>・田原スポーツ公園 野球場</p> <p>・植木町弓道場</p> <p>○植木町総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例 ○植木町弓道場の設置及び管理に関する条例</p> <p>平成17年度決算 17,560千円 平成18年度決算 18,297千円 平成19年度決算 20,254千円</p>
相 違 点 と 課 題		<p>植木町では、町内・町外料金の設定がある。</p> <p>町内者に限り施設使用料の設定はなく、照明料金のみ徴収している状況である(弓道場は除く)。</p> <p>小中学生の部活動・活動団体に対して社会体育施設照明料金の減免あり。</p> <p>植木町の体育施設については、平成21年度から指定管理者に移行することで、準備を進めている。</p> <p>スポーツセンターと弓道場は業務委託(SC:法人、弓道:シルバー)</p>	

体育施設使用料比較表

(単位:円)

体育館(植木町は、使用料が全面のみの設定ため、熊本市も全面使用料を記載)

区分	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	全日	電気料(1時間)
熊本市	4,200	5,600	5,600	18,200	全部点灯: 700 1/2点灯: 350

区分	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	全日	電気料
植木町(町民)	無料	無料	無料	無料	1/3点灯: 630
“(町民以外)	3,780	3,780	3,780(電気料含まず)	11,340(電気料含まず)	

武道館

区分	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	全日	電気料(1時間)
熊本市	1,800	2,400	2,400	7,800	250

区分	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	全日	電気料
植木町(町民)	無料	無料	無料	無料	1/2点灯: 630
“(町民以外)	1,890	1,890	1,890(電気料含まず)	5,670(電気料含まず)	

屋外運動施設(グラウンド)

区分	半面 1時間 (ソフトボール1面)	全面 1時間 (野 球、サッカー)	電気料 1時間
熊本市	250	500	全面 1,800 半面 900

区分	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	全日	電気料
植木町(町民)	無料	無料	無料	無料	ソフトボール1面: 2,520 野 球 1面: 3,780
“(町民以外)	3,780	3,780	3,780(電気料含まず)	11,340(電気料含まず)	

弓道場

団体使用

区分	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	全日
熊本市	3,000	4,000	4,000	13,000

区分	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00
植木町(町内)	1,050	1,050	2,100
“(町外)	2,100	2,100	4,200

個人使用

区分	高校生以下 1回	一般 1回
熊本市	100	200

区分	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00
植木町(町内)	100(50)	100(50)	210(100)
“(町外)	200(100)	200(100)	420(200)

()は高校生以下

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	8 社会教育関係団体及び補助金
協議内容	社会教育関係団体及び補助金について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市PTA協議会へ一本化する方向で調整を図る。ただし、一本化できない場合は、5年を限度とし現状のまま継続する。 また、植木町PTA連絡協議会補助金は、熊本市PTA協議会に団体の統合が成立した年度で廃止する。		

制 度 比 較																	
	熊 本 市	植 木 町															
市 町 別 内 容	<p>○組織 熊本市PTA協議会 6ブロック 118単位PTAで構成</p> <p>○補助金 補助金等交付規則により、社会教育団体に下記のとおり運営費補助金を交付している。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">PTA協議会補助金</td> <td style="text-align: right;">2,070千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">青年団体連絡協議会</td> <td style="text-align: right;">315千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">青年団協議会</td> <td style="text-align: right;">270千円</td> </tr> </table>	PTA協議会補助金	2,070千円	青年団体連絡協議会	315千円	青年団協議会	270千円	<p>○組織 植木町PTA連絡協議会 11単位PTAで構成</p> <p>○補助金 社会教育団体に下記のとおり運営費補助金を交付している。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">町PTA連絡協議会</td> <td style="text-align: right;">112千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">平成17年度決算</td> <td style="text-align: right;">112千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">平成18年度決算</td> <td style="text-align: right;">112千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">平成19年度決算</td> <td style="text-align: right;">112千円</td> </tr> </table>	町PTA連絡協議会	112千円	平成17年度決算	112千円	平成18年度決算	112千円	平成19年度決算	112千円	
PTA協議会補助金	2,070千円																
青年団体連絡協議会	315千円																
青年団協議会	270千円																
町PTA連絡協議会	112千円																
平成17年度決算	112千円																
平成18年度決算	112千円																
平成19年度決算	112千円																
相 違 点 と 課 題	植木町青年団については、解散し組織がない。																

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	9 公民館の運営状況
協議内容	公民館管理運営について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	植木町中央公民館は、熊本市の例に統一する。 地区公民館については、植木町地域自治協働型施設検討委員会の報告を受け、検討する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
市 町 別 内 容	公民館管理運営	公民館管理運営 地区公民館（9館） 中央公民館（植木町生涯学習センター内）	
	1 開館時間 公民館 午前9時～午後10時 図書室 午前9時30分～午後5時 児童館(室) 午前9時～午後5時 2 休館日 ア 月曜日 イ 12月29日～翌年1月3日 (平成18年度より変更) なお、図書室は、上記のほか室内整理日及び特別整理日がある。 祝日は、平成15年9月から開館している。 3 職員数 【中央公民館】 館長：1名 補佐：1名 社会教育主事：1名 事務長：1名 主事：3名 社会教育指導員：2名 図書業務嘱託職員：2名 管理業務嘱託職員：2名 【市民センター併設館】 館長：1名 社会教育主事：1名 主事：2名 社会教育指導員：2名 図書業務嘱託職員：2名 児童厚生員：2名 管理業務嘱託職員：2名	1 開館時間 公民館 午前9時～午後10時 2 休館日 ア 月曜日 イ 祝祭日の翌日 ウ 12月29日～翌年1月3日まで 3 職員数 【中央公民館】 館長：1名（非常勤：任期2年） 報酬月額135,000円 主事：2名（職員兼任1、センター兼任臨時職員1） 【地区公民館】 館長：1名（非常勤：任期2年） 報酬月額46,600円 主事：1名（非常勤：任期2年） 報酬月額35,100円	

<p>4 嘱託職員 社会教育指導員 (123,700 円/月・週 30 時間) 図書業務嘱託職員 (123,700 円/月・週 30 時間) 児童厚生員 (146,300 円/月・週 30 時間) 管理業務嘱託職員 (64,000 円/月・週 16 時間) (経費・報酬) H17 年度決算 165,997 千円 H18 年度決算 163,353 千円 H19 年度決算 161,724 千円</p> <p>5 夜間管理等 平日(祝日含む)の午後 5 時以降及び土・日曜の午後 4 時以降は、管理業務嘱託員を雇用し、窓口業務等に従事させている。</p> <p>6 公民館ホール管理運営 可動席 200 席程度 ピアノは部屋使用料に含まれている。 (管理運営経費) 平成 17 年度決算 215,157 千円 平成 18 年度決算 208,615 千円 平成 19 年度決算 205,778 千円</p>	<p>4 経費・報酬(館長・主事) H17 年度決算 10,444 千円 H18 年度決算 10,444 千円 H19 年度決算 10,444 千円</p> <p>5 夜間管理等 ア 地区公民館(9 館)について 施設の清掃・整備・火気点検・戸締り等の管理業務を各館ごとに委託している(管理人常駐)。 委託料 35,500 円(月額) 委託期間 4 月 1 日～3 月 31 日まで(1 年更新)</p> <p>イ 中央公民館 平日の 17 時以降及び土・日曜・祝祭日の管理業務を業者に町生涯学習センターで一括して委託している。</p> <p>(管理運営経費) 平成 17 年度決算 19,126 千円 平成 18 年度決算 17,228 千円 平成 19 年度決算 15,725 千円 ※中央公民館部分の清掃、警備等の管理業務委託料を除く。</p> <p>6 公民館ホールなし。</p>
<p>相違点と課題</p>	<p>植木町は、館長・主事ともに非常勤で、また、社会教育主事の配置はない。 植木町地域自治協働型施設検討委員会とは、嘱託員制度及び自治会制度のあり方の検討・現在の地区公民館の活動を含めた地域づくり関連事業を併せ持つ地域活動センターの設置の検討を行っている委員会である。 <課題> 地区公民館については、運営方法・公民館のあり方について検討が必要である。 生涯学習センター内にある文化ホールについては、管理所管・運営方法等の検討が必要である。</p>

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	10 公民館使用料
------	--------	------	-----------

協議内容	公民館使用料について、どのように取り扱うのか。
合併協議会協議結果(調整方針)	植木町中央公民館は、熊本市の例に統一する。 地区公民館については、植木町地域自治協働型施設検討委員会の報告を受け、検討する。

制度比較

	熊本市	植木町
市町別内容	熊本市公民館条例第5条(別表)に基づく。	
	1 公民館使用料	
		① ② ③
	大会議室	1,300円 1,500円 1,500円
	中会議室	900円 1,000円 1,000円
	小会議室	400円 500円 500円
	料理実習室	1,500円 1,700円 1,700円
	ホール	2,000円 2,500円 2,500円
	※①9:00~12:00 ②13:00~17:00 ③18:00~22:00	
	2 冷暖房使用料	
		① ② ③
	大会議室	200円 200円 200円
	中会議室	150円 150円 150円
	小会議室	100円 100円 100円
	料理実習室	150円 150円 150円
ホール	700円 700円 700円	
歳入		
平成17年度決算	39,294千円	
平成18年度決算	37,170千円	
平成19年度決算	42,829千円	
植木町公民館条例第14条(別表)に基づく。		
1 中央公民館 (単位:円)		
	① ② ③ ④ ⑤ ⑥	
研修室1	630 840 1,050 1,470 1,890 2,520	
研修室2	630 840 1,050 1,470 1,890 2,520	
和室1	420 630 730 940 1,260 1,570	
和室2	310 520 630 840 1,050 1,470	
和室全	630 840 1,050 1,470 1,890 2,520	
調理実習1	1,050 1,360 1,680 2,410 3,150 3,670	
視聴覚室1	1,050 1,360 1,680 2,410 3,150 3,670	
パソコン室	630 840 1,050 1,470 1,890 2,520	
多目的1	1,050 1,570 1,680 2,620 3,150 3,670	
多目的2	1,050 1,570 1,680 2,620 3,150 3,670	
多目的全	2,100 3,150 3,360 5,250 6,300 7,350	
冷暖房料(1時間)		
研修室1室	310 310 210 210 310	
研修室全	310 310 210 210 310	
和室1	420 420 310 310 420	
和室2	630 630 420 420 630	
和室全	630 630 420 420 630	
調理実習室	1,050 1,360 1,680 2,410 3,150 3,670	
視聴覚室	1,050 1,360 1,680 2,410 3,150 3,670	
パソコン室	630 840 1,050 1,470 1,890 2,520	
多目的H1室	1,050 1,570 1,680 2,620 3,150 3,670	
多目的H全	2,100 3,150 3,360 5,250 6,300 7,350	
2 地区公民館		
	① ② ③ ④ ⑤ ⑥	
大会議室	520 520 520 1,050 1,050 1,570	
小会議室	310 310 310 630 630 940	
和室	310 310 310 630 630 940	
調理実習室	520 520 520 1,050 1,050 1,570	
①9:00~12:00 ②13:00~17:00 ③18:00~22:00		
④9:00~17:00 ⑤13:00~22:00 ⑥全日		
イ)冷暖房料(1時間) 大会議室 420 小会議室 310 和室 310 調理実習室 310		
歳入	(中央公民館) (地区公民館)	
平成17年度決算	1,321千円 2,105千円	
平成18年度決算	1,444千円 2,098千円	
平成19年度決算	1,591千円 1,522千円	

相違点と課題	<p>施設の使用料は、植木町がきめ細かく時間設定されているが、植木町の冷暖房料は、長時間使用した場合、割高である。</p> <p>植木町中央公民館は、町立図書館、文化ホールで構成する植木町生涯学習センター内にあり、使用料については、それぞれ独立した施設として運営しており、管理形態の検討が必要である。</p> <p>植木町地域自治協働型施設検討委員会とは、嘱託員制度及び自治会制度のあり方の検討・現在の地区公民館の活動を含めた地域づくり関連事業を併せ持つ地域活動センターの設置の検討を行っている委員会である。</p>
--------	--

〔 今回提案分 〕

協議第16号

総務関係事業について（その1）

総務関係事業について承認を求める。

平成21年 3月 2日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

総務関係事業について

- 1 総務関係事業のうち特別職の身分の取扱いについて、合併により植木町の常勤の特別職（教育長を含む）は失職する。
植木町の非常勤の特別職のうち、行政委員会（農業委員会を除く）の委員及び監査委員については失職し、その他の委員等については、それぞれの職にかかる事務事業の内容に沿って協議、調整する。
- 2 総務関係事業のうち条例、規則等の取扱いについて、熊本市の条例・規則等を適用する。
ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例・規則等の制定、改正等を行う。
- 3 総務関係事業のうち非常備消防（消防団）及び消防団運営交付金について、熊本市の例に統一する。
- 4 総務関係事業のうち投票区について、植木町の投票区の区割りについては、当分の間現状のとおりとし、その後の取り扱いについては、新市において見直しを検討するものとする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(16 総務関係事業)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
特別職の身分の取扱い					
1	特別職の職員	総務部会	第4回		
条例、規則等の取扱い					
1	条例及び規則等	総務部会	第4回		
消防防災の取扱い					
1	非常備消防(消防団)	総務部会	第4回		
2	消防団運営交付金	総務部会	第4回		
選挙管理事務の取扱い					
1	投票区	総務部会	第4回		
特別職の身分の取扱い					
1	退職手当	総務部会	事務局		
2	福利厚生	総務部会	事務局		
消防防災の取扱い					
1	消防補助金等	総務部会	事務局		
2	常備消防	総務部会	次回以降		
3	消防水利施設の設置、維持及び管理	総務部会	事務局		
4	防災無線	総務部会	事務局		
5	水防業務	総務部会	事務局		
6	行事・大会等	総務部会	事務局		
7	地域防災計画策定事業	総務部会	事務局		
8	防災に関する啓発事業	総務部会	事務局		
9	防災関係機関負担金	総務部会	事務局		
10	防災訓練	総務部会	事務局		
窓口業務の取扱い					
1	勤務時間外の対応	総務部会	事務局		
建設関係事業の取扱い					
1	各種工事の竣工検査立会	総務部会	事務局		
選挙管理事務の取扱い					
1	期日前・不在者投票所	総務部会	事務局		
2	開票所	総務部会	事務局		
3	選挙ポスター掲示板	総務部会	事務局		
4	個人演説会施設	総務部会	事務局		
5	土地改良区総代総選挙	総務部会	事務局		
その他の事業の取扱い					
1	指定金融機関及び収納代理	総務部会	事務局		
2	金融機関及びゆうちょ銀行への手数料	総務部会	事務局		
3	入札事務	総務部会	幹事会		
4	物品の購入契約	総務部会	事務局		
5	指名参加願い及び資格審査	総務部会	事務局		
6	情報公開制度及び文書管理方法	総務部会	事務局		
7	監査の時期	総務部会	事務局		
8	栄典事務(地方自治功労関係)	総務部会	事務局		
9	全国市長会等への年度負担金	総務部会	事務局		

10	有功者表彰	総務部会	事務局		
11	おくやみ弔電(レタックス)	総務部会	事務局		
12	指定管理者制度	総務部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	特別職の身分の取扱い	小項目名	1 特別職の職員
協議内容	特別職の職員の取扱いについて		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	合併により植木町の常勤の特別職（教育長を含む）は失職する。 植木町の非常勤の特別職のうち、行政委員会（農業委員会を除く）の委員及び監査委員については失職し、その他の委員等については、それぞれの職にかかる事務事業の内容に沿って協議、調整する。		
制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
市 町 別 内 容	別紙のとおり	別紙のとおり	
相 違 点 と 課 題			

1 常勤の特別職（教育長を含む）

区 分	熊 本 市	植 木 町
市長・町長	平成18年12月3日から 平成22年12月2日まで	平成17年3月21日から 平成21年3月20日まで
副市長・副町長	平成20年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成17年6月16日から 平成21年6月15日まで
	平成19年4月1日から 平成23年3月31日まで	
教育長	平成19年4月1日から 平成23年3月31日まで	平成19年1月14日から 平成23年1月13日まで
代表監査委員	平成19年4月1日から 平成23年3月31日まで	平成18年2月12日から 平成22年2月11日まで
水道事業管理者	平成18年4月1日から 平成22年3月31日まで	
交通事業管理者	平成17年4月1日から 平成21年3月31日まで	

2 非常勤の特別職

(1) 行政委員会の委員（監査委員を含む）及び人数

熊 本 市		植 木 町	
教育委員会委員	5人	教育委員会委員	4人
選挙管理委員会委員	4人	選挙管理委員会委員	4人
人事委員会委員	3人		
監査委員	4人	監査委員	2人
農業委員会委員	43人	農業委員会委員	22人
固定資産評価審査委員会委員	3人	固定資産評価審査委員会委員	3人

(2) 審議会・委員会等の委員（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に明記されている主なもの）

熊 本 市	植 木 町
国民健康保険運営協議会委員 体育指導委員 都市計画審議会委員 選挙長 投(開)票管理者 選挙立会人、投(開)票立会人 社会教育委員 交通指導員 文化財保護委員会委員 就学指導委員会委員 情報公開・個人情報保護審議会委員 政治倫理審査会委員 特別職報酬等審議会委員 防災会議委員 国民保護協議会委員 町界町名審議会委員 熊本市安全安心まちづくり推進協議会委員 自転車駐車対策等協議会委員 保健衛生審議会委員 社会福祉審議会委員 医療扶助審議会委員 小児慢性特定疾患対策協議会委員 感染症診査協議会委員 環境審議会委員 放置自動車対策協議会委員 立地企業選定委員会委員 開発審査会委員 景観審議会委員 土地区画整理審議会委員 青少年問題協議会委員 スポーツ振興審議会委員	国民健康保険運営協議会委員 体育指導委員 都市計画審議会委員 選挙長 投(開)票管理者 選挙立会人、投(開)票立会人 社会教育委員 交通指導員 文化財保護委員 情報公開・個人情報保護審議会委員 政治倫理審査会委員 特別職報酬等審議会委員 防災会議委員 国民保護協議会委員 水防協議会委員 ふれあい文化センター運営審議会委員 総合計画、都市計画審議会委員 土地区画整理審議会委員 地下水保全対策協議会委員 水道事業運営審議会委員 下水道事業運営審議会委員 農業振興地域整備促進協議会委員 畜産振興委員 地積調査実施推進委員会委員 給食センター運営委員会委員 図書館協議会委員 文化ホール運営審議会委員 同和対策推進協議会委員

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	条例、規則等の取扱い	小項目名	1 条例及び規則等
協議内容	条例及び規則等の取扱いについて		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の条例・規則等を適用する。 ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例・規則等の制定、改正等を行う。		

制 度 比 較				
	熊 本 市		植 木 町	
	市 町 別 内 容		条例 300 規則 360 訓令（規程） 138 その他 19 合計 817本（H20.10.6現在）	
相 違 点 と 課 題	両市町の制度の違いによる条例、規則等の相違点は、数多くあると思われる。合併協議結果に基づく熊本市の条例、規則等の制定又は改正により対応。			

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	消防防災	小項目名	1 非常備消防（消防団）
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員への報酬及び費用弁償の金額の取り扱いをどのようにするのか。 ・消防団の組織はどのように編成するのか。 		
合併協議会協議結果（調整方針）	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>1. 名称：熊本市消防団</p> <p>2. 消防団の組織（実員H20.10.6現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団 長 1名 ・副 団 長 12名 ・分 団 長 75名 ・副分団長 80名 ・部 長 152名 ・班 長 443名 ・団 員 2,765名 合 計 3,528名（条例定数 3,781名） （12方面隊 75ヶ分団 152部） <p>3. 団員報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団 長 74,000円 ・副 団 長 59,000円 ・分 団 長 39,000円 ・副分団長 33,000円 ・部 長 24,000円 ・班 長 23,000円 ・団 員 22,000円 <p>4. 費用弁償</p> <ul style="list-style-type: none"> 訓練等に参加した場合 2,400円 消防学校入校 1日×4,000円 <p>5. 退職報償金</p> <ul style="list-style-type: none"> 5年以上在籍した団員に、勤務年数に応じて支給 	<p>1. 名称 植木町消防団</p> <p>2. 消防団の組織（実員H20.4.1現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団 長 1名 ・副 団 長 2名 ・分 団 長 9名 ・副分団長 9名 ・部 長 61名 ・班 長 244名 ・団 員 702名 合 計 1,028名（条例定数 1,100名） （8分団 61部） <p>3. 団員報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団 長 176,000円 ・副 団 長 154,000円 ・分 団 長 135,000円 ・副分団長 68,000円 ・部 長 43,000円 ・班 長 11,000円 ・団 員 11,000円 <p>4. 費用弁償</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議に参加した場合 900円 消防学校入校 1日×2,200円 <p>5. 退職報償金</p> <ul style="list-style-type: none"> 5年以上在籍した団員に、勤務年数に応じて支給
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員への報酬は、部長以上は植木町が高いが、班長・団員は、熊本市が高い。 ・消防団組織の再編について検討が必要である。 	

熊本市・植木町協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	消防防災	小項目名	2 消防団運営交付金
------	------	------	------------

協議内容	交付金の額に差異があり、今後どのように取り扱うのか。
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。

制 度 比 較

	熊 本 市	植 木 町																				
市町別内容	<p>消防団運営交付金 消防団の水火災等災害活動を合理的かつ効率的に運営するための交付金（熊本市消防団運営交付金交付要綱）</p> <p>1. 交付の対象</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">交付対象</th> <th style="width: 80%;">交付金額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団本部</td> <td style="text-align: right;">770,000 円</td> </tr> <tr> <td>分 団</td> <td style="text-align: right;">260,000 円</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">21 人未満</td> <td style="text-align: right;">40,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">21 人以上 31 人未満</td> <td style="text-align: right;">50,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">31 人以上 41 人未満</td> <td style="text-align: right;">60,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">41 人以上 51 人未満</td> <td style="text-align: right;">70,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">51 人以上 61 人未満</td> <td style="text-align: right;">80,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">61 人以上</td> <td style="text-align: right;">90,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 交付状況</p> <p>平成 17 年度決算 26,910 千円 平成 18 年度決算 26,970 千円 平成 19 年度予算 26,930 千円</p>	交付対象	交付金額（年額）	団本部	770,000 円	分 団	260,000 円	部		21 人未満	40,000 円	21 人以上 31 人未満	50,000 円	31 人以上 41 人未満	60,000 円	41 人以上 51 人未満	70,000 円	51 人以上 61 人未満	80,000 円	61 人以上	90,000 円	<p>消防団運営補助金 消防団活動の円滑な運営に資するもの</p> <p>1. 交付の対象 各分団 45,000 円</p> <p>2. 交付状況</p> <p>平成 17 年度決算 360 千円 平成 18 年度決算 360 千円 平成 19 年度決算 360 千円</p>
交付対象	交付金額（年額）																					
団本部	770,000 円																					
分 団	260,000 円																					
部																						
21 人未満	40,000 円																					
21 人以上 31 人未満	50,000 円																					
31 人以上 41 人未満	60,000 円																					
41 人以上 51 人未満	70,000 円																					
51 人以上 61 人未満	80,000 円																					
61 人以上	90,000 円																					
相違点と課題	熊本市は、分団運営補助以外に本部及び部に対しての交付金を支給している。																					

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	選挙管理事務	小項目名	1 投票区
協議内容	植木町の投票区の区割りについて		
合併協議会協議結果(調整方針)	植木町の投票区の区割りについては、当分の間現状のとおりとし、その後の取り扱いについては、新市において見直しを検討するものとする。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>126投票区 第一開票区(衆議院小選挙区第1区) 79投票区 第二開票区(衆議院小選挙区第2区) 47投票区</p> <p>別紙「投票区一覧表」参照</p>	<p>14投票区 ※平成19年4月に14投票区へ見直しを実施。</p> <p>別紙「投票区一覧表」参照</p>
相 違 点 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・植木町は、平成19年4月に投票区の区割りの見直し(26投票区から14投票区に)を実施したばかりであり、有権者によりやく浸透してきたところである。 ・熊本市は、有権者数や地理的条件により投票所として適当な施設があれば一校区内に複数の投票区を設置している。 	

熊本市投票区一覧表

平成20年3月5日現在

番号	投票所名称	面積 (km ²)	名簿登録者 数(人)
101	熊本市役所	0.91	2,043
102	慶徳小学校	0.49	2,422
103	五福まちづくり交流センター	0.32	2,636
104	一新小学校	0.54	4,953
105	一新幼稚園	0.74	2,093
106	上熊本老人憩いの家	0.31	1,662
107	池田地域コミュニティセンター	1.10	3,480
108	池田小学校	1.00	3,261
109	京町台保育園	0.55	2,148
110	京陵中学校	0.50	2,967
111	壺川小学校	0.80	4,113
112	藤園中学校	0.28	2,486
113	碩台小学校	0.41	3,057
114	竜南中学校	0.73	3,905
115	黒髪小学校	0.69	2,702
116	桜山中学校	2.26	4,659
117	清水小学校	1.98	5,342
118	亀井公民館	0.62	3,032
119	高平台小学校	2.20	7,694
120	化学及血清療法研究所	1.30	3,824
121	八景水谷公民館	0.76	3,158
122	城北小学校	1.22	5,164
123	清水北老人憩いの家	0.58	2,679
124	麻生田小学校	1.16	6,690
125	榆木小学校	1.12	5,332
126	楠小学校	0.80	5,371
127	武蔵小学校	0.88	5,110
128	弓削小学校	1.23	4,107
129	龍田小学校	2.15	7,644
130	宝積寺公民館	2.58	4,833
131	白川小学校	0.57	3,634
132	鎮西学園	0.40	2,831
133	九州学院	0.55	3,493
134	大江小学校	0.79	3,213
135	渡鹿団地集会室(鹿乃家)	0.70	3,729
136	託麻原小学校	1.05	6,949
137	白山保育園	0.20	2,260
138	白山小学校	0.80	5,386
139	出水小学校	0.55	4,719
140	出水校区戸井の外集会所	0.39	3,825
141	東水前寺公民館	0.57	5,216
142	熊本県庁	0.53	1,568
143	砂取小学校	1.33	5,887
144	出水中学校	0.82	6,368
145	出水南中学校	0.82	3,540
146	江津湖団地第2集会所	0.70	3,722
147	画図地域コミュニティセンター	4.66	6,099
148	湖東中学校	1.15	4,135
149	泉ヶ丘小学校	0.82	3,083
150	泉ヶ丘公民館	0.32	2,815
151	若葉小学校	0.98	4,410
152	東野中学校	1.90	6,041
153	秋津第2公民館	2.20	4,265
154	桜木小学校	2.01	9,003
155	東町小学校	1.41	4,746
156	健軍東小学校	0.53	5,400
157	健軍小学校	0.92	5,790
158	尾ノ上小学校	1.18	8,573
159	京塚公民館	0.53	2,224
160	帯山中学校	0.69	4,535
161	帯山小学校	0.88	6,582
162	帯山校区第6町内公民館	0.52	4,577
163	月出小学校	0.75	6,623

番号	投票所名称	面積 (km ²)	名簿登録者 数(人)
164	山ノ内小学校	1.59	8,942
165	長嶺小学校	2.93	8,727
166	さくら幼稚園	1.04	5,151
167	託麻南小学校	1.01	6,408
168	託麻東小学校	12.48	9,765
169	託麻北小学校	6.15	6,229
170	託麻市民センター	1.32	4,698
171	託麻西小学校	1.12	6,998
172	下南部公民館	0.62	2,526
173	西原公民館	0.26	2,560
174	西原小学校	1.70	8,300
175	西里地域コミュニティセンター	8.01	2,348
176	熊本保健科学大学	7.36	3,195
177	明德体育館	3.83	2,172
178	北部総合支所	5.08	6,131
179	北部東小学校	5.09	7,219
201	花園小学校	3.72	6,593
202	花園(牧崎)公民館	2.10	3,749
203	岳林寺	3.33	3,741
204	千原台高校	1.55	6,636
205	横手保育園	0.48	1,067
206	春日小学校	1.17	3,786
207	春日保育園	0.30	1,433
208	向山小学校	0.84	5,434
209	世安町公民館	0.80	3,259
210	本荘小学校	0.52	3,019
211	春竹小学校	1.01	6,695
212	建設技術専門学院	0.83	4,499
213	託麻中学校	2.25	9,737
214	田迎南小学校	1.27	5,111
215	御幸小学校	5.33	7,858
216	川尻小学校	1.58	3,664
217	城南中学校	2.73	5,241
218	城南小学校	1.53	2,054
219	森下保育園	0.70	3,414
220	日吉小学校	1.12	3,655
221	日吉東小学校	2.20	4,817
222	力合小学校	2.22	7,852
223	薄場団地集会所	1.13	2,795
224	古町小学校	0.54	2,809
225	花陵中学校	0.76	4,683
226	白坪小学校	1.48	5,231
227	城山小学校	4.27	7,972
228	池上小学校	7.27	5,142
229	高橋小学校	0.53	1,826
230	中島地域コミュニティセンター	2.45	1,666
231	二番公民館	5.32	1,653
232	小島小学校	2.59	2,277
233	有明保育園	2.38	570
234	松尾東小学校	4.41	660
235	松尾西小学校	5.98	1,059
236	松尾北地域コミュニティセンター	2.32	197
237	河内小学校	8.00	2,420
238	みかんの里振興センター	4.20	1,632
239	椎亀公民館	8.00	853
240	芳野小学校	14.10	1,053
241	飽田東小学校	3.54	5,353
242	飽田南小学校	3.32	1,823
243	飽田西小学校	4.78	2,265
244	中緑小学校	3.00	976
245	銭塘小学校	4.45	1,991
246	奥古閑小学校	8.10	3,099
247	川口小学校	3.68	1,957
	合計	266.20	530,453

植木町投票区一覧表

平成20年3月2日現在

番号	投票所名称	面積 (km ²)	名簿登録者 数 (人)
1	植木公民館	1.94	2,759
2	植木町健康福祉センター	3.81	3,152
3	小町もく遊館	5.62	978
4	元吉松中学校音楽室	3.13	1,070
5	吉松公民館	7.52	2,125
6	山本公民館	10.19	1,733
7	田原公民館	8.25	1,449
8	鹿南中学校体育館	5.88	1,973
9	菱形公民館	7.79	1,276
10	桜井小学校体育館	4.02	2,444
11	千本桜公民館	1.01	1,541
12	田底公民館	2.20	1,523
13	植木町ふれあい文化センター	3.58	835
14	大和公民館	0.87	2,175
合 計		65.81	25,033

協議第19号

健康福祉関係事業について（その2）

健康福祉関係事業について承認を求める。

平成21年 3月 2日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

健康福祉関係事業について

- 1 健康福祉関係事業のうち介護保険料について、平成22年度から熊本市の例に統一する。
- 2 健康福祉関係事業のうち高齢者介護用品支給事業について、熊本市の例に統一する。
ただし、植木町で認定を受け給付が決定している者については、当該要介護認定の有効期間に限り、継続するものとする。
- 3 健康福祉関係事業のうち地域包括支援センターについて、熊本市の例に統一する。
- 4 健康福祉関係事業のうちふれあいいいきサロン事業について、当分の間、現行のとおり継続する。
- 5 健康福祉関係事業のうち次の事業については、5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては新市において検討する。
 - ・ 総合健診
 - ・ 腹部超音波検診
- 6 健康福祉関係事業のうち熊本市優待証については、新市の事業として継続する。

7 健康福祉関係事業のうち診療体制・連携については、新市の北部の拠点病院として位置付け、市民病院と連携し、現在の医療機能を維持し、診療体制の改善を図る。

医師の臨時的な応援派遣については、迅速に実施し、植木病院の医師数の確保については大学等、関係医療機関に対し連携して要請等を行う。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(19 健康福祉関係事業)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
国民健康保険事業の取扱い					
1	国保料(税)率等	健康福祉部会	第3回		
介護保険事業の取扱い					
1	介護保険料	健康福祉部会	第4回		
2	高齢者介護用品支給事業	健康福祉部会	第4回		
3	地域包括支援センター	健康福祉部会	第4回		
4	ふれあいいいききサロン事業	健康福祉部会	第4回		
保健衛生事業の取扱い					
1	食生活改善事業	健康福祉部会	第3回		
2	火葬場	健康福祉部会	第3回		
3	総合健診	健康福祉部会	第4回		
4	腹部超音波検診	健康福祉部会	第4回		
各種福祉制度の取扱い					
1	緊急通報体制等整備事業	健康福祉部会	第3回		
2	障がい者社会参加促進事業	健康福祉部会	第3回		
3	熊本市優待証	健康福祉部会	第4回		
病院事業の取扱い					
1	診療体制・連携	健康福祉部会	第4回		
国民健康保険事業の取扱い					
1	国保健康づくり事業	健康福祉部会	事務局		
2	国民健康保険届出	健康福祉部会	事務局		
3	レセプト点検	健康福祉部会	事務局		
4	給付内容	健康福祉部会	事務局		
5	国保運営協議会	健康福祉部会	事務局		
6	(特)国民健康保険制度円滑化事業	健康福祉部会	事務局		
7	保険料収納員経費	健康福祉部会	事務局		
8	口座振替制度	健康福祉部会	事務局		
9	国民健康保険会	健康福祉部会	事務局		
10	納付証明等発行(国保)	健康福祉部会	事務局		
11	広域化等支援基金	健康福祉部会	事務局		
介護保険事業の取扱い					
1	介護サービス事業所	健康福祉部会	事務局		
2	介護認定調査	健康福祉部会	事務局		
3	介護保険事業計画	健康福祉部会	事務局		
4	介護保険事業状況報告	健康福祉部会	事務局		
5	介護保険推進委員会	健康福祉部会	事務局		
6	介護保険全般・財政安定化基金	健康福祉部会	事務局		
7	介護保険全般・条例・施行規則等	健康福祉部会	事務局		
8	介護保険料減免	健康福祉部会	事務局		
9	家族介護者教室開催	健康福祉部会	事務局		
10	旧措置入所者	健康福祉部会	事務局		
11	地域包括支援センター運営協議会	健康福祉部会	事務局		
12	地域密着型サービス運営委員会	健康福祉部会	事務局		
13	高額介護サービス	健康福祉部会	事務局		
14	社福減免	健康福祉部会	事務局		
15	住宅改修理由書	健康福祉部会	事務局		

16	生活管理指導短期宿泊事業	健康福祉部会	事務局		
17	地域密着型サービスの指定事務	健康福祉部会	事務局		
18	地域密着型サービスの指導監督事務	健康福祉部会	事務局		
19	通所型介護予防事業	健康福祉部会	事務局		
20	被保険者全般	健康福祉部会	事務局		
21	標準負担限度額減額	健康福祉部会	事務局		
22	福祉用具・住宅改修	健康福祉部会	事務局		
23	訪問介護利用者負担金減額	健康福祉部会	事務局		
24	訪問型介護予防事業	健康福祉部会	事務局		
25	保険料徴収	健康福祉部会	事務局		
26	家族介護者リフレッシュ事業	健康福祉部会	事務局		
27	高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業	健康福祉部会	事務局		
28	成年後見人等利用支援事業	健康福祉部会	事務局		
29	認知症高齢者等支援事業	健康福祉部会	事務局		
30	納付証明等発行(介護)	健康福祉部会	事務局		
31	障害者控除対象者認定書発行(要介護認定者)	健康福祉部会	事務局		
32	特定高齢者把握事業	健康福祉部会	事務局		
33	サロンリーダー養成事業	健康福祉部会	事務局		
34	介護予防サポーター養成事業	健康福祉部会	事務局		
35	介護予防啓発事業(いきいき教室)	健康福祉部会	事務局		
36	食の自立支援事業	健康福祉部会	事務局		
37	特定高齢者把握 介護予防啓発事業	健康福祉部会	事務局		
38	要介護者への支援体制の構築	健康福祉部会	事務局		

消防防災の取扱い

1	災害備蓄	健康福祉部会	事務局		
---	------	--------	-----	--	--

保健衛生事業の取扱い

1	害虫駆除等公衆衛生	健康福祉部会	事務局		
2	インフルエンザ予防接種	健康福祉部会	事務局		
3	結核健診	健康福祉部会	事務局		
4	個別予防接種	健康福祉部会	事務局		
5	集団予防接種	健康福祉部会	事務局		
6	胃がん検診	健康福祉部会	事務局		
7	健康増進法に基づく健康診査	健康福祉部会	事務局		
8	健康教育	健康福祉部会	事務局		
9	健康相談	健康福祉部会	事務局		
10	健康づくり(推進員)事業	健康福祉部会	事務局		
11	健康づくり推進協議会	健康福祉部会	事務局		
12	健康手帳の交付	健康福祉部会	事務局		
13	健康まつり	健康福祉部会	事務局		
14	歯科保健推進事業	健康福祉部会	事務局		
15	子宮がん検診	健康福祉部会	事務局		
16	女性健康サポート事業	健康福祉部会	事務局		
17	大腸がん検診	健康福祉部会	事務局		
18	乳がん検診	健康福祉部会	事務局		
19	肺がん検診	健康福祉部会	事務局		
20	予防接種健康被害調査委員会	健康福祉部会	事務局		
21	医師等への謝礼金	健康福祉部会	事務局		
22	保健福祉センター	健康福祉部会	事務局		
23	保健福祉情報システム総合化	健康福祉部会	事務局		
24	食品衛生協会補助金	健康福祉部会	事務局		
25	献血推進協議会補助金	健康福祉部会	事務局		
26	在宅当番医制度	健康福祉部会	事務局		
27	食の安全安心・食育推進事業	健康福祉部会	事務局		
28	犬の登録及び狂犬病予防	健康福祉部会	事務局		
29	鳥獣飼養登録手数料	健康福祉部会	事務局		

30	野生鳥獣対策	健康福祉部会	事務局		
31	狂犬病予防法関係手数料	健康福祉部会	事務局		
32	健康福祉センター「かがやき館」管理運営事業	健康福祉部会	事務局		
33	訪問指導	健康福祉部会	事務局		
各種福祉制度の取扱い					
1	生きがい推進事業	健康福祉部会	事務局		
2	介護予防施設運営委託	健康福祉部会	事務局		
3	熊本市老人憩の家	健康福祉部会	事務局		
4	敬老祝品支給等	健康福祉部会	事務局		
5	敬老の集い	健康福祉部会	事務局		
6	高齢者技能習得センター運営委託	健康福祉部会	事務局		
7	高齢者住宅改費造助成事業	健康福祉部会	事務局		
8	高齢者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会	事務局		
9	社会福祉施設整備費助成事業(老人)	健康福祉部会	事務局		
10	住宅改造居宅介護支援員派遣事業	健康福祉部会	事務局		
11	シルバー人材センター補助金	健康福祉部会	事務局		
12	生活管理指導員派遣事業	健康福祉部会	事務局		
13	ひとり暮らし高齢者訪問事業	健康福祉部会	事務局		
14	ふれあい&ヘルプ事業	健康福祉部会	事務局		
15	無料寝具乾燥事業	健康福祉部会	事務局		
16	養護老人ホーム措置費	健康福祉部会	事務局		
17	養護老人ホーム入所判定会	健康福祉部会	事務局		
18	老人クラブ補助金	健康福祉部会	事務局		
19	老人日常生活用具給付等事業	健康福祉部会	事務局		
20	老人福祉センター等運営	健康福祉部会	事務局		
21	公立知的障がい者福祉施設管理運営事業	健康福祉部会	事務局		
22	障がい児支援事業	健康福祉部会	事務局		
23	障がい者ケアマネジメント	健康福祉部会	事務局		
24	障がい者住宅改造成事業	健康福祉部会	事務局		
25	障がい者福祉センター運営事業	健康福祉部会	事務局		
26	障がい者プラン	健康福祉部会	事務局		
27	社会福祉施設整備費助成事業	健康福祉部会	事務局		
28	重症心身障がい児(者)通園事業	健康福祉部会	事務局		
29	重度障がい者支援事業	健康福祉部会	事務局		
30	重度心身障がい者医療費助成	健康福祉部会	事務局		
31	重度身体障がい(児)者日常生活用具給付事業	健康福祉部会	事務局		
32	自立支援医療(更生医療)	健康福祉部会	事務局		
33	自立支援給付(介護給付)	健康福祉部会	事務局		
34	自立支援給付(訓練等給付)	健康福祉部会	事務局		
35	心身障がい者通所援護事業補助金	健康福祉部会	事務局		
36	心身障がい者扶養共済制度	健康福祉部会	事務局		
37	身体障がい者在宅生活支援事業	健康福祉部会	事務局		
38	身体障がい者自立支援事業	健康福祉部会	事務局		
39	身体障がい者相談・指導事業	健康福祉部会	事務局		
40	身体障がい者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会	事務局		
41	精神障がい者支援事業	健康福祉部会	事務局		
42	精神保健対策事業	健康福祉部会	事務局		
43	精神保健対策事業(団体助成)	健康福祉部会	事務局		
44	地域生活支援事業	健康福祉部会	事務局		
45	知的障がい者自立支援事業	健康福祉部会	事務局		
46	知的障がい者相談・指導事業	健康福祉部会	事務局		
47	知的障がい者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会	事務局		
48	夏休み障がい児・家族支援事業	健康福祉部会	事務局		
49	補装具給付事業	健康福祉部会	事務局		
50	利用負担にかかる配慮措置事業	健康福祉部会	事務局		
51	災害弔慰金等	健康福祉部会	事務局		

52	災害見舞金等	健康福祉部会	事務局		
53	社会福祉協議会補助金	健康福祉部会	次回以降		
54	戦没者追悼式	健康福祉部会	事務局		
55	地域福祉計画	健康福祉部会	事務局		
56	民生委員・児童委員協議会	健康福祉部会	事務局		
57	行旅死亡人及び変死者の死体処理	健康福祉部会	事務局		
58	生活保護事業	健康福祉部会	事務局		
59	生活保護嘱託医	健康福祉部会	事務局		
60	地域福祉基金助成事業	健康福祉部会	事務局		
61	金婚表彰	健康福祉部会	事務局		
62	特定健康診査・特定保健指導等	健康福祉部会	事務局		
上水道事業の取扱い					
1	飲用井戸水質検査補助金	健康福祉部会	事務局		
2	飲用井戸水除去器設置補助金	健康福祉部会	事務局		
病院事業の取扱い					
1	病院設置条例・規則関連	健康福祉部会	事務局		
2	病院施設等の使用料・手数料	健康福祉部会	事務局		
3	公営企業法全部適用について	健康福祉部会	事務局		
4	財務に関する特例を定める規則	健康福祉部会	事務局		
5	診療材料及び消耗品(SPD供給システム)	健康福祉部会	事務局		
その他の事業の取扱い					
1	国民年金に係る諸届	健康福祉部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	介護保険事業	小項目名	1 介護保険料
------	--------	------	---------

協議内容	基準額及び所得段階が違うため、どのように取り扱うのか。
合併協議会協議結果(調整方針)	平成22年度から熊本市の例に統一する。

制 度 比 較						
市町別内容	熊 本 市			植 木 町		
		1.基準額 年額 55,200 円(月 4,600 円) 2.保険料率			1.基準額 年額 55,800 円(月 4,650 円) 2.保険料率	
	所得段階	対象になる方	保険料率	所得段階	対象になる方	保険料率
	第 1 段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	0.50	第 1 段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	0.50
	第 2 段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下	0.50	第 2 段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下	0.50
	第 3 段階	住民税非課税世帯で第 1・第 2 段階に該当しない	0.75	第 3 段階	住民税非課税世帯で第 1・第 2 段階に該当しない	0.75
	第 4 段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	1.00	第 4 段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	1.00
	第 5 段階	本人が住民税課税で、所得金額が 200 万円未満	1.25	第 5 段階	本人が住民税課税で、所得金額が 200 万円未満	1.25
	第 6 段階	本人が住民税課税で、所得金額が 200 万円以上 400 万円未満	1.50	第 6 段階	本人が住民税課税で、所得金額が 200 万円以上	1.50
	第 7 段階	本人が住民税課税で、所得金額が 400 万円以上	1.75	平成 20 年度激変緩和措置の継続有無・・・有		
	平成 20 年度激変緩和措置の継続有無・・・有			平成 20 年度激変緩和措置の継続有無・・・有		
	歳入予算 平成 17 年度決算 5,580,694 千円 平成 18 年度決算 6,659,987 千円 平成 19 年度決算 6,911,239 千円			歳入予算 平成 17 年度決算 289,035 千円 平成 18 年度決算 372,966 千円 平成 19 年度決算 388,331 千円		
相違点と課題	基準額及び所得段階が違うため協議が必要。 経過措置処理のためシステムの統合が必須。					

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	介護保険事業	小項目名	2 高齢者介護用品支給事業
協議内容	対象者と支給方法が異なるため、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、植木町で認定を受け給付が決定している者については、当該要介護認定の有効期間に限り、継続するものとする。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>対象者…在宅 介護認定で4及び5と判定された者 市民税非課税世帯に属する者 在宅において紙オムツが必要な者</p> <p>対象品目 ①尿取りパッド(レギュラー、スーパー) ②はくパンツタイプの紙おむつ ③テープ止めタイプ(レギュラー、スーパー)の紙おむつ ④フラットタイプ(レギュラー、スーパー)の紙おむつ</p> <p>支給方法 ①紙おむつは現物支給(1パック単位) ②1月あたり6,250円上限</p> <p>実施方法…委託 ①利用者は包括支援センターに申請し、包括は市に申請書を送付する ②市は契約業者に申請書に記載されているオムツ等を配達 ③契約業者は2ヶ月分を一括して市に請求する</p> <p>支出科目…委託料(地域支援事業の任意事業)</p> <p>実績 H17年度決算 7,191千円(152人) H18年度決算 6,514千円(136人) H19年度決算 6,505千円(141人)</p>	<p>市町村特別給付(おむつ購入費給付事業) 対象者…要介護1以上の認定を受け在宅においてオムツを使用し、町がその認定をした者。</p> <p>対象品目 ①紙オムツ ②布オムツ ③尿取りパット ④オムツカバー</p> <p>オムツ購入費の給付の額 ・おむつ購入に要した額の100分の90に相当する額とする(ただし、1ヶ月あたりの給付額は9,000円を限度とする) 対象者は、資格認定申請書を町に提出し認定を受け、おむつ購入指定店届出書及びおむつ購入費代理受領届を町に対し提出する。 当事業は、町長が指定する町内のおむつ取扱指定店で実施する。</p> <p>H17年度決算 12,799千円 H18年度決算 14,256千円 H19年度決算 16,375千円 平成20年5月時点利用者数(223名)</p>
相違点と課題	<p>・対象者 熊本市(要介護4.5の非課税世帯) 植木町(要介護1以上)</p> <p>・支給方法 熊本市(現物支給) 植木町(購入費の100分の90を支給)</p> <p>・支給月 熊本市(2ヶ月) 植木町(1ヶ月)</p>	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	介護保険事業	小項目名	3 地域包括支援センター
------	--------	------	--------------

協議内容	地域包括支援センターの運営主体の取り扱いについて
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。

制 度 比 較

	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>○地域包括支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置方法 委託 ・設置箇所 27 箇所 ・予算上の配置職員 3名 ・1 センターの年間委託料 1,500 万円 <p>平成 18 年度決算 390,000 千円 平成 19 年度決算 390,000 千円</p>	<p>○植木町地域包括支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置方法 直営 ・設置箇所 1 箇所 <p>平成 20 年度 11 名のスタッフ 町職員 4 名(保健師 2 名・看護師 1 名・主任ケアマネ 1 名)、臨時職員等7名(主任ケアマネ 1 名・ケアマネ 2 名・社会福祉士 1 名、看護師 1 名・ケアマネ 1 名・事務職 1 名)</p> <p>平成 18 年度決算 46,713 千円 平成 19 年度決算 68,749 千円 平成 20 年度予算 86,705 千円</p>

相違点と課題	<p>熊本市は委託であり、植木町は直営である。</p> <p>現在のサービス低下をきたさないように、委託先の選定及び、行政と委託先との業務分担連携等を考慮しつつ選定まで経過措置を設定することが必要。</p>
--------	---

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	介護保険事業	小項目名	4 ふれあいいきいきサロン事業
------	--------	------	-----------------

協議内容	植木町独自の事業であるふれあいいきいきサロン事業の取り扱いについて検討する。
合併協議会協議結果(調整方針)	当分の間、現行のとおり継続する。

制 度 比 較

	熊 本 市	植 木 町												
市 町 別 内 容	<p>【参考】 各地域にて実施 (校区社協、自治会等)</p> <p>技術的支援を社会福祉協議会、包括支援センター、保健福祉センター等で行っている。</p> <p>内容：健康相談、健康体操、健康講話、季節行事、茶話会、介護予防に関する講話と実技</p> <p>実績：</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>箇所数</th> <th>参加者数</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td style="text-align: center;">163</td> <td style="text-align: center;">16,646</td> <td style="text-align: center;">693</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度 (9 月末)</td> <td style="text-align: center;">178</td> <td style="text-align: center;">10,197</td> <td style="text-align: center;">760</td> </tr> </tbody> </table>	年度	箇所数	参加者数	回数	平成 19 年度	163	16,646	693	平成 20 年度 (9 月末)	178	10,197	760	<p>目的：高齢者が住み慣れた所で歩いて通える場所に集い、交流を持つことで、閉じこもりを防ぎ、要介護状態にならないように、地域で自立した生活が送れる。(1 か月 1 回～4 回開催)</p> <p>場所：歩いて通える地域の公民館や個人宅</p> <p>内容：茶話会、健康体操、健康チェック、介護予防教室</p> <p>参加料：本人負担なし。</p> <p>実施方法：現場支援は社会福祉協議会へ委託</p> <p>実績：</p> <p>平成 18 年度・開催箇所 87 箇所 参加実人数 1,364 名 平成 19 年度・開催箇所 101 箇所 参加実人数 1,519 名</p> <p>決算</p> <p style="margin-left: 20px;">平成 18 年度・・・7,223 千円 平成 19 年度・・・7,690 千円</p>
年度	箇所数	参加者数	回数											
平成 19 年度	163	16,646	693											
平成 20 年度 (9 月末)	178	10,197	760											

相違点と課題	<p>植木町は直営の事業であり、地域に根ざし、住民からも高い評価を得ている。</p> <p>平成20年度に介護予防拠点整備として、サロンを開催している地区公民館の改修(53ヶ所)を行い、サロン事業の充実と参加者の増加を見込んでいる。</p>
--------	--

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	保健衛生事業	小項目名	3 総合健診
協議内容	総合健診の実施方法等について協議		
合併協議会協議結果(調整方針)	5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては新市において検討する。		

制 度 比 較																																			
	熊 本 市	植 木 町																																	
市町別内容	<p>総合健診は実施していないが、一部、胃・肺・大腸がんについては、セット検診を実施している。</p> <p>(参考)</p> <p>その他の個別検診</p> <p>(1) 検診車で行う集団検診</p> <p>①胃がん検診</p> <p>②肺がん検診</p> <p>③大腸がん検診</p> <p>④結核検診</p> <p>(2) 医療機関等で受診する個別検診</p> <p>①乳がん検診</p> <p>②子宮がん検診</p> <p>③女性健康サポート事業</p>	<p>総合健診</p> <p>1. 対象者: 40歳以上</p> <p>2. 実施期間: 6月(10日間)</p> <p>3. 実施場所: 健康福祉センター「かがやき館」</p> <p>4. 個人負担金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>かがやき健診</td> <td>40歳以上</td> <td style="text-align: right;">6,300円</td> </tr> <tr> <td>かがやき小町健診</td> <td>40歳代(偶数年齢)</td> <td style="text-align: right;">8,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40歳代(奇数年齢)</td> <td style="text-align: right;">14,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50歳以上(偶数年齢)</td> <td style="text-align: right;">8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50歳以上(奇数年齢)</td> <td style="text-align: right;">12,600円</td> </tr> </table> <p>5. 委託料</p> <p>かがやき健診(男女)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>40歳以上 64歳</td> <td style="text-align: right;">18,936円</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td style="text-align: right;">20,406円</td> </tr> </table> <p>かがやき小町健診(女性のみ)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>40歳代</td> <td style="text-align: right;">26,575円</td> </tr> <tr> <td>50歳以上 64歳</td> <td style="text-align: right;">25,047円</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td style="text-align: right;">26,517円</td> </tr> </table> <p>6. 委託先: 熊本県総合健康福祉センター</p> <p>7. 健診内容: 問診、診察、血液検査、尿検査、肝炎検査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、腹部超音波健診、前立腺がん検診、子宮がん・乳がん検診(女性)</p> <p>7. 受診者数(平成18年度): 1,356人</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>平成17年度決算</td> <td style="text-align: right;">25,329千円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度決算</td> <td style="text-align: right;">29,499千円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度決算</td> <td style="text-align: right;">30,389千円</td> </tr> </table>	かがやき健診	40歳以上	6,300円	かがやき小町健診	40歳代(偶数年齢)	8,600円		40歳代(奇数年齢)	14,100円		50歳以上(偶数年齢)	8,200円		50歳以上(奇数年齢)	12,600円	40歳以上 64歳	18,936円	65歳以上	20,406円	40歳代	26,575円	50歳以上 64歳	25,047円	65歳以上	26,517円	平成17年度決算	25,329千円	平成18年度決算	29,499千円	平成19年度決算	30,389千円		
かがやき健診	40歳以上	6,300円																																	
かがやき小町健診	40歳代(偶数年齢)	8,600円																																	
	40歳代(奇数年齢)	14,100円																																	
	50歳以上(偶数年齢)	8,200円																																	
	50歳以上(奇数年齢)	12,600円																																	
40歳以上 64歳	18,936円																																		
65歳以上	20,406円																																		
40歳代	26,575円																																		
50歳以上 64歳	25,047円																																		
65歳以上	26,517円																																		
平成17年度決算	25,329千円																																		
平成18年度決算	29,499千円																																		
平成19年度決算	30,389千円																																		
相違点と課題	<p>植木町が実施している総合健診の中のメニューで、腹部超音波と前立腺がんを除き、各種検診やがん検診などは熊本市も実施しているが、総合健診という形では熊本市は、実施していない。</p>																																		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	保健衛生事業	小項目名	4 腹部超音波検診
協議内容	実施方法等について協議		
合併協議会協議結果(調整方針)	5年間現行のとおりに継続し、その後の取り扱いについては新市において検討する。		
制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
市町別内容	実施なし	<p>腹部超音波検診 総合健診、複合健診で実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象者: 40 歳以上 2. 実施期間: 6 月(総合健診 10 日間、複合健診 5 日間) 3. 実施場所: 健康福祉センター「かがやき館」 ※平成 20 年度から複合健診として、校区3~4箇所を巡回(厚生連合会に委託)し、11 月にも追加実施。 4. 個人負担金: 複合健診時: 40 歳~69 歳 1,100 円 70 歳以上 400 円 総合健診時は、総合健診個人負担金に含まれる。 5. 委託料: 3, 360円 6. 委託先: 熊本県総合健康福祉センター 7. 受診者数(平成18年度): 1,627 人 (総合健診での受診者含む) <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">平成17年度決算 5,467 千円 平成18年度決算 6,415 千円 平成19年度決算 6,932 千円</p>	
相違点と課題	熊本市は、腹部超音波検診を実施していない。		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	各種福祉制度	小項目名	3 熊本市優待証
協議内容	植木町の高齢者、障害者及び被爆者の方々について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	新市の事業として継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>高齢者、障害者及び被爆者の積極的な外出を支援し、健康で生き生きとした生活を送っていただくよう、熊本市の公共施設の入場料や市内を運行するバス・電車の利用を優待する熊本市優待証(通称:さくらカード)を交付する。</p> <p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・70 歳以上の高齢者 ・3 級以上の身体障害者、B1 以上の知的障害者、3 級以上の精神障害者 ・被爆者手帳の交付を受けた者 <p>バス・電車の利用にあたっては、次の割合による本人負担により、運賃に換算して 5000 円分乗車できるプリペイドカード(おでかけ乗車券)を購入し、さくらカードの提示により運賃を支払う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・被爆者 → 運賃の 2 割(1,000 円) ・障害者 → 運賃の 1 割 (500 円) <p style="margin-top: 20px;">平成 17 年度決算 690,361 千円 平成 18 年度決算 648,368 千円 平成 19 年度決算 631,245 千円</p>	該当なし
相 違 点 と 課 題		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	病院事業	小項目名	1 診療体制・連携
協議内容	診療体制及び両病院の協力体制		
合併協議会協議結果(調整方針)	<p>新市の北部の拠点病院として位置付け、市民病院と連携し、現在の医療機能を維持し、診療体制の改善を図る。</p> <p>医師の臨時的な応援派遣については、迅速に実施し、植木病院の医師数の確保については大学等、関係医療機関に対し連携して要請等を行う。</p>		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市町別内容	<p>○熊本市立熊本市市民病院 診療科22科病床数562床(一般病床550床、感染症12床)を有する地域医療の中核的な総合病院として、年間入院患者数約17万人、外来患者数約25万人を数え、一般医療のほか高度・特殊医療を担当しながら自治体病院としての役割を果たしている。担うべき4本の医療の柱として、①周産母子期医療、②悪性新生物(がん)医療、③生活習慣病医療、④救急医療を掲げている。</p> <p>[延床面積](34,912.79 m²) [診療科目](22科) 内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、歯科、麻酔科</p> <p>[外来] 診療日 月曜日～金曜日 受付時間 初診および予約なし 8:30～11:00 再診(予約の方) 8:30～15:00 (一部11時まで) 診療時間 8時30分～上記時間内に受付を終了した患者の診察が終了するまで 休診日 土曜日・日曜日、祝祭日 12月29日～翌年1月3日まで [救急外来] 24時間常時受付</p> <p>※熊本市市民病院から他医療機関への医師の応援派遣については、「熊本市市民病院医師の地域医療に関する診療派遣協力基準」に基づき、実施している。</p>	<p>○植木町国民健康保険植木病院 鹿本医療圏域における植木地区で国保直診病院として、地域に密着した地域医療提供に併せて保健(健康づくり)・福祉・介護までを総合的に提供する地域ケアシステムの拠点の役割を担っている。</p> <p>[延床面積](10,564.27 m²) [診療科目](7科) 内科、外科、整形外科、循環器科、リハビリテーション科、放射線科(非常勤)、脳神経外科(非常勤)</p> <p>[外来] 診療日 月曜日～金曜日 受付時間 8:30～11:30 診療時間 8時30分～上記時間内に受付を終了した患者の診察が終了するまで。 休診日 土曜日・日曜日、祝祭日 12月29日～翌年1月3日まで [救急外来] 24時間常時受付</p>
相違点と課題		

協議第 2 2 号

経済振興関係事業について（その 1）

経済振興関係事業について承認を求める。

平成 2 1 年 3 月 2 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

経済振興関係事業について

- 1 経済振興関係事業のうち基盤整備事業について、熊本市の例に統一する。
なお、県営南尾迫地区経営体育成基盤整備事業のうち合併年度中（平成 2 1 年度）に実施した本体事業・ハウス移転事業に係る地元分担金が合併後に支払われるときは、熊本市の制度を適用する。
- 2 経済振興関係事業のうち農地・水・環境保全向上対策事業について、現事業期間中（平成 2 3 年度まで）は、現行のとおり継続する。
- 3 経済振興関係事業のうち次の事業については、5 年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、関係機関と協議調整を行うものとする。
 - ・生産体制強化対策事業
 - ・農業用廃プラ類処理対策協議会
- 4 経済振興関係事業のうち農業振興地域整備計画変更について、両市町の計画を引き継ぎ、熊本市の見直し時期に合わせ、新市において調査・統合を行う
- 5 経済振興関係事業のうち企業立地促進事業について、熊本市の例に統一する。ただし、植木町の条例で指定を受けている企業等については、現行のとおりとする。

6 経済振興関係事業のうち中心市街地活性化対策事業について、現行のとおり継続する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(22 経済振興関係事業)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
農林水産関係事業の取扱い					
1	基盤整備事業	経済振興部会	第4回		
2	農地・水・環境保全向上対策事業	経済振興部会	第4回		
3	生産体制強化対策事業	経済振興部会	第4回		
4	農業用廃プラ類処理対策協議会	経済振興部会	第4回		
5	農業振興地域整備計画変更	経済振興部会	第4回		
商工・観光関係事業の取扱い					
1	企業立地促進事業	経済振興部会	第4回		
2	中心市街地活性化対策事業	経済振興部会	第4回		
農林水産関係事業の取扱い					
1	単県土地改良事業	経済振興部会	事務局		
2	農業用施設災害復旧工事	経済振興部会	事務局		
3	土地改良事業等補助金	経済振興部会	事務局		
4	農村環境整備計画	経済振興部会	事務局		
5	排水ポンプ場運転管理	経済振興部会	事務局		
6	排水機場	経済振興部会	事務局		
7	賦課金(熊本県土地改良事業団体連合会)	経済振興部会	事務局		
8	負担金(各協議会)	経済振興部会	事務局		
9	施設管理費	経済振興部会	事務局		
10	熊本県湛水防除事業促進協議会負担金	経済振興部会	事務局		
11	農業用水堰連絡協議会	経済振興部会	事務局		
12	加勢川水門水利調整連絡会	経済振興部会	事務局		
13	適正化事業及び基幹水利施設ストックマネジメント事業	経済振興部会	次回以降		
14	土地改良区	経済振興部会	事務局		
15	例規	経済振興部会	事務局		
16	法定外公共物(水路)の維持管理	経済振興部会	事務局		
17	緑川河口地域漁業振興対策連絡協議会	経済振興部会	事務局		
18	漁港整備事業	経済振興部会	事務局		
19	漁場整備事業	経済振興部会	事務局		
20	水産業経営基盤強化事業	経済振興部会	事務局		
21	(特)水産業金融支援事業	経済振興部会	事務局		
22	水産振興センター整備事業	経済振興部会	事務局		
23	地産地消の推進事業	経済振興部会	事務局		
24	市民と農業のふれあい促進事業	経済振興部会	事務局		
25	生産体制強化施設整備事業	経済振興部会	事務局		
26	流通施設整備事業	経済振興部会	事務局		
27	畜産施設整備事業	経済振興部会	事務局		
28	流通対策事業	経済振興部会	事務局		
29	畜産振興事業	経済振興部会	事務局		
30	森林整備計画	経済振興部会	事務局		
31	環境にやさしい農業推進事業	経済振興部会	事務局		
32	熊本市火入れに関する規則	経済振興部会	事務局		
33	熊本市酪農・肉用牛生産近代化計画	経済振興部会	事務局		
34	畜産振興協議会補助金	経済振興部会	事務局		
35	市民農園事業	経済振興部会	事務局		
36	農作物鳥獣被害対策	経済振興部会	事務局		
37	農業委員会あっせん基準	経済振興部会	次回以降		
38	農業委員会諸証明手数料	経済振興部会	事務局		
39	標準小作料	経済振興部会	事務局		

40	農地基本台帳	経済振興部会	事務局		
41	農業地域交流促進事業	経済振興部会	事務局		
42	地域農業活性化支援事業	経済振興部会	事務局		
43	経営体育成支援事業	経済振興部会	事務局		
44	農業・農村男女共同参画経費	経済振興部会	事務局		
45	(特)農業金融支援事業	経済振興部会	事務局		
46	農用地有効利用促進助成経費	経済振興部会	事務局		
47	農業振興地域整備促進協議会	経済振興部会	事務局		
48	農区長制度	経済振興部会	事務局		
49	水田農業推進協議会負担金	経済振興部会	事務局		
50	認定農業者協議会	経済振興部会	事務局		
51	4Hクラブ連絡協議会補助金	経済振興部会	事務局		
52	担い手育成総合支援協議会	経済振興部会	事務局		
53	農業後継者育成対策事業	経済振興部会	事務局		
54	農用地区域でない証明手数料	経済振興部会	事務局		
55	中山間地域振興事業	経済振興部会	事務局		
56	農業資金利子補給補助金	経済振興部会	事務局		
57	食肉センター管理運営事業	経済振興部会	事務局		
58	食肉センター施設整備事業	経済振興部会	事務局		
59	水田農業推進対策事業	経済振興部会	事務局		
60	水田農業対策推進事業	経済振興部会	事務局		
61	水田農業推進協議会	経済振興部会	事務局		
62	農業集落排水事業	経済振興部会	次回以降		
63	特定農業用管水路等特別対策事業	経済振興部会	事務局		
64	農道整備事業	経済振興部会	事務局		
65	ため池等整備事業	経済振興部会	事務局		
66	償還金	経済振興部会	事務局		
67	土地改良区運営費補助金	経済振興部会	次回以降		
68	治山事業	経済振興部会	事務局		
69	菊池台地土地改良区	経済振興部会	事務局		
70	緑川観光資源振興補助金	経済振興部会	事務局		
71	菊池川水産振興事業補助金	経済振興部会	事務局		

商工・観光関係事業の取扱い

1	観光イベント関連	経済振興部会	次回以降		
2	物産振興事業	経済振興部会	事務局		
3	工芸振興事業	経済振興部会	事務局		
4	加盟団体(観光)	経済振興部会	事務局		
5	加盟団体(物産)	経済振興部会	事務局		
6	観光客誘致対策	経済振興部会	事務局		
7	海外観光客誘致対策	経済振興部会	事務局		
8	コンベンション誘致対策	経済振興部会	事務局		
9	観光客受入対策事業	経済振興部会	事務局		
10	観光施設整備事業	経済振興部会	事務局		
11	競輪運営事業	経済振興部会	事務局		
12	熊本城復元整備事業	経済振興部会	事務局		
13	熊本城有効活用事業	経済振興部会	事務局		
14	熊本城管理事業	経済振興部会	事務局		
15	旧細川刑部邸管理事業	経済振興部会	事務局		
16	中小企業人材育成支援事業	経済振興部会	事務局		
17	中小企業金融対策事業	経済振興部会	事務局		
18	経営相談事業	経済振興部会	事務局		
19	新規創業支援事業	経済振興部会	事務局		
20	新産業分野支援事業	経済振興部会	事務局		
21	工業活性化支援事業	経済振興部会	事務局		
22	海外経済活動支援事業	経済振興部会	事務局		

23	流通機能促進事業	經濟振興部会	事務局		
24	食品工業団地活性化事業	經濟振興部会	事務局		
25	産業文化会館管理運営事業	經濟振興部会	事務局		
26	産業文化会館施設整備事業	經濟振興部会	事務局		
27	雇用対策事業	經濟振興部会	事務局		
28	職業技能向上支援事業	經濟振興部会	事務局		
29	商店街振興事業	經濟振興部会	事務局		
30	商工会補助金	經濟振興部会	次回以降		
31	中小企業団体支援事業	經濟振興部会	事務局		
32	労働環境・福祉向上事業	經濟振興部会	事務局		
33	商業活性化支援事業	經濟振興部会	事務局		
34	流通情報会館管理運営事業	經濟振興部会	事務局		
35	動植物園管理運営事業	經濟振興部会	事務局		
36	動植物園集客対策事業	經濟振興部会	事務局		
37	動植物園再編整備事業	經濟振興部会	事務局		
38	誘致企業関連事業	經濟振興部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農林水産関係事業	小項目名	1 基盤整備事業
------	----------	------	----------

協議内容	各事業の負担率について
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。 なお、県営南尾迫地区経営体育成基盤整備事業のうち合併年度中（平成21年度）に実施した本体事業・ハウス移転事業に係る地元分担金が合併後に支払われるときは、熊本市の制度を適用する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	1・基盤整備促進事業(団体営) 事業内容:農業排水施設・農道整備 負担率:国 50% 県 15% 市 35% 地元 0% 事業内容:区画整理・農業用水施設・暗渠排水 負担率:国 50% 県 15% 市 21% 地元 14% H17 年度決算 3,250 千円 H18 年度決算 30,122 千円 H19 年度決算 52,583 千円	1・基盤整備促進事業(団体営) 事業内容:農業排水施設・農道整備 負担率:国 50% 県 15% 町 35% 地元 0% 事業内容:区画整理・農業用水施設・暗渠排水 負担率:国 50% 県 15% 町 10% 地元 25% H17 年度決算 0 千円 H18 年度決算 0 千円 H19 年度決算 0 千円
	2・経営体育成基盤整備事業(県営) 事業内容:圃場整備 ソフト事業(高度化支援事業)セット 負担率:国 50% 県 27.5% 市 17.5% 地元 5% H17 年度決算 50,968 千円 H18 年度決算 42,227 千円 H19 年度決算 27,575 千円	2・経営体育成基盤整備事業(県営) 事業内容:圃場整備 ソフト事業(高度化支援事業)セット 負担率:国 50% 県 27.5% 町 10% 地元 12.5% H17 年度決算 0 千円 H18 年度決算 7,336 千円 H19 年度決算 140 千円
	3・畑地帯総合整備事業(県営) 事業内容:基盤整備 ソフト事業(高度化支援事業)セット 負担率:国 50% 県 25% 市 19% 地元 6% H17 年度決算 0 千円 H18 年度決算 0 千円 H19 年度決算 0 千円	3・畑地帯総合整備事業(県営) 事業内容:基盤整備 ソフト事業(高度化支援事業)セット 負担率:国 50% 県 25% 町 10% 地元 15% H17 年度決算 8,800 千円 H18 年度決算 5,300 千円 H19 年度決算 10,000 千円
相違点と課題	両市町の制度を比較した場合、受益者にとって地元負担割合が少ない熊本市の方が有利である。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農林水産関係事業	小項目名	2 農地・水・環境保全向上対策事業
協議内容	事業の今後の運営形態について		
合併協議会協議結果(調整方針)	現事業期間中(平成23年度まで)は、現行のとおり継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市町別内容	<p>本事業は 18 年度実験事業としてスタート 19 年度より本格的に事業開始 (事業内容) 環境保全に向けた地域ぐるみの共同・営農活動に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域連絡協議会が設立され、本事業に関する指導及び事務手続き等を主体的に行う ・ 関係市町村については、事業の最終的確認を行う <p>(費用負担) 国 50% 県 25% 市 25% 市負担額 33,561 千円</p> <p>(対象地区) 15 地区 20 年度新規 1 地区</p> <p>H19 年度決算 33,561 千円</p>	<p>本事業は 18 年度実験事業としてスタート 19 年度より本格的に事業開始 (事業内容) 環境保全に向けた地域ぐるみの共同活動等に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町において、本事業の推進及び活動組織に対する指導助言を行っている。 ・ すべての活動組織の実績報告の作成を植木町土地改良区が受託し、履行確認は町が行っている。 <p>(費用負担) 国 50% 県 25% 町 25% 町負担額 14,972 千円</p> <p>(対象地区) 34 地区(内 1 地区は小学校校区単位) 20 年度新規地区 なし</p> <p>H19 年度決算 14,972 千円</p>
相違点と課題		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農林水産関係事業	小項目名	3 生産体制強化対策事業
協議内容	農業生産対策の取扱いについて比較検討する。		
合併協議会協議結果(調整方針)	5年間現行のとおりに継続し、その後の取扱いについては、関係機関と協議調整を行うものとする。		

制 度 比 較	
	熊 本 市
市 町 別 内 容	<p style="text-align: center;">熊 本 市</p> <p>生産体制強化対策事業</p> <p>1. 目的 農産物の高品質化や低コストなど生産体制の強化を図り、収益性の高い営農形態を確立し、農業経営の安定化を図る。</p> <p>2. 事業内容 ①みかん実験農場、土壌病虫検査室の運営 ②各種団体への助成：生産体制強化のための組織活動に対する支援 ③農業生産総合対策の推進：農産物の品質向上、生産体制の確立のための支援 (国庫補助事業、熊本県補助事業の要綱・要領及び熊本市農林水産振興補助金事務取扱要綱に基づく支援)</p> <p>3. 内訳 ①施設管理経費 (10,900 千円) ②各種団体助成経費 (11,983 千円) ○ 熊本市農畜産物出荷協議会 11,000 千円 ○ 熊本県花き協会 376 千円 ○ 熊本県野菜振興協議会 300 千円 ○ 熊本地区木材需要拡大協議会 50 千円 等 ③農作物鳥獣被害対策経費 (1,110 千円)</p> <p>平成 17 年度決算 27,932 千円 平成 18 年度決算 35,502 千円 平成 19 年度決算 23,993 千円</p>
	<p style="text-align: center;">植 木 町</p> <p>地域農業活性化事業補助</p> <p>1. 目的 各種団体の様々な活動・地域農業者自らの発案と創意工夫による取り組みを支援し、育成強化を図り、地域農業の活性化を図る。</p> <p>2. 事業内容 各種団体への組織活動、農業政策の周知・推進の活動並びに品質向上、生産体制の確立のための助成。 (植木町農業振興補助金交付規則に基づく支援)</p> <p>3. 内訳 ①各種団体助成 (6,200 千円) ○JA 鹿本 H. 19 (H. 20 見込) 各種部会等育成事業補助 3,500 千円 (2,625 千円) 地域農業活性化事業補助 2,700 千円 (2,025 千円) ②有害鳥獣捕殺委託料 (490 千円)</p> <p>平成 17 年度決算 6,390 千円 平成 18 年度決算 6,390 千円 平成 19 年度決算 6,690 千円</p>
相違点と課題	<p>土壌病虫検査室等の運営管理経費については、熊本市のみである。 植木町では、平成 20 年度に団体助成の一部を見直し、政策的補助に移行中である。</p>

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農林水産関係事業	小項目名	4 農業用廃プラスチック類処理対策協議会
------	----------	------	----------------------

協議内容	植木町のための制度も含んでおり合併後の新市の方針について検討する。
合併協議会協議結果(調整方針)	5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、関係機関と協議調整を行うものとする。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>熊本市農業用廃プラスチック類処理対策協議会</p> <p>1.目的 協議会は農業用廃プラの処理について資源の有効利用を図るためリサイクルを基本とした再生処理を目標に、農家の意識向上・適正処理への誘導を図り、農業における環境への負荷を軽減した取り組みが行われるよう推進する。</p> <p>2.会長 熊本市農協園芸部会 部会長 馬原民雄</p> <p>3.人員 10名</p> <p>4.構成 熊本県熊本農政事務所農業振興課 " 農業普及指導課 熊本市生産流通課 熊本市農業協同組合 熊本県経済連園芸資材課 熊本県農業用フィルム商業会 JA 熊本市園芸・果樹・普通作・花卉部会</p> <p>5.補助金額 該当なし</p>	<p>植木町農業用廃プラスチック類処理対策協議会</p> <p>1.目的 協議会は、町・農協・商工会・生産者が協力して農業用廃プラスチック類の適正な処理を推進し、これらの放置によって生ずる諸種の弊害を防止し、生産環境の美化に資する。</p> <p>2.会長 植木町長 藤井 修一</p> <p>3.会員 43名</p> <p>4.構成 議会代表、JA鹿本地区担当理事、商工会代表 植木町産業振興課、JA鹿本、農家組合長代表 嘱託員代表、農業委員代表 他</p> <p>5.補助金額 平成17年度決算 130千円 平成18年度決算 130千円 平成19年度決算 130千円</p>
相違点と課題	<p>植木町では組織運営支援補助金が設けられているが、熊本市では助成していない。</p> <p>熊本市と植木町の協議会では業務が異なる。</p> <p>事業については、JAとの関わりが深い為、別途JAを含めた調整が必要。</p>	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農林水産関係事業	小項目名	5 農業振興地域整備計画変更
------	----------	------	----------------

協議内容	農業振興地域整備計画の変更(全体見直し)時期について
合併協議会協議結果(調整方針)	両市町の計画を引き継ぎ、熊本市の見直し時期に合わせ、新市において調査・統合を行う。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>1.目的 自然的、社会的、経済的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図る必要があると認められる地域について、その地域の整備に関して必要な施策を計画的に推進するための措置を講じることにより、農業の健全な発展を図るとともに国土資源の有効活用を図る。</p> <p>2.全体見直し(変更年度:平成18年度) 平成23年度以降見直し予定</p> <p>3.根拠法 農業振興地域の整備に関する法律</p> <p>平成 17 年度決算 861 千円 平成 18 年度決算 0 千円 平成 19 年度決算 0 千円</p>	<p>1.目的 自然的、社会的、経済的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図る必要があると認められる地域について、その地域の整備に関して必要な施策を計画的に推進するための措置を講じることにより、農業の健全な発展を図るとともに国土資源の有効活用を図る。</p> <p>2.全体見直し (変更年度:現在作業中、平成21年度終了見込)</p> <p>3.根拠法 農業振興地域の整備に関する法律</p> <p>平成 17 年度決算 0 千円 平成 18 年度決算 0 千円 平成 19 年度決算 0 千円</p>
相違点と課題		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	商工・観光関係事業	小項目名	1 企業立地促進事業
協議内容	現在、両市町がそれぞれ独自に企業立地に関する支援制度を設定しているため、新市になった場合の制度のあり方について協議。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。ただし、植木町の条例で指定を受けている企業等については、現行のとおりとす。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>企業立地促進事業</p> <p>【事業目的】 環境・情報通信等の新規成長分野をはじめ、雇用吸収力が高く波及効果大きい製造業を軸に本市への立地を促進することにより、雇用の場の拡大・市民所得の向上など経済の活性化を図る。</p> <p>【事業内容】 ○企業立地促進条例等に基づく立地促進 ・条例に基づく立地促進は補助金で対応</p> <p>(1) 交付対象者 市内に事業所を新設・増設・移設する企業</p> <p>(2) 交付内容</p> <p>①固定資産税、都市計画税及び事業に係る事業所税相当額(3ヵ年度分)</p> <p>②土地取得費の一部又は賃料に要した3年間分の経費の1/2</p> <p>③新規常用従業員数1人につき 正社員50万円、正社員以外15万円</p> <p>④設備投資補助金 投下固定資産額の10%を補助</p> <p>(3) 限度額 20億円(①～④の合計額)</p> <p>◇決算額(補助金のみ、事務経費を除く)</p> <p>平成17年度決算 131,966千円 平成18年度決算 70,762千円 平成19年度決算 16,815千円</p>	<p>企業立地促進事業</p> <p>【事業目的】 地域の産業振興を図る上で、地域経済への波及効果が大きく優良と認められる企業の立地を促進することで、産業の振興、雇用の拡大を図る。</p> <p>【事業内容】 ○植木町工場等設置奨励条例等に基づく企業誘致 ・条例に基づく補助金制度で対応</p> <p>(1)交付対象者 植木町内に工場等を新設又増設する企業</p> <p>(2)交付内容</p> <p>①最初の年度において賦課された固定資産税額の1/2相当額(3ヵ年度分)</p> <p>②事業の用に供する目的で取得した3千㎡以上の土地で取得価格の1/10相当額(限度額1千万円)</p> <p>③新規常時雇用者1人あたり30万円(限度額300万円)</p> <p>◇決算額(補助金のみ)</p> <p>平成17年度決算 1,176千円 平成18年度決算 1,698千円 平成19年度決算 3,449千円</p> <p>・条例に基づく固定資産税の免除(3ヵ年)</p> <p>(1)交付対象者 農村地域工業等導入促進法に規定する総務省令で定める地区内に立地する企業 (第二正清地区・石川地区の2箇所)</p>

	<p>(2)免除内容 土地・家屋・償却資産に関するすべての固定資産税 ◇固定資産税の免除件数 平成 17 年度 0件 平成 18 年度 0件 平成 19 年度 0件</p>
相違点と課題	<p>企業立地に対する支援制度について、交付内容は概ね類似しているが交付額等に相違がある。</p>

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	商工・観光関係事業	小項目名	2 中心市街地活性化対策事業
------	-----------	------	----------------

協議内容	中心市街地活性化のための支援についてどう取り扱うか
合併協議会協議結果(調整方針)	現行のとおり継続する。

制 度 比 較

	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>1. 中心市街地活性化協議会運営支援事業 中心市街地活性化協議会の円滑な運営を支援する。</p> <p>2. まちなか賑わい創出事業 音楽・大道芸等によるストリートパフォーマンス活動を年間を通じて支援し、まちなかの賑わい創出を図る。</p> <p>3. 城下町大にぎわい市 10月第2土曜・日曜、シンボルロード周辺の公共スペースと道路を一部歩行者天国に活用し、熊本の全国に誇れる味と技をアピールする物産展等を開催する。</p> <p style="text-align: right;">平成 17 年度決算 9,500 千円 平成 18 年度決算 11,500 千円 平成 19 年度決算 16,000 千円</p>	<p>1. 中心市街地商業活性化業務委託事業 中心市街地の都市再生に向けた土地区画整理事業推進、商店街の活性化を図るため、植木まちづくり株式会社への業務委託を実施。</p> <p>(業務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区画事業進捗に合わせた街並み形成事業 ・ テナントミックス拠点形成事業 ・ 商店街整備事業 ・ 中心市街地活性化協議会の運営 ・ その他の事業 <p style="text-align: right;">平成 17 年度決算 4,000 千円 平成 18 年度決算 4,000 千円 平成 19 年度決算 4,000 千円</p>
相違点と課題		

